

豊見城市
都市計画マスタープラン
[第3版]
(素案)

令和8年5月時点
豊見城市

目次(案)

I 導入編	1
第1章 都市計画マスタープランの概要	2
1-1 都市計画マスタープランとは.....	2
(1) 都市計画マスタープランの目的と役割	2
(2) 計画の位置づけ.....	3
1-2 改定の方針について.....	4
(1) 改定の背景.....	4
(2) 社会経済動向からみた改定ポイント	5
1-3 計画の目標年度及び対象区域.....	6
1-4 計画の構成.....	6
第2章 都市づくりの現状と課題	7
2-1 都市の現状.....	7
(1) 人口.....	7
(2) 市街地.....	9
(3) 道路・交通.....	13
(4) 都市環境.....	16
(5) 防災.....	18
(6) 観光.....	19
(7) 福祉・教育.....	21
2-2 都市づくりの課題.....	23
II 全体構想編	29
第3章 目指す都市の姿	30
3-1 都市の将来像と都市づくりの目標.....	30
(1) 都市の将来像.....	30
(2) 都市づくりの目標設定の考え方	31
(3) 都市づくりの目標.....	32
3-2 将来人口フレーム.....	34
3-3 将来都市構造.....	35
(1) 考え方の整理.....	35
(2) 将来都市構造の構成.....	38

第4章 土地利用の方針	42
4-1 土地利用方針.....	42
第5章 分野別方針	46
■都市づくりの目標から分野別方針への展開.....	46
5-1 市街地および拠点形成に関する方針.....	48
5-2 道路・交通に関する方針.....	54
5-3 都市環境形成に関する方針.....	60
5-4 都市防災に関する方針.....	65
5-5 景観・観光交流に関する方針.....	70
5-6 その他都市施設整備等に関する方針.....	75
5-7 DX・イノベーションに関する方針.....	78
Ⅲ 地域別構想編	81
第6章 地域区分	82
6-1 地域区分の考え方.....	82
6-2 地域別の概況.....	83
第7章 地域別方針	84
7-1 東部地域に関する方針.....	84
7-2 中央地域に関する方針.....	90
7-3 西部地域に関する方針.....	98
7-4 西海岸地域に関する方針.....	104
Ⅳ 推進方策編	111
第8章 都市づくりの推進方策	112
8-1 市民参画による都市づくり.....	112
8-2 都市計画の具体化.....	115
8-3 本計画の評価や改定.....	117

I 導入編

第1章 都市計画マスタープランの概要

1-1 都市計画マスタープランとは

(1) 都市計画マスタープランの目的と役割

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、豊見城市（以下、「本市」という。）が定める計画です。具体的には、土地利用や道路、公園、下水道などの都市施設、自然環境、景観といった都市を構成する様々な要素について、整備や保全の総合的な指針を示すものです。

都市計画マスタープランは個別の具体的な事業内容を決めるものではありませんが、本市の都市計画は都市計画マスタープランに即して定めることとなります。

主な役割は、以下の3点に整理できます。

■都市計画マスタープランの役割

①目標設定：具体的かつ共有可能な都市づくりの将来像を確立する

実現すべき具体的なまちの将来像を示し、行政、市民、事業者が共有できる都市づくりの目標を設定します。

②実現のための基本方針：都市づくりの実現に向けた都市計画の方針を示す

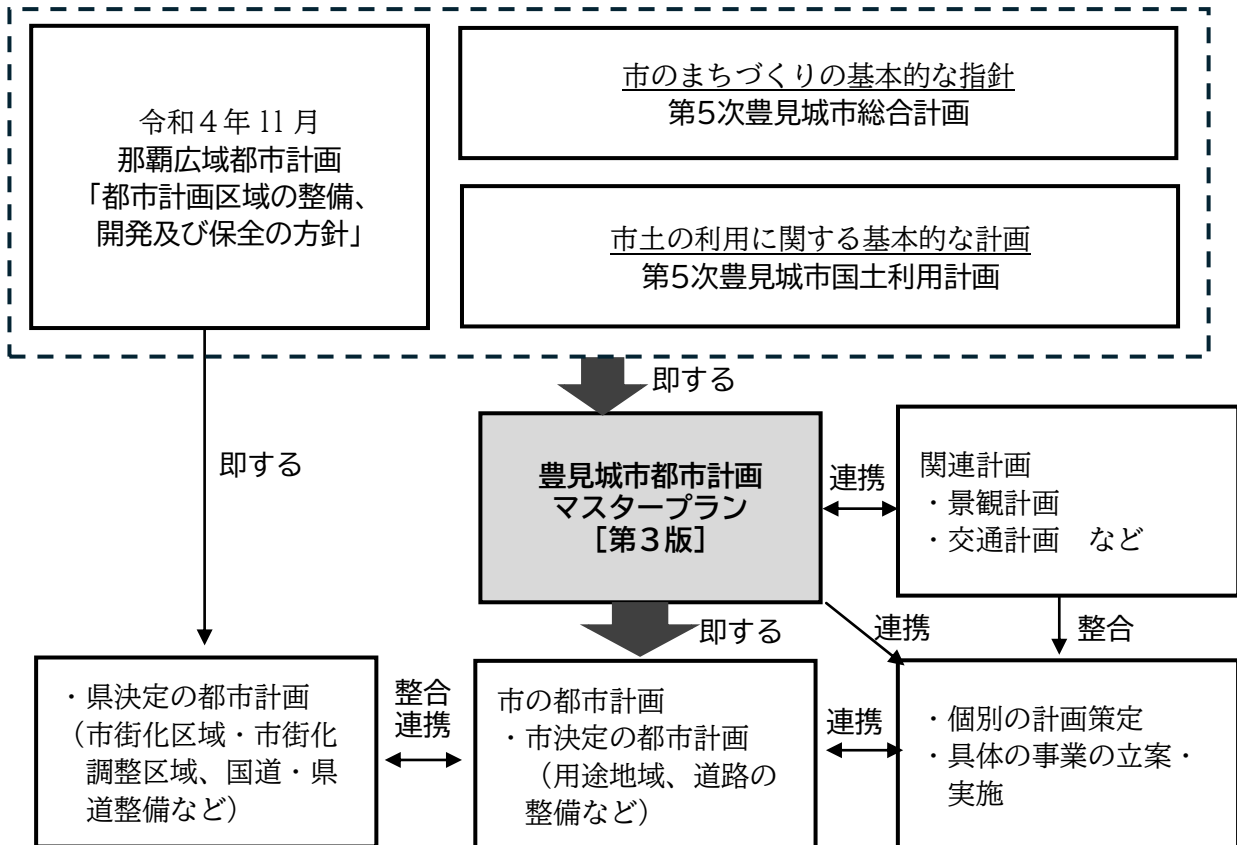
将来像を実現するための都市計画に関する基本的な方針を提示します。

③対話と協働：地域の意見を反映し、都市づくりへの理解と協力を促進する

都市計画の円滑な実現に向けて、地域と共に課題や方向性を共有し、対話と協働による取組を推進するための基盤となります。

(2) 計画の位置づけ

都市計画マスタープランは、沖縄県が広域的な観点から都市計画の方針を定める那覇広域都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と本市が策定する「第5次豊見城市総合計画」、「第5次豊見城市国土利用計画」などの上位計画に即しつつ、各種の関連計画と整合又は連携を図ることとします。



1-2 改定の方針について

(1) 改定の背景

本市では、平成21年3月に「豊見城市都市計画マスタープラン」を策定し、都市づくりを進めてきました。

平成29年3月には、国道331号の全線4車線開通や新庁舎建設事業といった本市を取り巻く情勢変化を踏まえ、「市の自立性・求心力を高める都市づくり」と「広域都市圏の一体的な発展に貢献する都市づくり」の2つのテーマを掲げた「豊見城市都市計画マスタープラン [第2版]」（以下、「前回計画」という。）に改定しました。

改定以降も、全国的な少子高齢化の進行や人口減少、自然災害の激甚化・頻発化など、社会情勢は大きく変化し続けています。これに伴い、上位計画である「那覇広域都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「第5次豊見城市総合計画」、「第5次豊見城市国土利用計画」等も新たに策定されました。

こうした上位計画の見直しに加え、前回計画も計画期間を迎えたことから、新たな都市づくりの方針を明確にするため、この度「豊見城市都市計画マスタープラン [第3版]」（以下、「本計画」という。）を策定します。

■平成29年3月以降の主な状況変化

①上位・関連計画など

- ・那覇広域都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（令和4年11月改定）
- ・第5次豊見城市総合計画（令和3年3月策定）
- ・第5次豊見城市国土利用計画（令和4年3月策定）
- ・豊見城市国土強靱化地域計画（令和6年11月一部変更）
- ・豊見城市交通基本計画（令和3年2月策定）
- ・豊見城市総合交通戦略（令和4年3月策定）
- ・豊見城市地域公共交通計画（令和5年3月策定）
- ・豊見城市地域防災計画（平成29年6月修正）
- ・豊見城市公共施設等総合管理計画（令和4年3月改定）
- ・豊見城市立学校施設長寿命化計画（令和3年3月策定）
- ・豊見城市住生活基本計画（令和元年9月策定）
- ・地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）（令和7年3月策定）
- ・豊見城農業振興地域整備計画（令和2年6月変更）
- ・第2次豊見城市観光振興計画（令和6年3月策定）
- ・瀬長島観光拠点機能強化計画（令和6年11月策定）
- ・とみぐすく「まちの顔」拠点づくり計画書（平成29年3月策定）
- ・豊見城市森林整備計画（令和4年3月変更）
- ・とみぐすくハッピープラン（令和7年3月策定）
- ・森ヌ風 Spo-park 基本構想（令和6年3月策定） など

②プロジェクトの着手や完了

- ・那覇空港第二滑走路の供用（令和2年）
- ・那覇空港自動車道小禄道路の整備（令和8年ごろの全線開通目標）
- ・新庁舎の整備・移転（平成31年）
- ・与根西部地区及び与根シーサイド地区土地区画整理事業（令和8年2月完了）など

(2) 社会経済動向からみた改定ポイント

前回計画の策定以降、本市を取り巻く環境は大きく変化しています。本項では、計画の改定にあたり留意すべきポイントとして、社会情勢の変化や広域プロジェクトの進展等の外的要因について、機会と脅威の視点から整理します。

これらの変化に対応するため、本市では様々な分野で計画を策定しており、本計画の改定にあたっては、これら関連計画との整合を図りつつ、社会の変化に柔軟に対応できる内容とすることが求められます。

<p>機会 (好影響を与える外部要因)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方創生 2.0 基本構想 ➡コロナ禍やデジタル化といった社会変革に対応し、イノベーション促進やデジタル技術の活用の徹底等による地方創生を推進 ・まちづくり GX (脱炭素化等の推進) ➡カーボンニュートラルに向けた公共交通や建築物等の省エネ化、インフラを活用した再エネの導入・利用拡大 ・都市緑地法等の一部を改正する法律の改正 ➡様々な役割を担う都市の緑空間について、民間の知恵や活力を生かした保全・活用 (Park-PFI の新設) ・「空家等対策の推進に関する特別措置法」の成立 ➡危険な空家の所有者に対する除却の勧告、特定空家等として除却が可能となり、地域強靱化の推進、都市整備事業等の迅速化等に寄与 ・「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン」の制定 ➡被災を想定し、復興まちづくりの目標や実施方針を検討し、事前復興まちづくり計画の策定を推進 ・土地利用転換の迅速化 ➡産業用地の整備を促進するため、開発許可の柔軟化 (地域未来投資促進法や都市計画法の許可要件の見直し、地区計画制度の導入等) ・広域的な幹線道路の整備 ➡国道 331 号の全線開通、一般県道の整備 (県道東風平豊見城線、県道 256 号線)、那覇空港自動車道小禄道路の整備
<p>脅威 (悪影響を与える外部要因)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的な人口減少・高齢化 (都市・地域の持続可能性) ➡産業を支える労働力の不足、地域公共交通の脆弱さ等の課題 ・災害の激甚化・頻発化 (防災・減災、迅速な復興) ➡西海岸地域に対して津波災害警戒区域を沖縄県が指定 (平成 30 年 3 月指定)、災害リスクエリアにおける開発抑制、移転の促進 (都市計画法の改正)、盛土規制法 (令和 5 年 5 月) の施行
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・GW2050PROJECTS の始動 ➡那覇空港機能強化と基地返還跡地 (那覇港湾施設、牧港補給地区、普天間飛行場) の一体的な開発を目指した、民間の経済団体が主導する取組 ・近隣自治体の取組との整合・連携

1-3 計画の目標年度及び対象区域

都市計画は、その目的の実現に時間を要するものであり、中長期的な見通しをもって定める必要があります。そのため、都市計画の基本的な方針である本計画は、令和9年を基準年度とし、概ね20年後の長期的な都市の姿を見据えながら、当面の目標年度を令和18年度とする10年間の都市づくりの基本方針を定めます。また、本計画の対象区域は、本市全域（1,933ha（令和7年10月1日時点））とします。

1-4 計画の構成

本計画は、計画の位置づけや課題を整理した「導入編」、都市づくりの基本理念、将来像及び各分野の基本的方針を定める「全体構想編」、全体構想編を踏まえながら地域特性を生かした都市づくりの方針を定める「地域別構想編」、都市づくりの推進方策を定める「推進方策編」の4編で構成します。

豊見城市都市計画マスタープラン		
導入編	第1章 都市計画マスタープランの概要 1-1 都市計画マスタープランとは 1-2 改定の方針について 1-3 計画の目標年度及び対象区域 1-4 計画の構成	第2章 都市づくりの現状と課題 2-1 都市の現状 2-2 都市づくりの課題
	第3章 目指す都市の姿 3-1 都市の将来像と都市づくりの目標 3-2 将来人口フレーム 3-3 将来都市構造	第5章 分野別方針 5-1 市街地および拠点形成に関する方針 5-2 道路・交通に関する方針 5-3 都市環境形成に関する方針 5-4 都市防災に関する方針 5-5 景観・観光交流に関する方針 5-6 その他都市施設整備等に関する方針 5-7 DX・イノベーションに関する方針
全体構想編	第4章 土地利用の方針 4-1 土地利用方針	
地域別構想編	第6章 地域区分 6-1 地域区分の考え方 6-2 地域別の概況	第7章 地域別方針 7-1 東部地域に関する方針 7-2 中央地域に関する方針 7-3 西部地域に関する方針 7-4 西海岸地域に関する方針
	第8章 都市づくりの推進方策 8-1 市民参画による都市づくり 8-2 都市計画の具体化 8-3 本計画の評価や改定	
推進方策編		

第2章 都市づくりの現状と課題

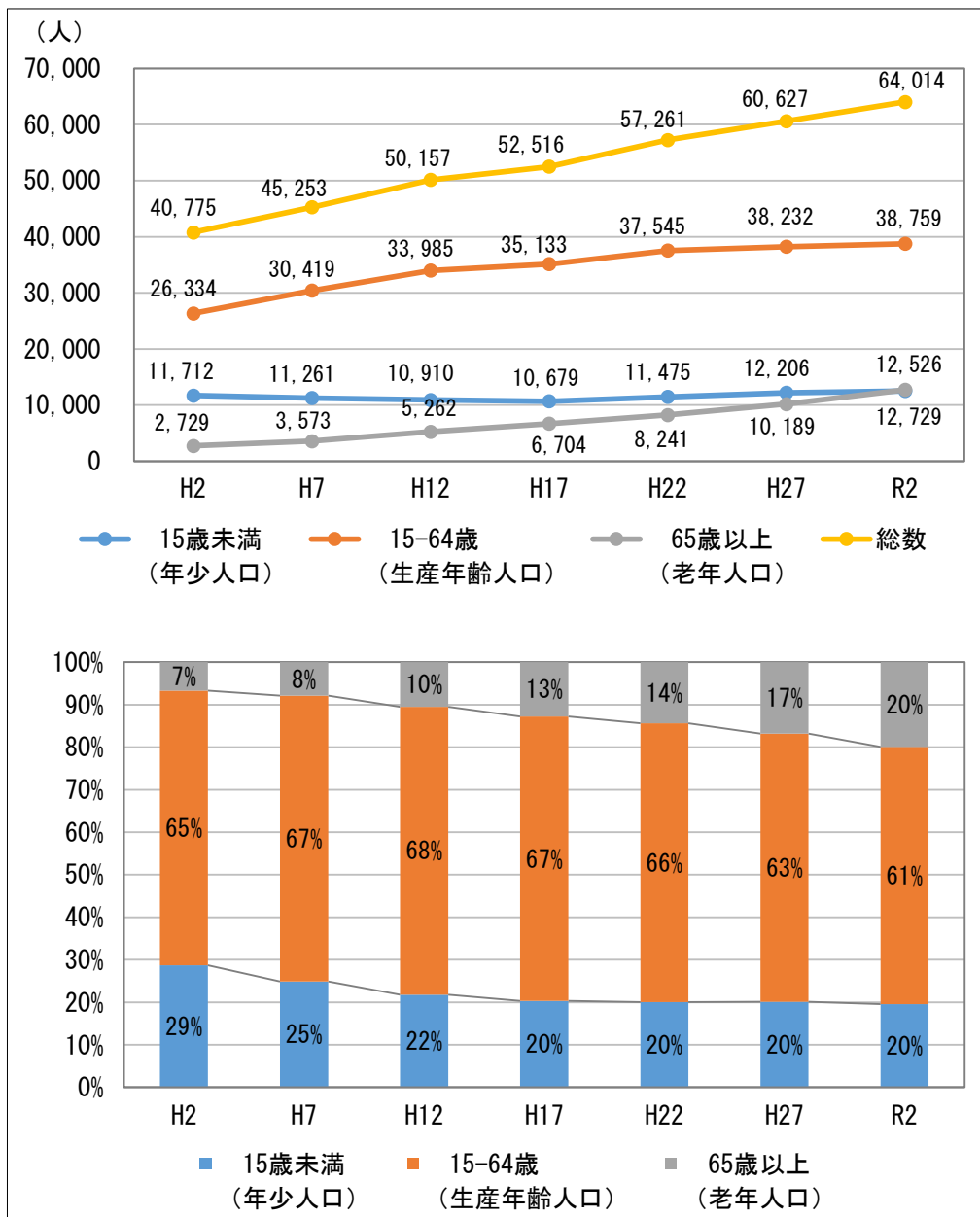
2-1 都市の現状

(1) 人口

①人口の推移

本市の総人口は、令和2年時点で64,014人となっており、増加傾向にあります。年齢別人口の推移を見ると、年少人口と生産年齢人口が緩やかな増加であるのに対して老年人口の増加の伸び率が大きく、高齢化が進行しています。

人口の推移



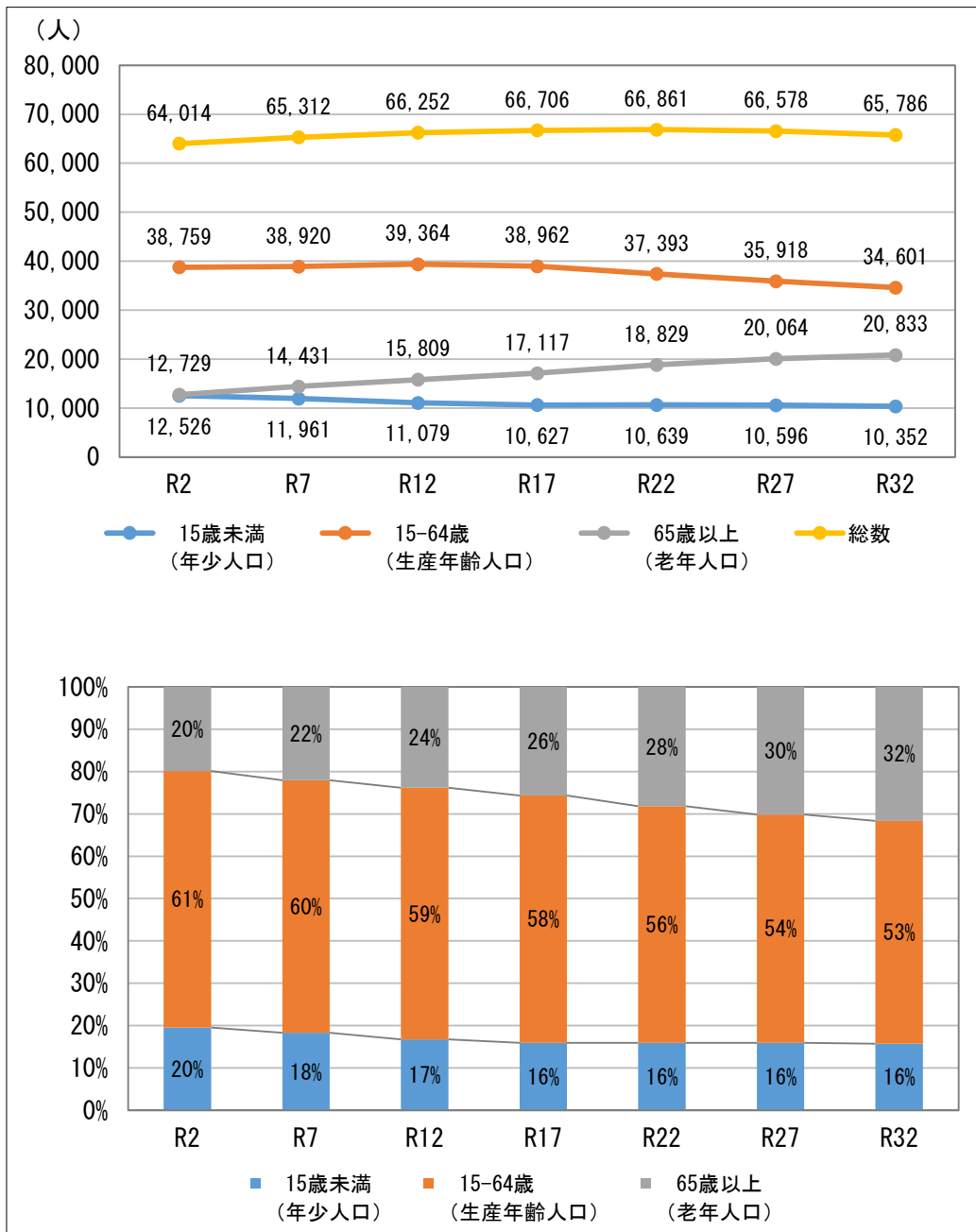
出典：国勢調査

②将来人口（国立社会保障・人口問題研究所推計値）

国立社会保障・人口問題研究所による推計（令和5年度推計）によると本市の人口は、令和22年まで増加する傾向にありますが、その後は減少に転じると予測されています。

年齢別人口は、年少人口は令和2年をピークに緩やかに減少、生産年齢人口は令和12年をピークに減少する一方、老年人口は令和2年以降も増加する傾向にあり、少子高齢化が進行することが予測されています。

将来人口の推移



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

(2) 市街地

①土地利用

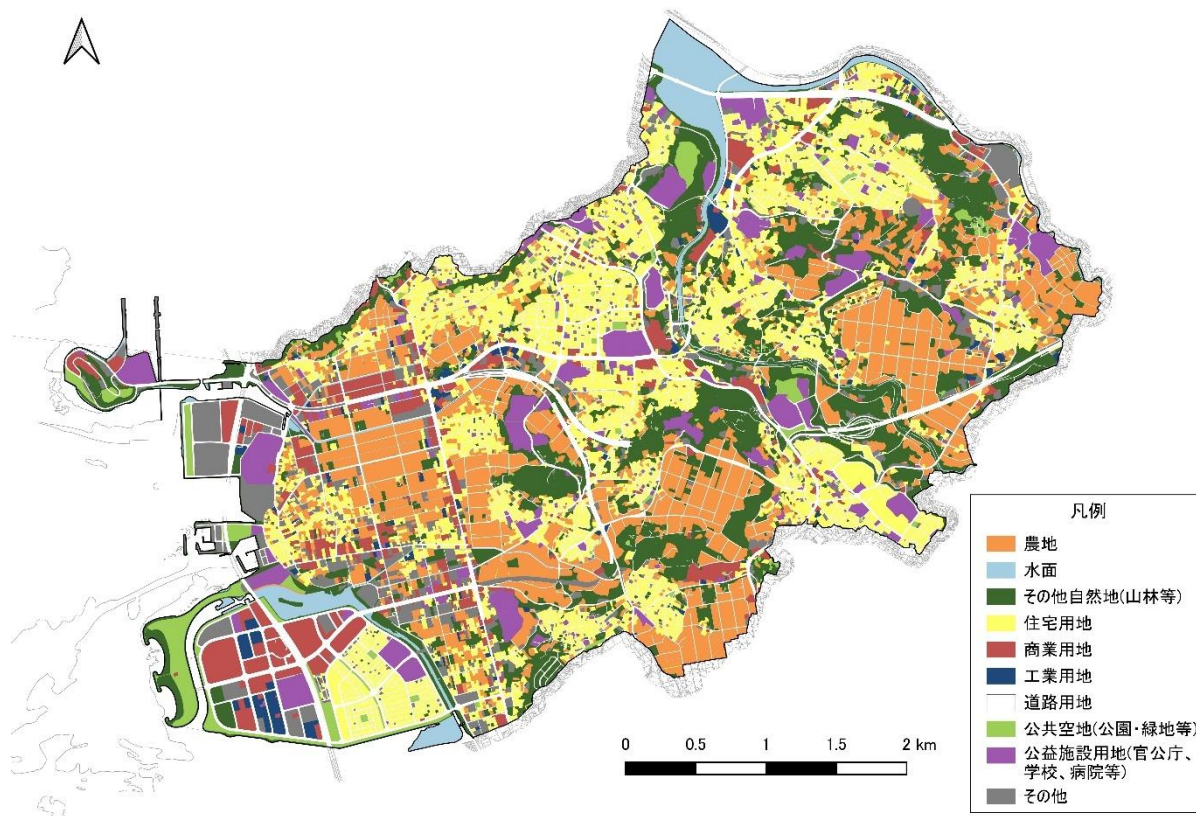
土地利用の内訳は、住宅用地が21.7%と最も多く、次いで農地が18.0%、道路用地が14.8%を占めています。

都市的土地利用では、住宅用地は市街化区域内に集中しており、商業用地は、豊崎地区や国道331号小緑バイパス沿線、中心市街地などに集積しています。

		農地	水面	自然地(山林等)	住宅用地	商業用地	工業用地	道路用地	公共空地(公園・緑地等)	公益施設用地(官公庁、学校、病院等)	その他	合計
都市計画区域	面積(ha)	348.4	63.6	330.5	419.5	125.6	25.7	287.0	49.3	125.6	158.8	1,934.0
	割合(%)	18.0	3.3	17.1	21.7	6.5	1.3	14.8	2.5	6.5	8.2	100.0

※合計面積(=市の面積)は、令和5年4月1日時点の値

出典：令和5年都市計画基礎調査



出典：令和5年都市計画基礎調査

②用途地域

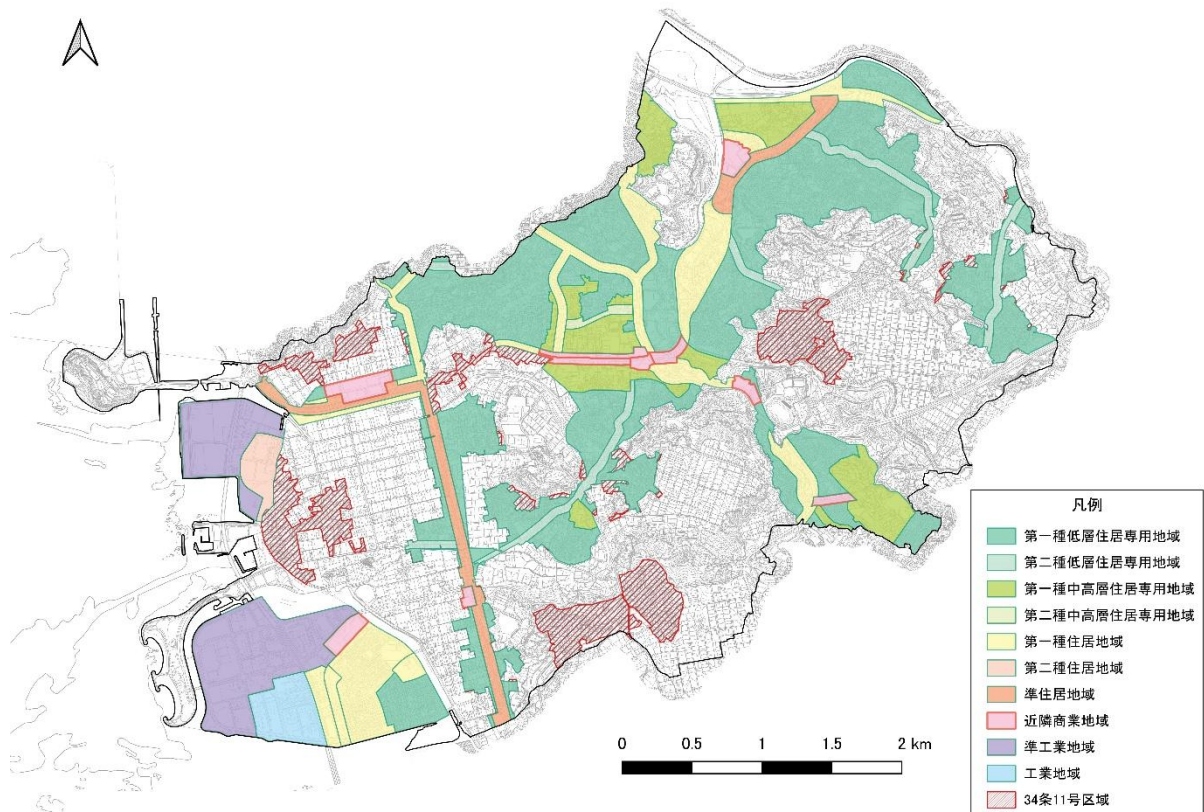
市街化区域面積割合は 42.2%であり、人口増加、市街化の進展に伴い、その面積は拡大傾向にあります。用途地域別では、住居系の用途地域が住宅地を中心に設定されており、全体の8割以上を占めています。商業系の用途地域は大型商業施設周辺に、工業系の用途地域は西海岸地域にそれぞれ集中しています。

都市計画区域等の面積

	面積 (ha)	構成比	
都市計画区域	1,934	100.0%	-
市街化調整区域	1,117	57.8%	-
市街化区域	817	42.2%	100.0%
第一種低層住居専用地域	384.4	-	47.1%
第二種低層住居専用地域	31.8	-	3.9%
第一種中高層住居専用地域	78.3	-	9.6%
第二種中高層住居専用地域	2.7	-	0.3%
第一種住居地域	141.8	-	17.4%
第二種住居地域	11.1	-	1.4%
準住居地域	28.4	-	3.5%
近隣商業地域	24.8	-	3.0%
準工業地域	93.6	-	11.5%
工業地域	20.1	-	2.5%

※都市計画区域面積（=市の面積）は、令和5年4月1日時点の値

出典：国土交通省「令和5年都市計画現況調査」



出典：豊見城市都市計画図（令和7年2月時点）

③市街化区域（広域）

本市の都市計画区域に占める市街化区域面積は、令和5年時点で817haとなっており、その割合は42.2%となっています。

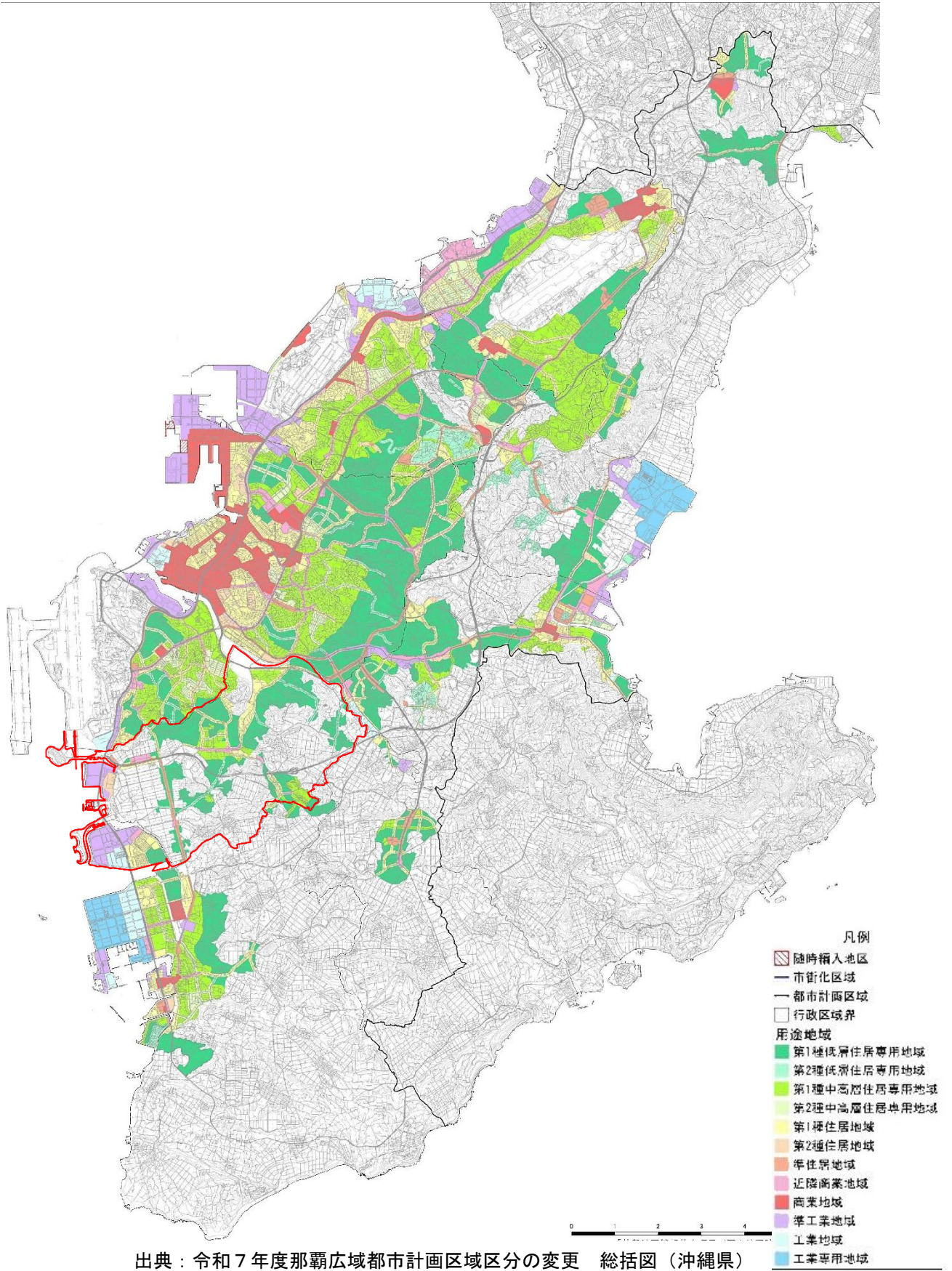
本市が含まれる那覇広域都市計画区域から市街化区域の指定範囲をみると、那覇市から住居系用途地域が連坦しているほか、中南部の西海岸域にある工業系用途地域の一端を担っていることがわかります。

	都市計画区域	市街化区域		市街化調整区域	
	面積(ha)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)
那覇広域	22,037	9,855	44.7%	12,182	55.3%
那覇市	4,146	3,251	78.4%	895	21.6%
宜野湾市	1,980	1,401	70.8%	579	29.2%
浦添市	1,944	1,522	78.3%	423	21.7%
糸満市	4,663	811	17.4%	3,852	82.6%
豊見城市	1,934	817	42.2%	1,117	57.8%
北中城村	1,154	263	22.8%	891	77.2%
中城村	1,553	126	8.1%	1,427	91.9%
西原町	1,590	783	49.2%	807	50.8%
与那原町	518	281	54.2%	237	45.8%
南風原町	1,076	442	41.1%	634	58.9%
八重瀬町	1,479	158	10.7%	1,321	89.3%

※都市計画区域面積（＝市の面積）は、令和5年4月1日時点の値

出典：令和5年都市計画基礎調査

那覇広域都市計画図



(3) 道路・交通

①道路の状況

本市では、那覇空港自動車道のインターチェンジ付近や瀬長島付近の交差点等で渋滞が発生しており、沖縄地方渋滞対策推進協議会を中心に渋滞緩和・解消に向けた対策や検討が進められています。

しかしながら、国道 331 号や国道 506 号、県道 256 号線、県道 11 号線や県道 7 号線などの主要幹線道路では、交通量が交通容量を上回る混雑度 1.0 以上の状態が続いています。



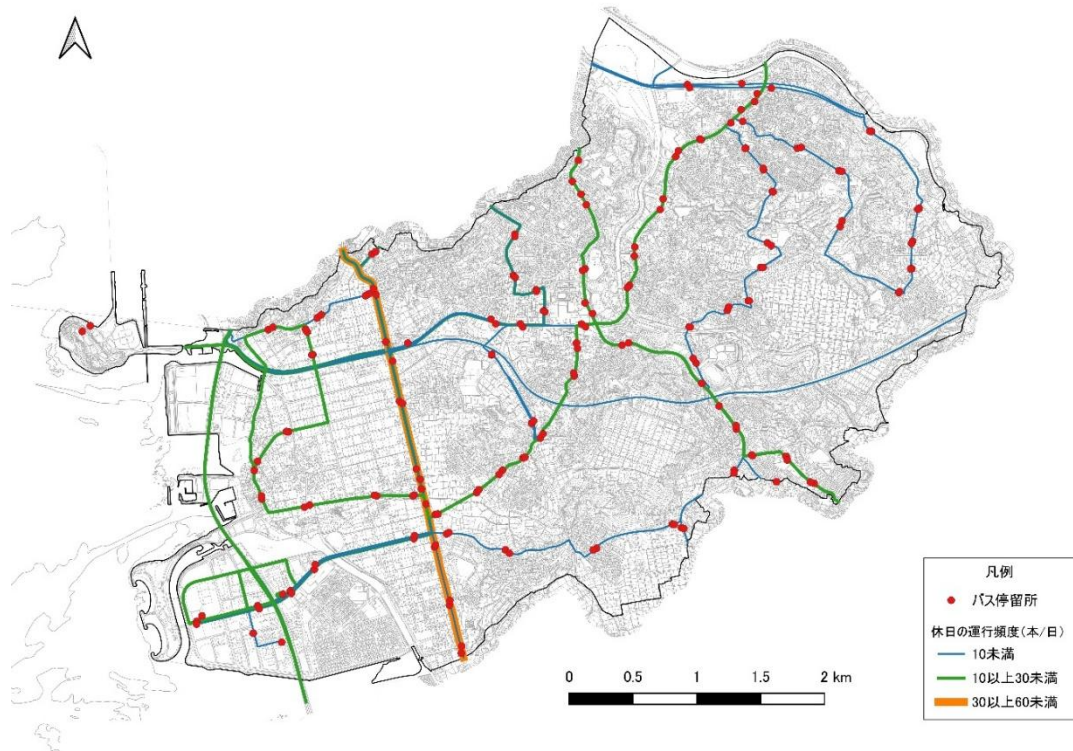
出典：国土交通省「令和3年度 一般交通量調査結果 WEB マップ (可視化ツール)」
(https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-data/census_visualizationR3/index.html)

②路線バスの運行状況

路線バスの運行頻度は、県道 231 号線、県道 256 号線の糸満市方面と那覇市方面を結ぶ路線や県道 11 号線、県道東風平豊見城線などの運行水準が高くなっています。

一方で、市東部の嘉数・長堂・金良・饒波の各地区や南部の保栄茂・翁長地区では運行頻度が低いエリアも見られます。

市内の区間別バス運行本数



出典：令和4年度都市計画基礎調査（沖縄県）

③路線バスの運行頻度の推移

平成29年度調査と令和4年度調査を比較すると、路線番号1桁台、2桁台の路線を中心に5便以上の減便が見られ、3路線が廃止されました。

一方で、5路線の路線番号3桁台の路線が開設されています。

バスの運行頻度（平日）の推移

単位：便/日

系統	平成29年度	令和4年度
6番 那覇おもろまち線(豊見城高校経由)	0.8	0.8
9番 小禄石嶺線(宇栄原経由)	32.5	27.2
9番 小禄石嶺線(大嶺経由)	32.5	21.5
11番 安岡宇栄原線	33.5	29.3
11番 安岡宇栄原線(おもろまち駅前経由)	0.8	1.7
17番 石嶺(開南)線	16.0	15.2
33番 糸満西原線(末吉)	7.2	
39番 南城線		16.3
45番 与根線(真玉橋経由)	21.3	21.3
45番 与根線(豊見城高校経由)	1.7	1.7
46番 糸満西原線	17.7	
46番 糸満西原線(豊見城団地経由)	12.8	
55番 牧港線	28.7	19.7
56番 浦添線	33.7	17.3
87番 赤嶺てだこ線		3.7
88番 宜野湾線	2.5	2.5
89番 糸満線	55.0	55.0
89番 糸満線(航空隊前経由)	3.2	3.3
89番 糸満線(西崎経由)	9.8	9.9
95番 空港あしびな線	10.0	21.0
98番 琉大線(バイパス経由)	37.3	19.8
101番 平和台安謝線(県庁南口経由)	1.7	1.7
101番 平和台安謝線	8.2	6.3
105番 豊見城市内一周線(保栄茂廻り)		7.3
105番 豊見城市内一周線(渡橋名廻り)	7.3	7.3
189番 糸満空港線		12.0
256番 浦添てだこ線		4.0
446番 那覇糸満線		12.9
446番 那覇糸満線(豊見城団地経由)		13.1
SNG 瀬長島ライナー		9.0
TK01 ハーレーエクスプレス		3.3
TK02 ウミカジライナー		23.5
TK03 琉球ホテルエアポートリムジン		4.0
YKB-HLT やんばる急行バス ヒルトン沖縄瀬底リゾート直行線		1.0
955番 空港OTS線	12.0	

頻度5便以上減（もしくは路線廃止）…

頻度5便以上増（もしくは路線新設）…

出典：平成29年度、令和4年度都市計画基礎調査（沖縄県）

(4) 都市環境

①都市計画公園

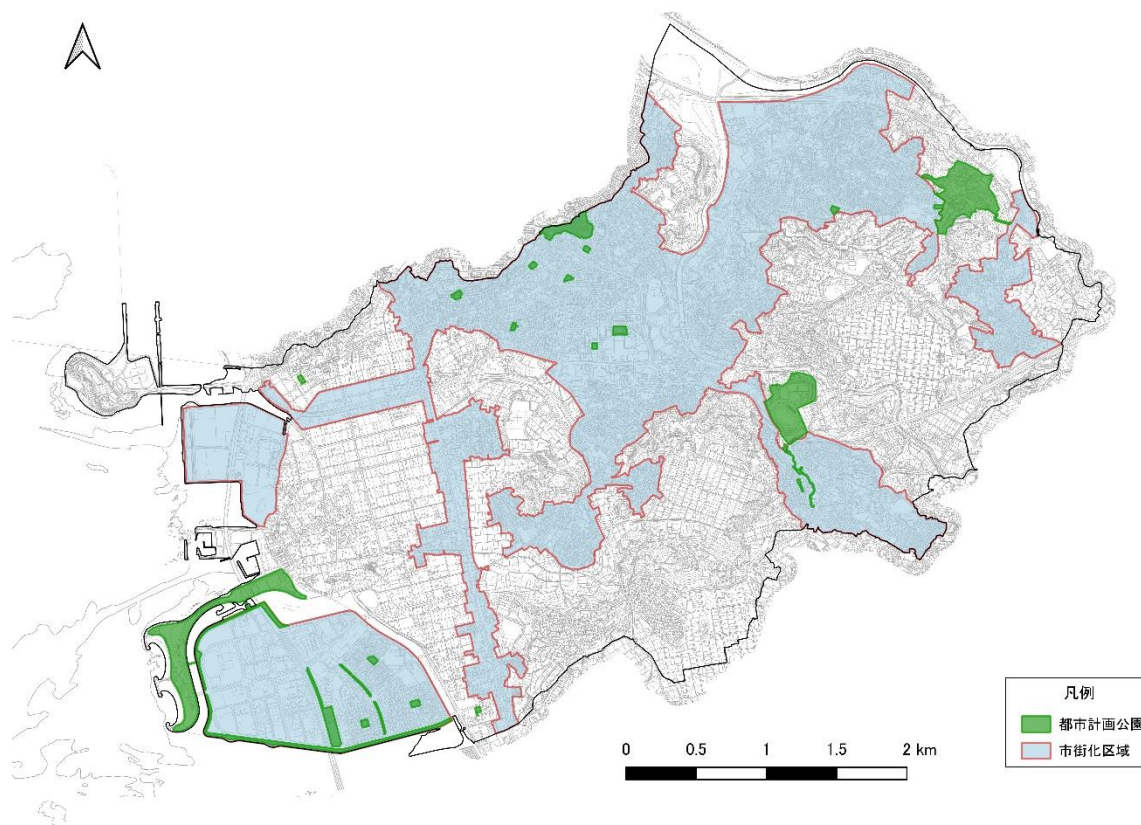
本市には、計 21 か所、約 58.8ha の公園・緑地が都市計画決定されており、このうち約 40.3ha (68.5%) が供用開始されています。一人当たりの公園面積（都市計画決定面積）は 6.14 m²/人となり、平成 23 年時点の 4.76 m²/人から約 1.4 m²増加しています。

一人当たりの都市計画公園面積の変化

	都市計画決定面積 (ha)	人口 (千人)	一人当たりの 公園面積 (m ² /人)
平成 23 年度	28.5	59.8	4.76
令和 4 年度	40.3	65.6	6.14

出典：豊見城市都市計画マスタープラン [第 2 版]、
令和 4 年度都市計画基礎調査（沖縄県）

都市計画公園の位置



出典：令和 4 年度都市計画基礎調査（沖縄県）

②下水道および河川

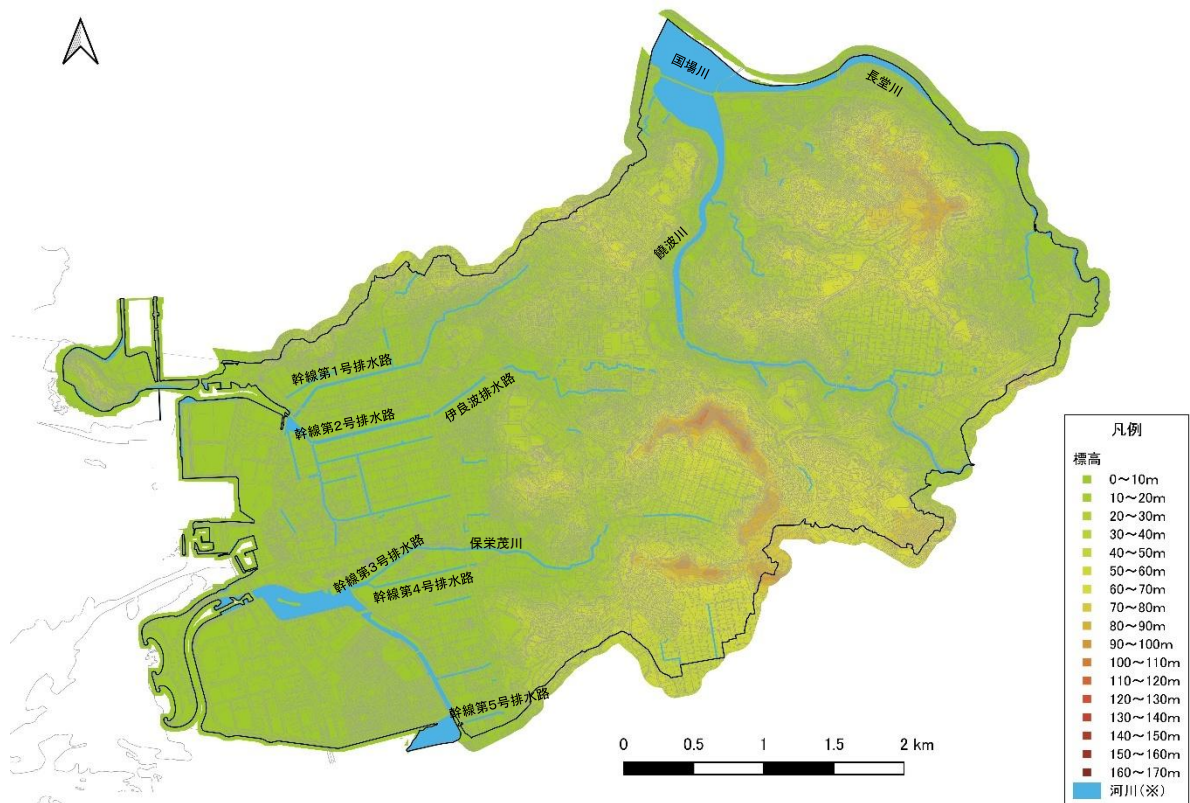
下水道の人口普及率（行政人口に対する下水道利用可能人口の割合）は 79.3%であり、接続率（下水道利用可能人口のうち下水道に接続している人口の割合）は 81.2%です。

河川は、本市の東側を長堂川と饒波川が丘陵地の間を縫うように流れ、国場川に合流します。また、西側には保栄茂川が流れています。排水路は西側を中心に6つ設置されています。

下水道普及状況

	行政人口	利用可能人口	人口普及率	うち利用人口	接続率
下水道普及状況	65,594 人	52,007 人	79.3%	42,245 人	81.2%

出典：「令和4年度版統計とみぐすく」



※河川は都市計画基礎調査の土地利用区分のうち水面（河川、湖沼、ため池等）を表示している
 ※河川を分かりやすくするため、河川範囲を強調している

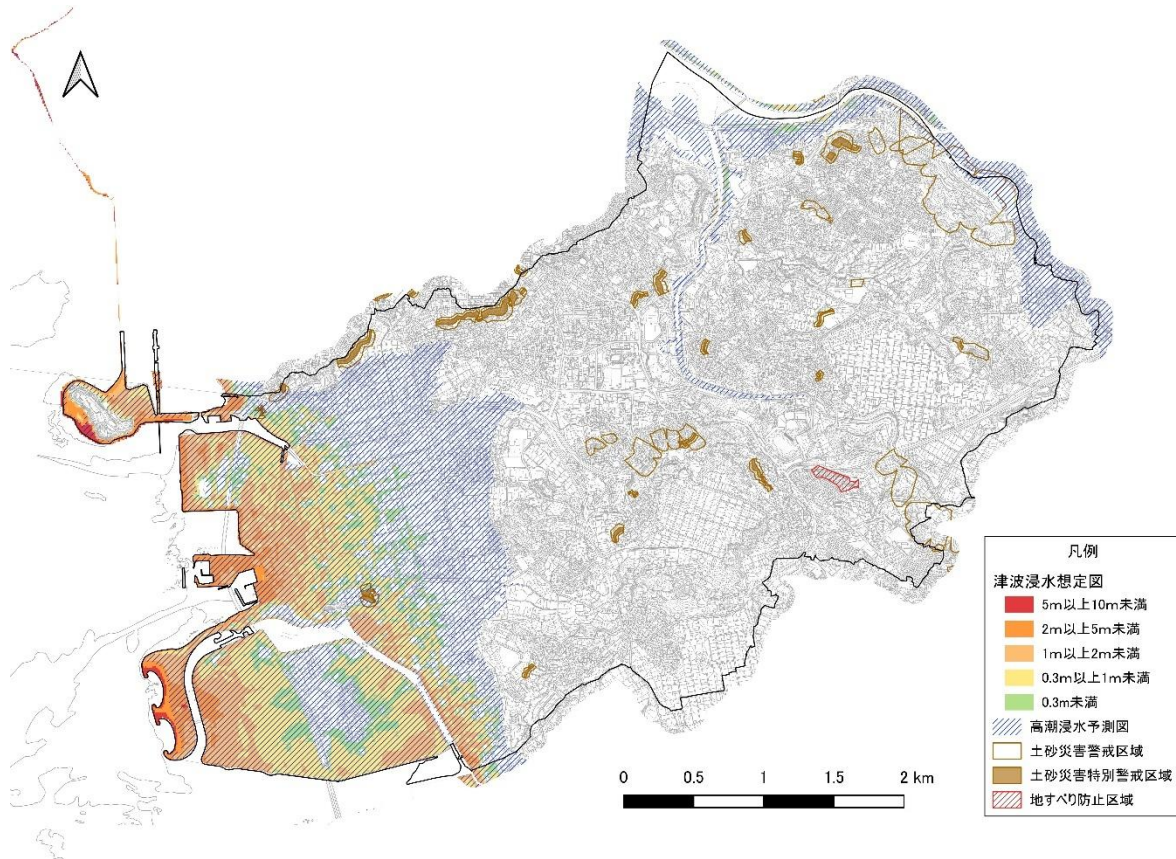
出典：河川等は「令和4年度都市計画基礎調査（沖縄県）」

標高は「基盤地図情報数値標高モデル（国土地理院）」より作成

(5) 防災

本市の災害リスクを見ると、沿岸部の豊崎地区や与根地区等が津波災害警戒区域に指定されているほか、西部を中心に高潮による浸水が想定されています。また、北西部に急傾斜地の崩壊のほか、丘陵部では地すべり等の土砂災害のリスクも存在します。

本市の災害リスク



出典：沖縄県「地図情報システム」

(6) 観光

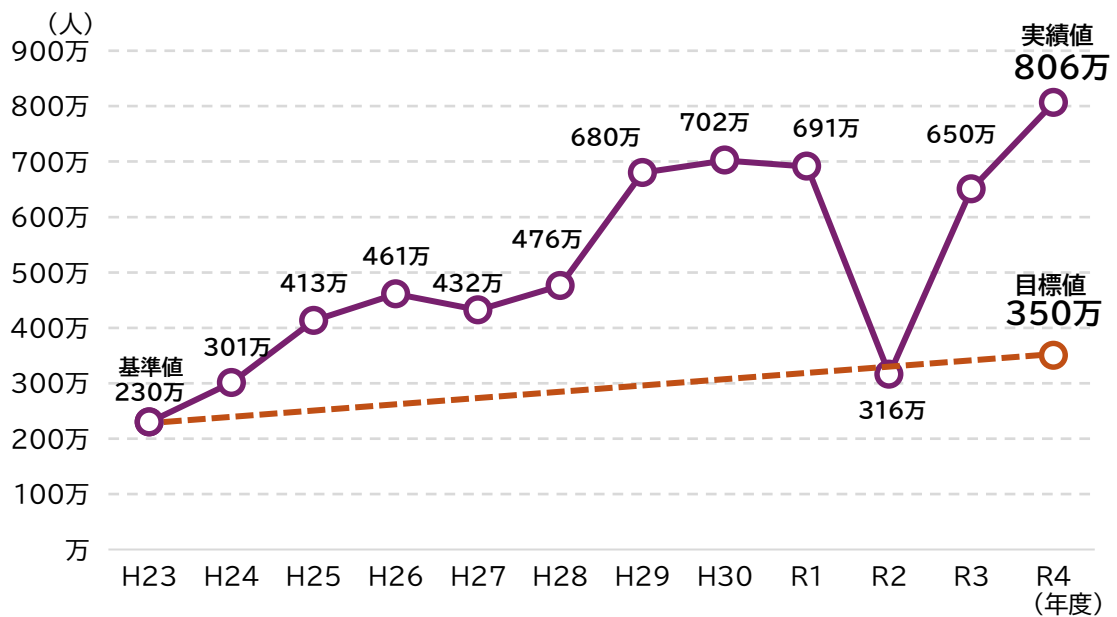
①観光客数

豊崎地区や瀬長島には、ホテルや水族館、アウトレットモールなど観光客向けの施設が多く立地しています。

本市へ訪れる観光客数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度から令和2年度にかけて大幅に減少しましたが、令和3年度には回復しています。

平成23年度から令和4年度にかけて観光客数は約3.5倍に増加しており、観光地としての人気を高めていることがうかがえます。

観光客の推移



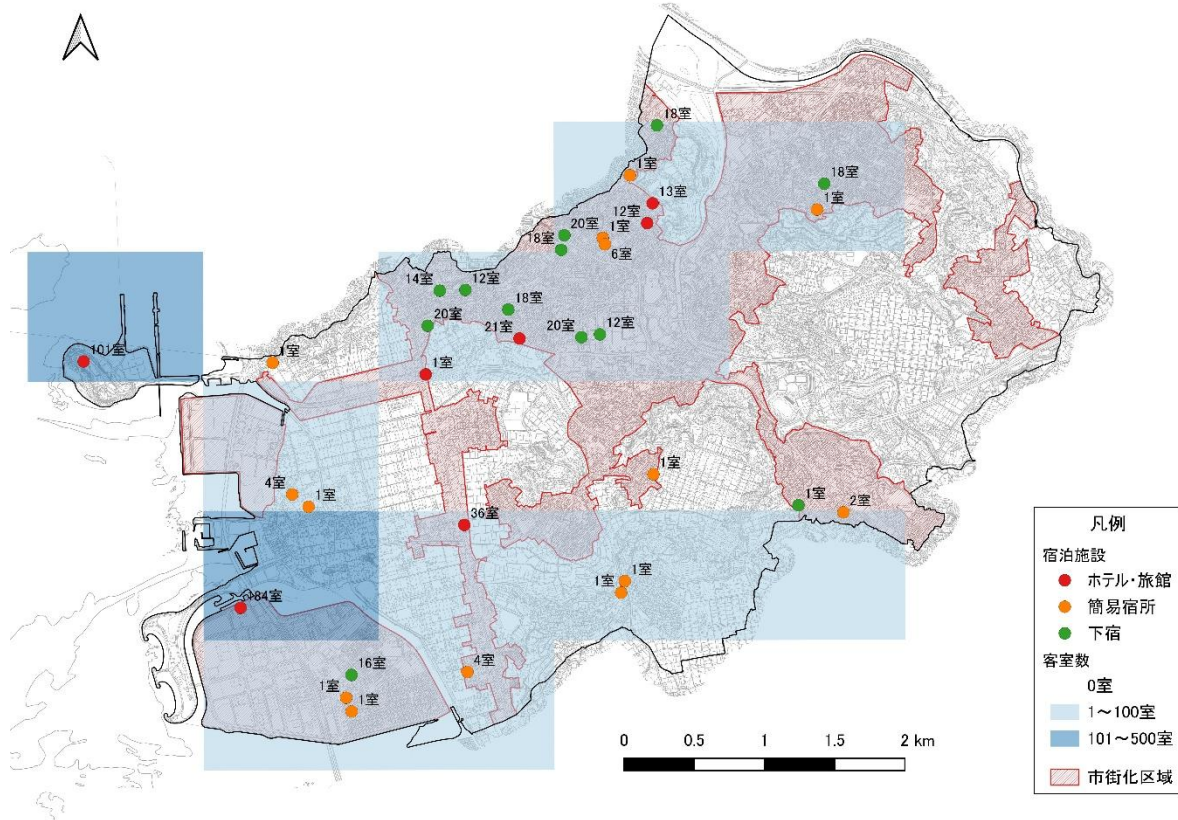
出典：第2次豊見城市観光振興計画

②宿泊施設の立地状況

宿泊施設は、ホテル、旅館が市の中央部から西側に、簡易宿所は市内に点在し、下宿は市の中央部に多く立地しています。

客室数が100室以上の宿泊施設は、瀬長島と豊崎地区に集中しています。

宿泊施設の位置及び客室数



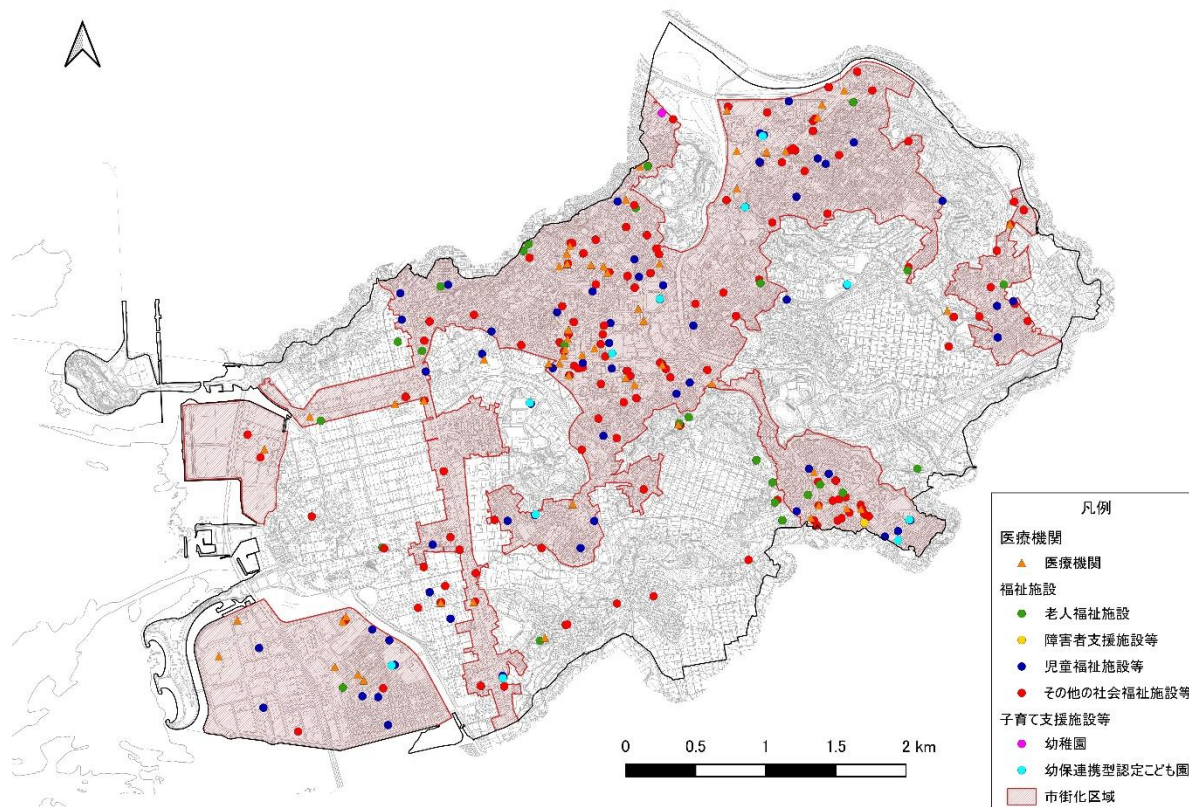
出典：令和4年度都市計画基礎調査（沖縄県）

(7) 福祉・教育

①医療・福祉・子育て支援施設の立地状況

医療・福祉・子育て支援施設等は、市街化区域を中心に分布しており、特に宜保・上田、平良・高嶺、真玉橋、豊崎等の地区で集積が見られます。

医療・福祉・子育て支援施設の立地状況



※学校データのうち、幼稚園と幼保連携型認定こども園を子育て支援施設としている

出典：国土数値情報

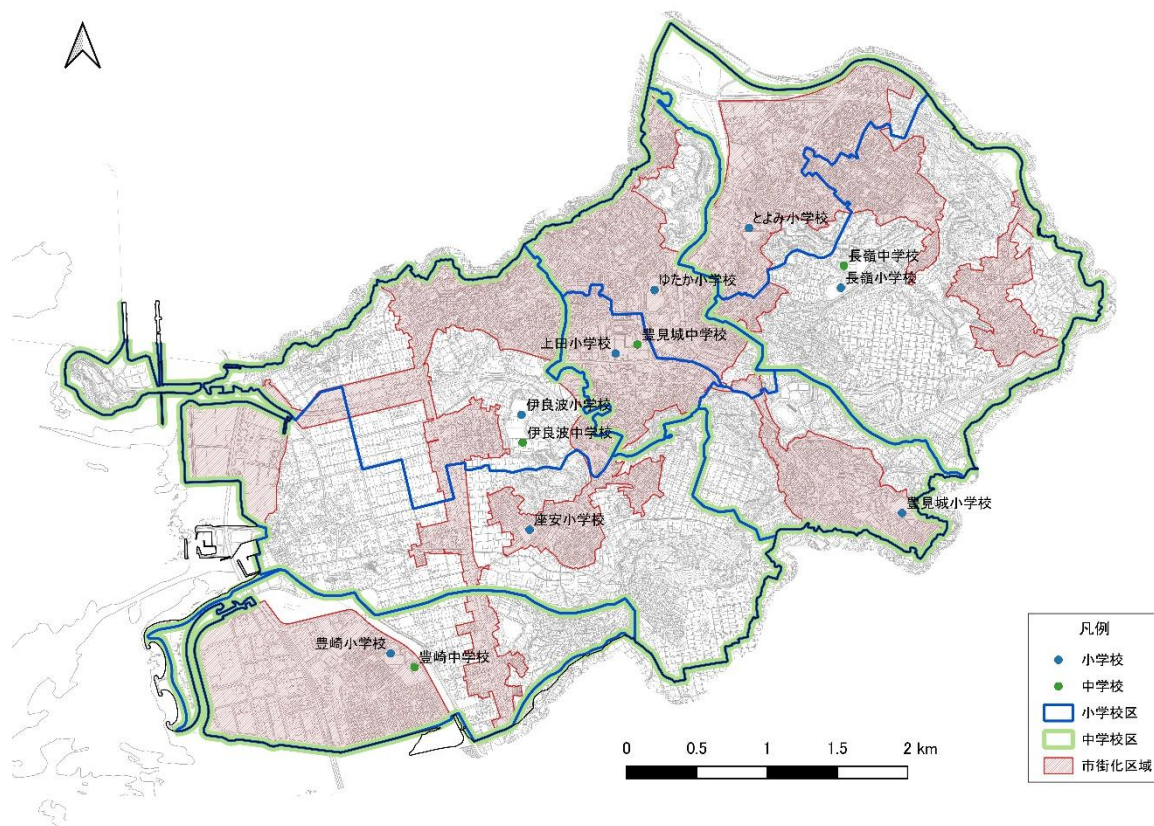
「福祉施設データ」(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gnl/datalist/KsjTmplt-P14-2023.html>) /

「医療機関データ」(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gnl/datalist/KsjTmplt-P04-v3.0.html>) /

「学校データ」(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gnl/datalist/KsjTmplt-P29-2023.html>)

②市立学校の立地状況

市内には小学校が計8校、中学校が計4校設置されています。



出典：令和4年都市計画基礎調査
(※豊崎中学校区は市HPより作図)

2-2 都市づくりの課題

前節で整理した、本市を取り巻く様々な現状に加え、「前回計画の検証」、「市民の意向」等を踏まえて、都市づくりの課題を整理します。

■課題整理の考え方

本市を取り巻く現状	統計データ等から、本市の都市づくりを取り巻く現状を整理
前回計画の検証	平成 29 年 3 月改定の豊見城市都市計画マスタープラン [第 2 版] に示された施策等の進捗状況を検証
市民の意向	■市民アンケート調査【令和 6 年 9 月 27 日～10 月 25 日実施】 ■自治会アンケート調査【全 48 自治会対象】 都市づくりにおける問題点・課題、都市づくりの目標等に関するニーズを把握するため、豊見城市民を対象とした市民アンケート調査及び自治会長を対象とした自治会アンケート調査を実施



課題整理

本市を取り巻く現状や前回計画の検証、市民の意向等を踏まえ、都市づくりの課題を以下の通り整理しました。

分野	本市を取り巻く現状	前回計画の検証
市街地環境 (土地利用)	<ul style="list-style-type: none"> 生活サービス施設の徒歩圏カバー率や利用圏人口密度が比較的高い都市構造 人口増加を受け止めるため、市街化区域へ編入される地区が多い 特に国道331号へアクセスする道路沿道や既成市街地での編入が多い 市街化区域に編入される地区では、土地区画整理事業、地区計画による計画的な整備、誘導が行われている 市街化区域内の世帯数は増加 家屋棟数、床面積は増加の一方、空き家率も増加 運輸施設や工場は、規模の大きな施設の立地が想定 毎年一定の農地転用が行われ農地が減少 市西部を中心に農地転用が顕著 住宅系と商業系の新築が増加傾向 市街化調整区域内において一定程度の開発が進行 市街化区域内にまとまりのある未利用地が分布 中央公民館など公共施設の老朽化が進行 施設整備に関する民間活力やDX導入が検討 那覇空港に近い立地を背景に、多くのレンタカー事業所や車両置き場が市内に集積 	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地土地区画整理事業、新庁舎の建設などにより都市拠点の整備が進展 与根地区の物流拠点などの産業集積を推進 拠点の整備、土地区画整理事業、地区計画の進展により、市街化区域への編入など都市計画変更を推進 瀬長島、与根漁港等において観光機能を含む施設整備を推進 長嶺城址総合公園の整備を推進 風致地区指定の検討 豊崎地区などの低未利用地活用の遅れ 豊見城・名嘉地IC周辺などの市街地整備、地区計画策定等の遅れによる計画的な市街地形成の遅れ
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> 国道331号、県道7号線、県道231号、県道256号線など南北方向が充実している 広域幹線道路の役割を担う国道や県道の大半で混雑度が1.0以上 都市計画道路は23路線中12路線が整備済み 市内を一周し、沖縄都市モノレールの駅と連絡するバスが運行 豊崎地区、糸満市方面と那覇市方面を結ぶ路線の運行水準が高い 一方、中心市街地と東西方面を結ぶ路線の運行水準が低い 	<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路整備の促進、要請 骨格的道路体系の充実に向けた饒波川線の整備を推進 市道の計画的な整備や維持管理を実施 豊見城市交通基本計画、総合交通戦略及び地域公共交通計画に基づく交通施策の充実 新たな公共交通システムの導入可能性の調査・検討や自動運転EVバスの実証実験の実施 拠点間の連携、連絡道路整備の遅れ
都市環境	<ul style="list-style-type: none"> 一人当たりの公園面積(整備済み)は6.14㎡/人 上水道の普及率は100%、下水道の人口普及率は79.3% 市内には4河川が流れ、排水路は市西部に集中 豊見城城址、瀬長島など地域資源を生かした景観形成が求められている 歴史的資源、地域の生活文化が残る豊見城地区を景観形成重点地区に指定 処理場へのごみ搬入量と資源ごみの回収量は増加傾向 苦情の総件数は減少傾向にあるものの、騒音苦情件数は横ばい 悪臭や不法投棄に関する苦情が占める割合が高い 温室効果ガス排出量は増加傾向 公営墓地の整備に向けた取組を推進 住生活基本計画に基づき、住宅施策を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域整備計画に基づく農業関連事業の展開 公園長寿命化計画に基づく都市公園の改築や更新 豊見城城址や長嶺城址の活用に向けた整備を推進 瀬長島の環境美化を推進 伊良波地区や金良・長堂地区の排水路等の整備を推進 水道施設の整備 景観計画の策定及び景観条例の制定 協働による景観形成の推進 公営墓地整備計画の策定 河川と海岸線の保全や丘陵の斜面緑地の保全に向けた取組の遅れ 饒波川流域の水質改善や親水空間創出の遅れ 上水道や下水道施設の耐震化、長寿命化、老朽化対策の遅れ 公営墓地の整備に関する取組の遅れ

市民の意向	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・住環境の快適さの満足度が高い ・土地利用について、「土地利用の規制を強化する区域や緩和する区域を定め、計画的に保全、開発すべき」との声が多い ・幹線道路の沿道について、開発する場合は、建物の用途や規模など何らかのルールを検討すべきとの声が多い ・道路、公園及び下水道等の整備による住宅地の環境向上や安全・安心な住宅地など、住みやすい住環境の形成に向けた取組が求められている ・レンタカー事業所や車両置き場について、生活環境への影響を懸念する声が上がっている 	<ul style="list-style-type: none"> ■適正な市街化の誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・拠点、IC周辺、幹線道路沿道などの市街地整備の促進 ・地区計画等による適正な市街化の誘導 ■集落の生活基盤の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・地区計画等を活用した集落における生活基盤施設等の整備の促進 ■市街地環境の維持・改善 <ul style="list-style-type: none"> ・日照、通風、採光、景観等の維持・改善に向けた各種法規制等による規制・誘導 ■公共施設の長寿命化や適正配置 <ul style="list-style-type: none"> ・トータルコスト縮減等を目的とした公共施設の長寿命化や計画的な改修、適正配置 ・民間活力の導入や新たな技術を活用した維持管理等 ■経済活動と生活環境の両立 <ul style="list-style-type: none"> ・レンタカー事業者などの経済活動と市民の生活環境が両立する、きめ細やかな都市づくりルールの検討
<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路や地域の生活道路の整備、公共交通の利用しやすさの満足度が低く、重要度が高い ・防犯灯の整備や夜道の安全性の満足度が低く、重要度が高い ・市街地・集落内における狭い道路の対策や市内外を結ぶ路線バスの維持・充実を求める声が多い ・交通の便の良いまちに向けた取組が求められている 	<ul style="list-style-type: none"> ■快適な移動を支える道路・交通ネットワークの形成 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺都市や市内拠点間を結ぶ道路網の強化による交通渋滞の緩和・解消 ・生活道路の適切な整備・改良や維持管理による利便性の向上 ・公共交通サービスの維持や利便性の向上 ・安全で快適な道路空間の形成 ■拠点間の連絡、連携の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・拠点間の機能連携の検討 ・南北方向、東西方向の軸線形成や連携の強化
<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園及び下水道等の整備による住宅地の環境向上や安全・安心な住宅地など、住みやすい住環境の形成に向けた取組が求められている ・レジャー・スポーツ施設の充実度の満足度が低い ・森林・自然地は防災の観点から保全を求める声が多い ・公園・緑地は身近な小公園や子どもの遊び場の整備を求める声が多いほか、大規模な公園の整備を求める声も増えている ・河川・下水道は治水対策のための整備を求める声が多い ・景観の保全や緑化等に向けた取組が求められている ・美化・清掃活動は、独自で活動している自治会が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ■観光資源、歴史文化資源の保全と活用 <ul style="list-style-type: none"> ・瀬長島や豊見城城址、長嶺城址等の整備 ■自然環境の保全と活用 <ul style="list-style-type: none"> ・河川・海岸線の保全及び水質改善 ・良好な斜面緑地の保全 ・優良農地の保全 ■都市施設の改善や計画的な整備 <ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化計画等に基づく公園・緑地の改善 ・上下水道施設の耐震化や長寿命化等の推進 ・下水道の整備 ■景観形成の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・景観条例等に基づく、景観形成重点地区等の整備の推進 ・地域の特性に応じた景観形成の推進 ■環境にやさしい暮らしの実現 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の低炭素化、省エネルギー化の推進 ・環境衛生施設等の整備

分野	本市を取り巻く現状	前回計画の検証
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・近年は、台風や大雨による水害、土石流・がけ崩れが発生 ・津波、高潮浸水、洪水浸水、土砂災害等の様々な災害リスクが存在 ・発生する恐れのある地震の被害として、建物被害（全壊）や断水、停電等が予測されるほか、津波等による死者も予測 ・市内の10路線が緊急輸送道路に指定 ・市内の6施設が防災拠点に選定 ・緊急避難場所27箇所、避難所22箇所、福祉避難所7箇所を指定 	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した公共施設の改築や長寿命化改修等、計画的な維持管理 ・市内の15施設を津波避難ビルに指定 ・県道11号線、県道256号線の無電柱化事業の実施 ・避難路となる道路の整備 ・豊見城市住生活基本計画に基づく災害に強い住環境の形成 ・排水路の浚渫・清掃等の対応 ・住宅等の耐震化の促進 ・防災関連情報の発信 ・自主防災組織の強化 ・災害に強い市街地の整備
産業・観光	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所数、従業者数ともに増加傾向にあるが、第二次産業事業所数が減少傾向 ・「医療、福祉」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」等の分野で従業者数が増加 ・「製造業」や「サービス業（他に分類されないもの）」等の分野で従業者数が減少 ・年間商品販売額は、増加傾向 ・製造品出荷額は、緩やかな減少傾向 ・幹線道路沿道を中心に産業系土地利用が分布 ・市街化調整区域では、規模の大きな工業用地が分布 ・西海岸地域を中心に観光地が形成され、令和4年度には約806万人が来訪 ・100室以上の宿泊施設が、瀬長島と豊崎地区に立地 ・近年、レンタカー事業者の数が増加 ・地価は上昇傾向にあり、市役所周辺や豊崎地区では、15万以上20万未満（円/m²） ・特区・地域制度を活用した産業集積や企業活動の活性化が期待 	<ul style="list-style-type: none"> ・宜保土地区画整理事業の竣工 ・与根地区における産業集積を目的とした土地区画整理事業や市街化区域への編入 ・県道11号線沿線の用途地域見直しや旧IT産業振興センター周辺地区における容積率の引き上げ ・与根漁港内に観光交流施設（ゆにま〜る）の整備 ・スポーツコンベンション誘致を見据えた豊見城総合公園の計画的な整備 ・豊見城城址を観光資源として活用 ・瀬長島の機能強化に向けた取組
福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・老年人口の割合が増加傾向にあり、高齢化が進行 ・医療・福祉・子育て支援施設は、宜保・上田地区等の市街地に集積 ・市内に8つの公営住宅が立地 ・身体障害者、要介護認定者、生活保護者など、生活に支援が必要な人はいずれも増加 ・ほとんどの地域で高齢化が進展し超高齢社会を迎える ・公共施設の整備にあたっては、バリアフリー化を推進 ・バリアフリー等に活用できるリフォーム支援事業の利用率が高い ・誰もが使いやすい公共交通や歩行環境の整ったネットワーク形成に向けて検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインに適合した公共施設の整備を推進 ・新たな地域福祉計画（とみぐすくハッピープラン2025）に基づく地域福祉のまちづくりを推進

市民の意向	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策や避難路・避難場所のわかりやすさや充実度といった安全・安心に関する項目の満足度が低く重要度が高い ・冠水被害を防止するための排水路及び河川の整備や避難場所・避難路の整備を求める声が多い ・都市づくりへの関わり方として、助け合いや自主防災など、地域のボランティア活動の充実を求める声が多い ・自治会が取り組む防災活動について、市との連携強化を求める声が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ■自然災害への備えの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に安全性を確保するための都市基盤の強化、整備 ・被害を最小限にするための減災対策の充実 ・災害時の自助・共助のための防災意識の向上
<ul style="list-style-type: none"> ・日常の買い物のしやすさが、最も満足度が高く、今後も日常生活に密着した商業地づくりを求める声が多い ・工業・産業地は、周辺環境との調和や企業誘致の推進を求める声が多い ・現在の都市のイメージについて、農業を生かしたまちと認知されており、農業振興のための生産基盤整備や保全を求める声も多い 	<ul style="list-style-type: none"> ■地理的優位性を生かした求心力のある都市づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・商業機能をはじめとした都市機能の集積・誘導 ・地域特性や交通利便性を生かした企業立地や観光振興に資する魅力づくり ・市民生活・自然環境・景観等と企業立地・観光振興の両立
<ul style="list-style-type: none"> ・医療・福祉施設の充実度について、比較的満足度が高い ・今後も高齢者や障害者が住みやすい福祉のまちに向けた取組が求められている 	<ul style="list-style-type: none"> ■人にやさしい公共施設等の整備・改善 <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎、学校等の公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進 ・道路、公園等の都市施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進 ■民間建築物等の福祉的改善の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の促進 ■誰もが移動しやすい環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・歩いて暮らせる環境の形成 ・人にやさしい交通手段の確保

Ⅱ 全体構想編

第3章 目指す都市の姿

3-1 都市の将来像と都市づくりの目標

(1) 都市の将来像

本市の最上位計画である、「第5次豊見城市総合計画」では、「Welcome な思いで ハートがつながり みんなで彩るまち とみぐすく」をまちづくりのテーマ（将来像）として掲げています。本計画は、上位計画の理念に基づき、同じ将来像のもとで都市づくりに関する取組を推進します。この将来像を実現するために、都市計画分野で担うべき目標を設定します。

■都市の将来像（第5次豊見城市総合計画に即する）

Welcome な思いで ハートがつながり みんなで彩るまち とみぐすく

【第5次豊見城市総合計画から引用】

本市は県庁所在地的那覇市に隣接し、沖縄の玄関口である那覇空港からの距離も近いという立地特性を持っており、これまで第1次～第4次にかけての総合計画では、いずれも自然や農村を表す「みどり」と発展を表す「都市」が将来像に織り込まれ、みどりと都市の調和を大事にしながらまちづくりを進めてきました。

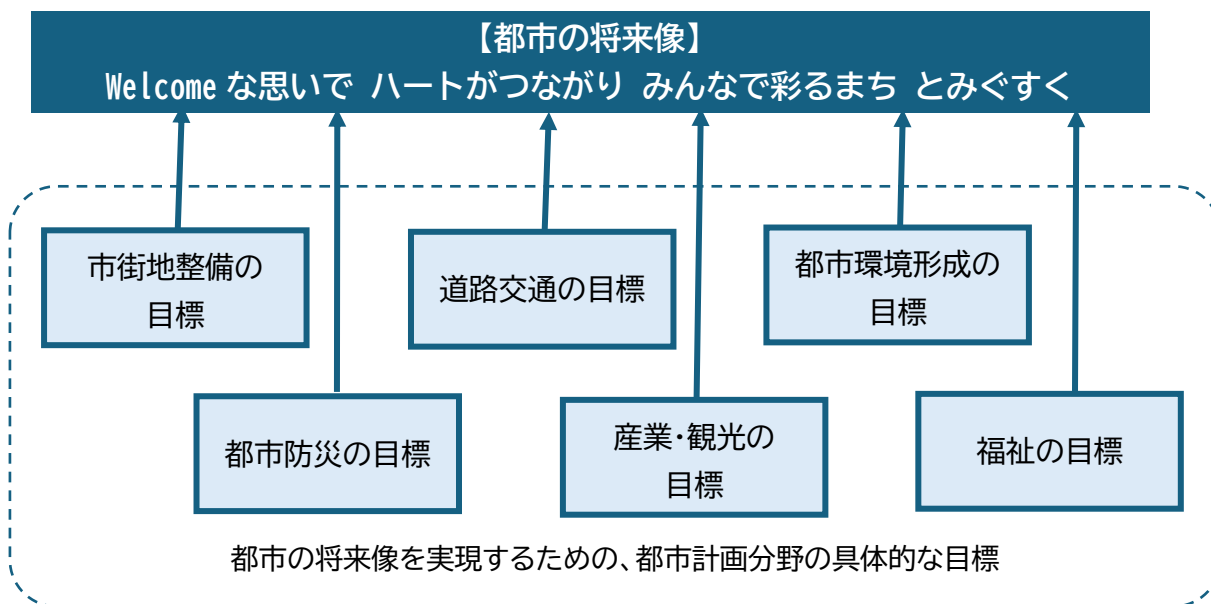
この中で、近年の開発による都市化の地域と旧来の農村地域とのバランスが良いと感じる市民が多く、結果として子ども・若者・大人・老人の人口構成バランスも良く、現状の豊見城市をちょうど良い、住みよいまちと感じる市民が多くなっています。

今後は、観光客や転入者等の市外から来られる人や社会的に弱い立場にある人々も含め、あらゆる人を Welcome（ウェルカムんちゅ）の心で受け入れるとともに、市内において都市化が進む中でも人間関係の希薄化を防ぐような、ハート（心）がつながるまちづくりをめざします。

また、過去から引き継がれてきた自然と都市の調和を引き続き大事にしながら、自然と都市の彩りのある住みよいまちの現状を維持しつつも、ウィズコロナ、ポストコロナの新たな日常への対応など時代の変化に柔軟にしなやかに対応できるよう、デジタル化等の技術革新についても Welcome の心で積極的に取り入れ、多様な主体が彩る活力に満ちたまちづくりを進めていきます。

(2) 都市づくりの目標設定の考え方

都市づくりの目標は、本市が目指す将来像を実現するための「都市計画分野の具体的な目標」です。この目標は、前章で整理した都市づくりに関する課題を克服し、将来像の実現に向けて設定されています。



(3) 都市づくりの目標

都市の将来像の実現や都市づくりにおける課題を踏まえ、都市づくりの目標を以下の通り設定します。

都市づくりの課題	
市街地環境	■適正な市街化の誘導
	■集落の生活基盤の整備
	■市街地環境の維持・改善
	■公共施設の長寿命化や適正配置
	■経済活動と生活環境の両立
道路・交通	■快適な移動を支える道路・交通ネットワークの形成
	■拠点間の連絡、連携の強化
都市環境	■観光資源、歴史文化資源の保全と活用
	■自然環境の保全と活用
	■都市施設の改善や計画的な整備
	■景観形成の推進
	■環境にやさしい暮らしの実現
防災	■自然災害への備えの充実
産業・観光	■地理的優位性を生かした求心力のある都市づくりの推進
福祉	■人にやさしい公共施設等の整備・改善
	■民間建築物等の福祉的改善の促進
	■誰もが移動しやすい環境整備

都市づくりの目標

目標1 住みやすく、住み続けられる都市づくり

- ・生活利便性が高い住環境を形成するため、主要な拠点間で相互連携を図りながら、文化、医療・福祉、商業機能などの都市機能を補完し、その集積を目指します。
- ・多様な住まい方を選択できる環境を整えます。そのために、コミュニティの維持に必要な機能の集積や生活基盤の改善等を通じて、安全で快適な住環境の形成を図ります。
- ・公共施設の長寿命化や適切な更新を図ります。併せて、民間活力の導入やDXの推進を通じて、施設の適正配置を見据えた都市づくりを目指します。

目標2 多様な人々の交流を支える快適な都市づくり

- ・利便性の高い都市を形成するため、骨格となる主要幹線道路の整備を促進し、市内外の移動を支える生活道路の整備を通じて、効率的な道路交通網の形成を目指します。
- ・歩きやすい歩行空間の整備や誰もが安心して利用できる公共交通環境の形成を目指します。

目標3 自然、歴史文化と共存した、環境にやさしい都市づくり

- ・豊かな自然環境と暮らしやすい生活環境を両立するため、身近にある緑やグスクなどの市固有の資源を適切に保全・継承し、これらを活用した個性豊かな都市づくりを目指します。
- ・生活環境や地球環境の保全に向け、環境負荷の少ない都市づくりを目指します。

目標4 自然災害に備えた安全・安心な都市づくり

- ・地震や津波などの自然災害による被害を防ぐため、建物や道路などの施設の強靱化、および避難場所の確保等を通じ、都市の防災機能の強化を目指します。
- ・自然災害による被害を最小限に抑えるため、災害リスクの周知や市民や事業者と連携した防災体制の構築など、協働の取り組みを推進し、市民や事業者の安全の確保を目指します。

目標5 活気にあふれ、ヒト・モノを惹きつける魅力的な都市づくり

- ・活力ある持続可能な都市づくりに向けて、立地特性を生かした産業集積を推進します。また、職住近接など、働く場としても魅力的な産業地の形成を目指します。
- ・瀬長島やグスクなどの地域資源を生かし、市民も来訪者も楽しめる都市づくりを目指します。

目標6 すべての人にやさしい都市づくり

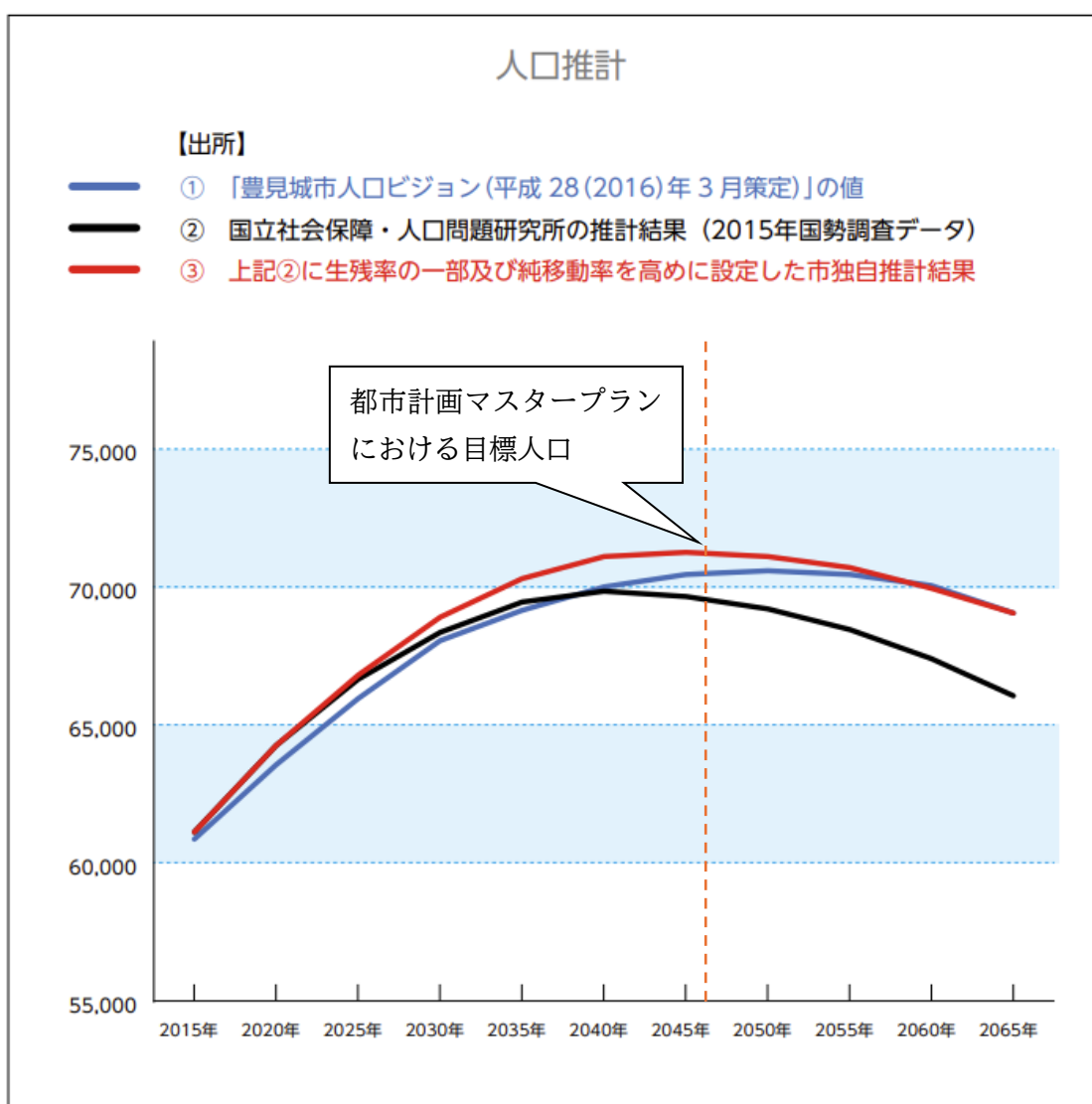
- ・年代や性別、国籍を問わず誰もが快適に暮らせる都市を形成するため、建物や道路などの施設のユニバーサルデザインを推進し、すべての人が利用しやすい生活環境の形成を目指します。
- ・歩きやすい歩行空間の整備や誰もが安心して利用できる公共交通環境の形成を目指します。

3-2 将来人口フレーム

全国的に人口減少が進行する中、本市では令和 22（2040）年まで人口が増加することが予測されています。

令和 3 年 3 月に策定した「第 5 次豊見城市総合計画」では、市街化の拡大等の住環境づくりや企業立地の促進等を含めた雇用の確保等によって転入促進を図るとともに、健康づくり等による健康長寿社会の実現を目指すことで、中長期的に 70,000 人を上回ることを目指しています。

そのため、本計画においては「第 5 次豊見城市総合計画」の目標人口と整合を図ることとし、定住意欲を高める住環境の形成や市民の健康づくり等に寄与する都市づくりなど、良好な市街地環境の形成に向けた都市づくりを進めます。



出典：「第 5 次豊見城市総合計画」を基に整理

3-3 将来都市構造

本市の都市づくりの方向性を明らかにするため、これまでの都市構造の変遷等を踏まえて、今後どのような都市機能を配置し、どのような施設配置や土地利用を目指すか、といった基本的な方向性を「将来都市構造」として整理します。

(1) 考え方の整理

①本市の都市構造

本市の都市構造は、中心部から東側に広がる既存市街地（上田地区や真玉橋地区等）と西側に形成された新たな市街地（豊崎地区、与根地区等）により構成されています。市役所周辺や豊崎地区を中心に都市機能が集中している一方で、隣接自治体の市街地の進展や地形等の影響を受けて、真玉橋周辺や豊見城団地周辺などに日常生活を支える拠点が点在しています。

道路・交通ネットワークは、東西方向に那覇空港自動車道や国道 329 号や南北方向に国道 331 号、県道 231 号線、県道 256 号線、県道 7 号線等による広域的なネットワークが形成され、市内各地域は県道や市道によって結ばれています。本市には鉄道がないため、都市構造は自動車中心となっています。公共交通は、路線バスを主体とした交通網が形成されていますが、県道 231 号線、県道 256 号線など那覇市方面を結ぶ路線に比べて、中心市街地と東西方向を結ぶ路線の運行水準が比較的低い状況にあります。

②求められる都市構造

昨今の国内の都市を取り巻く状況をみると、人口減少と高齢化が急速に進んでおり、高齢者や子育て世代が安心して暮らせる健康で快適な生活環境の実現と持続可能な都市経営が重要な課題となっています。

本市は、令和 22 年まで人口増加が予測されているため、増加する人口の受け皿を確保しつつ、少子高齢化の進展を見据えた都市機能の適切な配置が求められます。

市全体の都市構造を見ると、中心市街地、豊崎地区、与根・瀬長島などに拠点が形成されています。しかし、道路ネットワークや公共交通の運行状況を考慮すると、これら拠点間を結ぶ東西方面の連携強化が重要な課題となります。

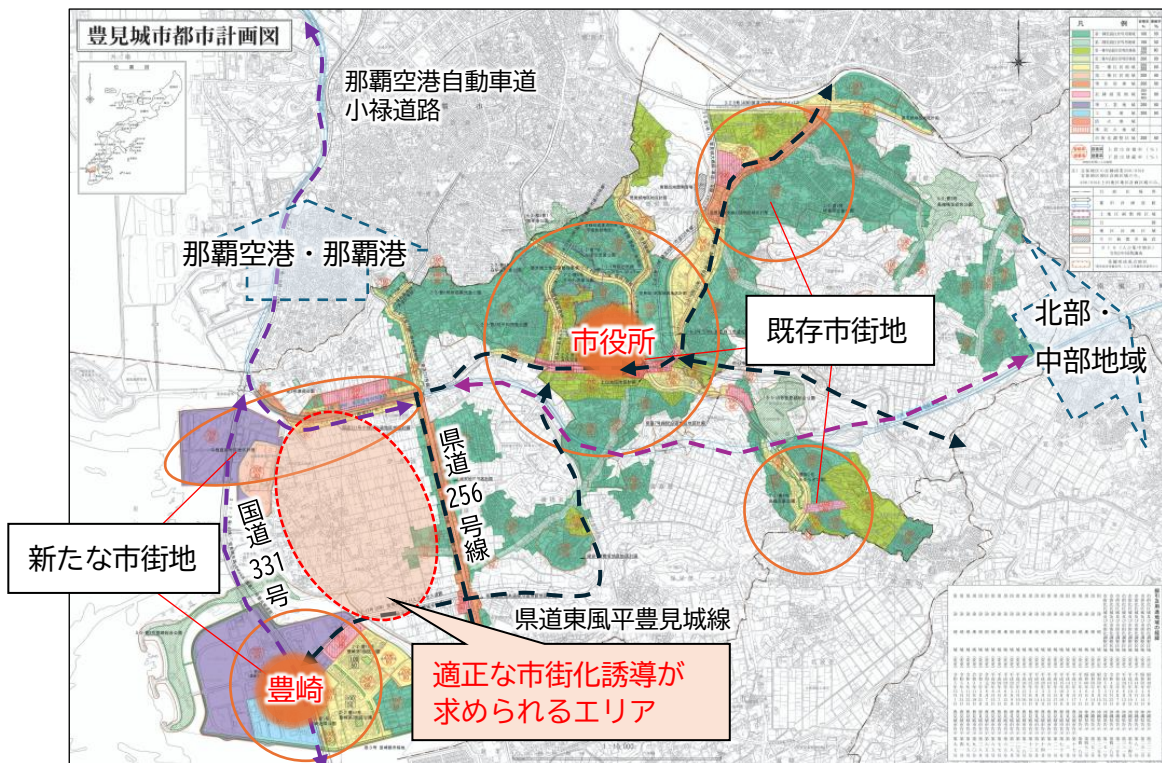
広域的な都市構造の観点では、沖縄の経済発展を目指した基地返還跡地の一体的な活用や那覇空港の機能強化を目的とした「GW2050PROJECTS」が始動しており、産業や交通等の分野で大きな変化が想定されます。本市でも、この広域的な取組を踏まえ、雇用創出や財源の確保に向けた企業誘致等、持続可能な都市づくりに取り組むことが求められます。同時に、地域特性や資源を活用した都市づくりを進めることが重要でう。

さらに、那覇空港や那覇港に近接する本市の地理的特性や、国道 331 号の全線開通によるアクセス性の向上を背景に、観光や工業機能を有する施設が立地し、人・モノの交流が活発化しています。今後は、那覇空港自動車道小禄道路の供用開始により、

広域的な人・モノの流れが大きく変わることが想定されるほか、県道東風平豊見城線、県道 256 号線の整備進捗に伴い、企業からの土地需要がさらに高まることが想定されます。そのため、本市西側では地理的優位性を生かした都市機能の配置が求められます。

なお、本市西側は、優良農地が広がる一方、海岸低地に位置し、広範囲に津波災害警戒区域や高潮浸水想定区域に指定されているため、都市機能の配置等に際しては、農業振興地域の整備に関する法律などの関連法との調整や既存集落との調和、道路や下水道などのインフラの整備状況、防災性への配慮が不可欠です。これらを十分考慮したうえで、適正な市街化誘導が求められます。

市街化進展状況と将来都市構造の向かう方向



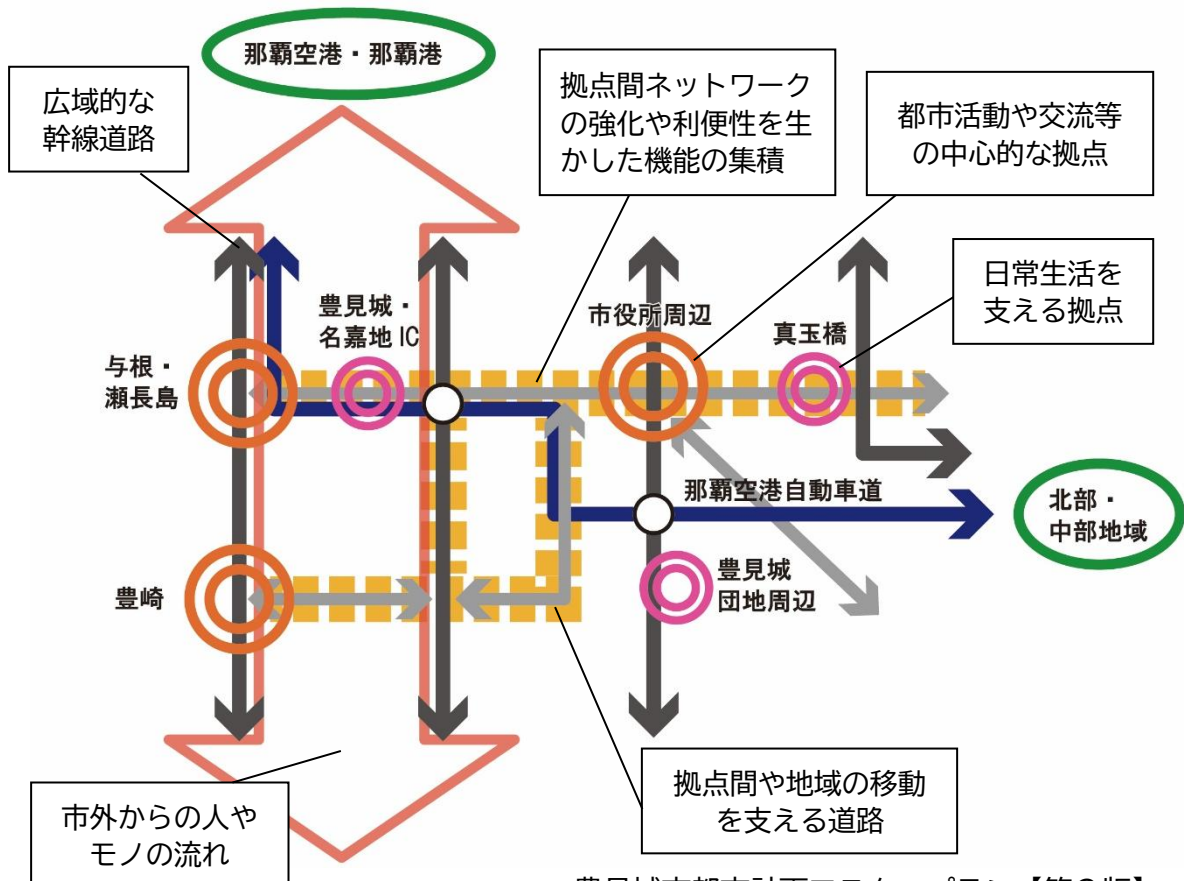
出典：豊見城市都市計画図（令和7年2月）

③将来都市構造の基本的な考え方

前項で整理した市街化の進展状況を踏まえ、都市構造の構築に関する基本的な考え方を、以下の通り整理します。

- ▶これまでの成り立ちを踏襲し、地域特性や地域資源を生かした拠点を配置することで、都市機能の一極集中ではなく、拠点同士が機能を補い合う、多核連携型の一体的な構造を構築します。
- ▶人・モノの交流の中心である市役所、豊崎地区、与根・瀬長島は、「都市活動や交流等の中心的な拠点」として、商業、観光、工業、流通機能など、それぞれの地域特性に応じた都市機能の集積等により都市の核を形成します。特に市役所をはじめとした中心市街地は、今後那覇空港自動車道小禄道路の供用開始により人・モノの流れが大きく変化することを見据え、本市の「顔」として機能充実を図ります。
- ▶生活サービス水準を維持するため、地域の中心的な場を「日常生活を支える拠点」として、商業、居住など、必要な機能の集積等を図ります。
- ▶市内外の移動や各拠点間を連携する「広域的な幹線道路」と「拠点間や地域の移動を支える道路」による道路・交通ネットワークの強化や沿線における機能集積、公共交通網の整備により、南北方面、東西方面の連携強化を図り、交流を促進します。
- ▶市外からの人・モノの流れの中心となる西部地域を中心に、那覇空港・那覇港等に近接する地理的優位性や交通利便性を生かした産業機能の集積を図ります。

■将来都市構造の考え方



(2) 将来都市構造の構成

本市の将来都市構造の具体的な配置等について、上位・関連計画における位置づけや都市の現況等を踏まえ、「拠点」、「軸」及び「ゾーン」の3つの要素で整理します。

①拠点

日常生活や都市活動、交流等の中心となる施設や場所、その周辺などの点的な構成要素。

都市交流拠点

- ➡市内外から多くの人が集い交流する都市の中心として、多様な都市機能が集積し、活発な都市活動を牽引する場
 - 中心市街地（市役所周辺）
 - 豊崎地区
 - 与根・瀬長島

生活交流拠点

- ➡身近な生活サービス機能や交通機能が立地し、地域の日常生活やコミュニティ・交流を支える場
 - 真玉橋（県道 11 号線沿道周辺）
 - 高嶺（豊見城団地周辺）
 - 瀬長、田頭、名嘉地の一部（国道 331 号小禄バイパス沿道）

産業拠点

- ➡交通の利便性などを生かした産業・流通機能が集積し、市の産業振興を牽引する場
 - 豊崎西部
 - 与根西部
 - 国道 331 号小禄バイパス南側後背地
 - 豊見城・名嘉地 IC 付近
 - 長堂、嘉数地区

自然・歴史・文化拠点

- ➡良好な自然環境や歴史・文化資源などの資源を守り続けながら、市固有の資源として生かすことで、観光・交流活動の活性化を担う場
 - 漫湖
 - 海軍壕公園
 - 豊見城城址一帯
 - 長嶺グスク一帯
 - 保栄茂グスク一帯

レクリエーション拠点

- ➡既存の資源を最大限に生かした都市づくりを進め、市民や来訪者の憩い、レクリエーション、観光・交流活動を支える場
 - 瀬長島
 - 豊見城城址一帯
 - 豊見城総合公園
 - 長嶺城址総合公園
 - 豊崎海浜公園
 - 豊見城市民体育館一帯

交通結節点

- ➡各拠点の位置づけや周辺都市との結びつきを踏まえ、多様な交通手段を有機的に接続するための乗り換え・乗り継ぎの結節点となる場
 - 市役所周辺
 - 道の駅豊崎周辺
 - 真玉橋地区周辺
 - 豊見城・名嘉地 IC 周辺
 - 豊見城 IC 周辺

②軸

都市の骨格をなす道路や河川、緑地帯などのネットワークを担う線的な構成要素。

広域交流軸

- ➡都市間を連絡し、広域的な交流や産業・流通機能を支える道路
 - 那覇空港自動車道
 - 国道 329 号
 - 国道 331 号
 - 県道 231 号
 - 県道 256 号線（名嘉地以南）
 - 県道 7 号線、県道 7 号バイパス

拠点間交流軸

- ➡都市交流拠点と広域交流軸を連絡し、広域的な交流や拠点間の交流を支える道路、主要な公共交通動線
 - 国道 331 号小禄バイパス
 - 県道 11 号線
 - 県道 256 号線（名嘉地以東）
 - 県道東風平豊見城線

河川環境軸

- ➡特徴的な自然環境、潤いのある都市環境を支える河川など
 - 国場川
 - 長堂川
 - 漫湖
 - 饒波川

緑地環境軸

- ➡都市における良好な緑のネットワークや歴史・文化的資源の価値を支える緑地
 - 丘陵地・斜面緑地

③ゾーン

概ね利用区分毎の土地のまとまりであり、面的な構成要素。

市街地ゾーン

- ➡都市的土地利用を進めるエリアとして、計画的な都市基盤や低未利用地等の既存ストックの活用などを進め、利便性を備えた住環境や魅力ある産業環境の創出を図る地域
- 現在の市街化区域を中心とした区域
- 将来的に市街化を目指す区域

農住・自然ゾーン

- ➡無秩序な市街化を抑制するエリアとして、営農環境や自然環境、既存集落の住環境の保全を図る地域
- 現在の市街化調整区域を中心とした区域

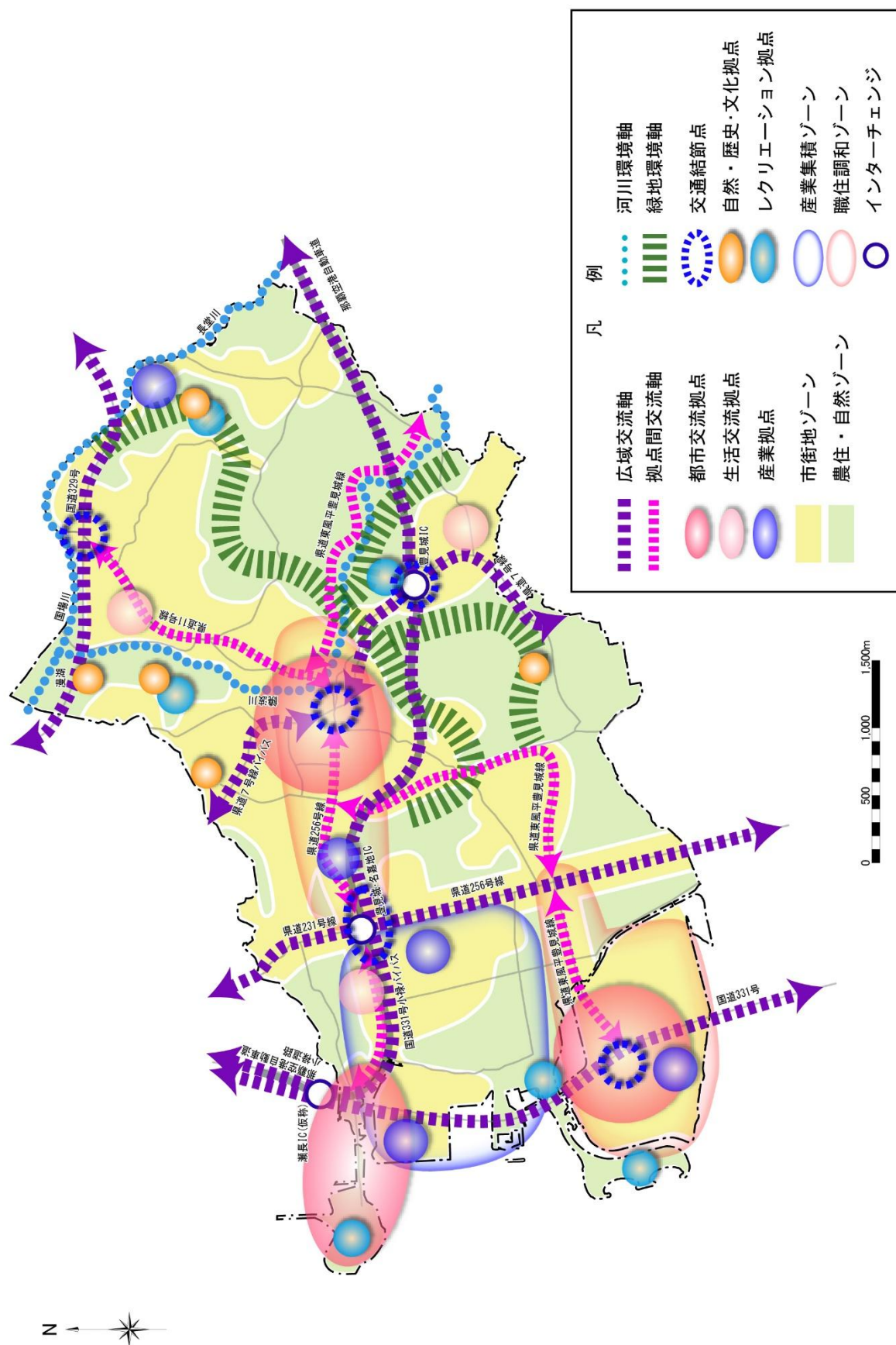
産業集積ゾーン

- ➡持続可能な都市の振興を牽引するエリアとして、交通利便性の良さを生かした計画的な基盤整備や企業誘致を行い、本市の新たな産業地の形成を図る地域
- 与根地区を中心とした交通利便性の高い地域

職住調和ゾーン

- ➡本市の中心的なエリアとして、産業機能と居住機能が共存した利便性の高い快適な市街地環境を創出する地域
- 市役所周辺
- 豊崎地区周辺

■将来都市構造図（概ね20年後）



第4章 土地利用の方針

4-1 土地利用方針

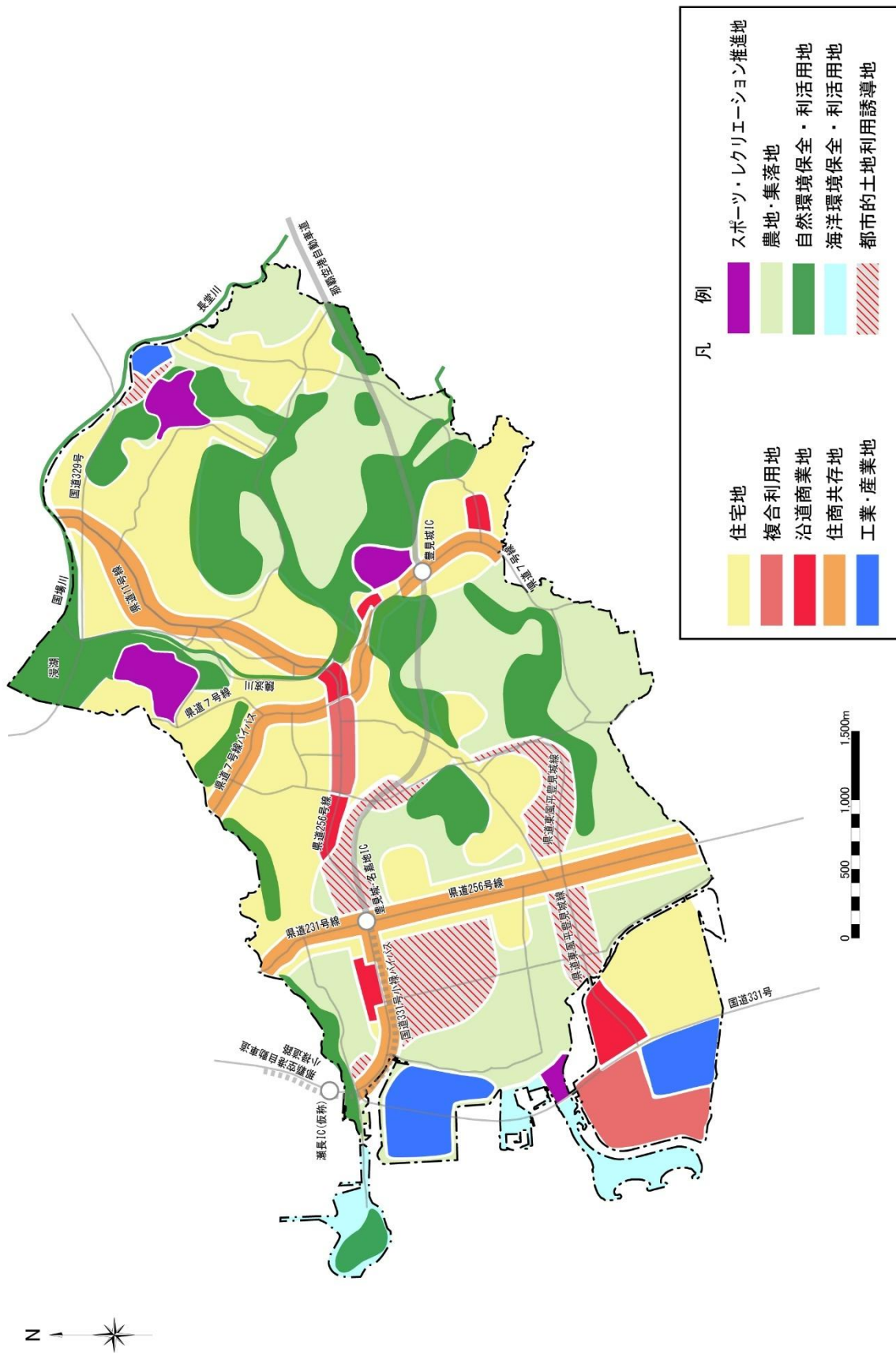
将来都市構造を踏まえ、今後10年間における本市の土地利用方針を整理します。

区分	配置イメージ	規制・誘導方針
住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・住居系市街化区域を中心とした地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な住宅地がまとまって立地する地区として、各地域特性に応じた住環境の維持・形成を図ります。 ・生活拠点周辺を中心に、店舗や教育施設、福祉施設等の生活利便施設の立地を誘導し、計画的な都市基盤の整備・改善を検討します。
複合利用地	<ul style="list-style-type: none"> ・県道256号線沿道の一部（市役所周辺） ・豊崎北西部 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の中心となる地区として、業務、商業、交流機能の集約と誘導を図り、地理的優位性を生かした効果的な土地利用を図ります。 ・住宅地は、多様な機能が集積した生活利便性の高い良好な都市環境を持つ地区として、中高層住宅を中心とした土地利用を図ります。
沿道商業地	<ul style="list-style-type: none"> ・県道256号線沿道の一部（名嘉地以東） ・県道東風平豊見城線沿道の一部 ・県道11号線沿道の一部 ・県道7号線沿道の一部 ・県道7号線と豊見城団地を結ぶ市道沿道 	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路沿道の利便性を生かし、重要な道路機能や後背地の住環境に配慮した上で、ロードサイド型の商業施設や流通・業務施設などの立地を誘導するなど、非住居系を基本とした土地利用を図ります。
住商共存地	<ul style="list-style-type: none"> ・国道331号小祿バイパス沿道 ・県道256号線沿道の一部（名嘉地以南） ・県道11号線沿道の一部 ・県道7号線沿道 ・県道231号線沿道 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺都市や各拠点間を連絡する交通利便性を生かし、道路の機能に応じて、集合住宅を含む多様な住宅と周辺住民の日常生活を支える利便施設が共存する土地利用を図ります。 ・県道256号線沿道は、拡幅整備の進捗を踏まえつつ、住宅と沿道サービス施設等が共存する広域交流軸の沿道としてふさわしい土地利用を図ります。

区分	配置イメージ	規制・誘導方針
工業・産業地	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な工業・産業系の利用が図られている、又は予定されている地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な幹線道路へのアクセス利便性を生かし、専用性の高い地区として、周辺住宅地との調和に配慮した工場や流通・業務施設等の集積を図ります。
都市的土地利用誘導地	<ul style="list-style-type: none"> ・国道 331 号小祿バイパス南側後背地 ・県道東風平豊見城線の一部の沿道及び後背地 ・瀬長地区および豊見城・名嘉地 IC 周辺地区 ・その他（県道東風平豊見城線の将来整備予定区間、長堂・嘉数地区） 	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地需要や企業立地需要へ対応するため、都市機能の強化に寄与する土地利用を図ります。 ・国道 331 号小祿バイパス南側後背地は、広域的需要のある産業集積を図ります。 ・県道東風平豊見城線の一部の沿道後背地は、幹線道路の交通利便性を生かした沿道商業地及び住宅地としての利用を図ります。 ・瀬長地区及び豊見城・名嘉地 IC 周辺地区は、主要幹線道路沿道の立地特性を生かした土地利用を検討します。 ・県道東風平豊見城線の将来整備予定区間は、既存集落や農地など地域の実情に合わせた土地利用を検討します。 ・長堂・嘉数地区は、工業・産業地の集積を図ります。
スポーツ・レクリエーション推進地	<ul style="list-style-type: none"> ・豊見城総合公園 ・豊見城城址一帯 ・長嶺城址総合公園 ・豊見城市民体育館一帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の公共機能を維持しつつ、スポーツ機能を中心としたスポーツ・レクリエーション拠点として、賑わいづくりに寄与する土地利用を図ります。 ・各種機能の誘導、整備にあたっては、市街地としての位置づけを考慮し、周辺地域では賑わい創出につながる土地利用の誘導を図ります。
農地・集落地	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域内の農地や既存集落 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業生産や治水、景観などを支える優良農地は積極的に保全し、担い手への集積・集約化を進めます。 ・既存集落や計画的に開発された住宅団地では、住環境の整備・改善などにより、自然環境と調和した持続可能な農住環境の維持・保全を図ります。

区分	配置イメージ	規制・誘導方針
自然環境保全・利活用地	<ul style="list-style-type: none"> ・斜面緑地 ・瀬長島 ・海軍壕公園 ・饒波川 ・長堂川 ・漫湖 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地、河川、公園などの良好な自然環境を積極的に保全するとともに、市民の憩いの場や環境教育、観光レクリエーションなどに資する場として有効活用を図ります。
海洋環境保全・利活用地	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬長島、与根漁港から豊崎海浜公園にかけての海岸線 	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な海浜環境を保全するとともに、海浜の特性や交通利便性、漁港、広大な敷地などの地域資源を最大限に生かし、観光機能を強化します。これにより、市民や来訪者が海と親しみ、集い憩える観光レクリエーション地としての土地利用を図ります。

■土地利用方針図（概ね10年後）



第5章 分野別方針

■都市づくりの目標から分野別方針への展開

都市づくりの目標【P33 より再掲】

目標1 住みやすく、住み続けられる都市づくり

- ・生活利便性が高い住環境を形成するため、主要な拠点間で相互連携を図りながら、文化、医療・福祉、商業機能などの都市機能を補完し、その集積を目指します。
- ・多様な住まい方を選択できる環境を整えます。そのために、コミュニティの維持に必要な機能の集積や生活基盤の改善等を通じて、安全で快適な住環境の形成を図ります。
- ・公共施設の長寿命化や適切な更新を図ります。併せて、民間活力の導入やDXの推進を通じて、施設の適正配置を見据えた都市づくりを目指します。

目標2 多様な人々の交流を支える快適な都市づくり

- ・利便性の高い都市を形成するため、骨格となる主要幹線道路の整備を促進し、市内外の移動を支える生活道路の整備を通じて、効率的な道路交通網の形成を目指します。
- ・歩きやすい歩行空間の整備や誰もが安心して利用できる公共交通環境の形成を目指します。

目標3 自然、歴史文化と共存した、環境にやさしい都市づくり

- ・豊かな自然環境と暮らしやすい生活環境を両立するため、身近にある緑やグスクなどの市固有の資源を適切に保全・継承し、これらを活用した個性豊かな都市づくりを目指します。
- ・生活環境や地球環境の保全に向け、環境負荷の少ない都市づくりを目指します。

目標4 自然災害に備えた安全・安心な都市づくり

- ・地震や津波などの自然災害による被害を防ぐため、建物や道路などの施設の強靱化、および避難場所の確保等を通じ、都市の防災機能の強化を目指します。
- ・自然災害による被害を最小限に抑えるため、災害リスクの周知や市民や事業者と連携した防災体制の構築など、協働の取り組みを推進し、市民や事業者の安全の確保を目指します。

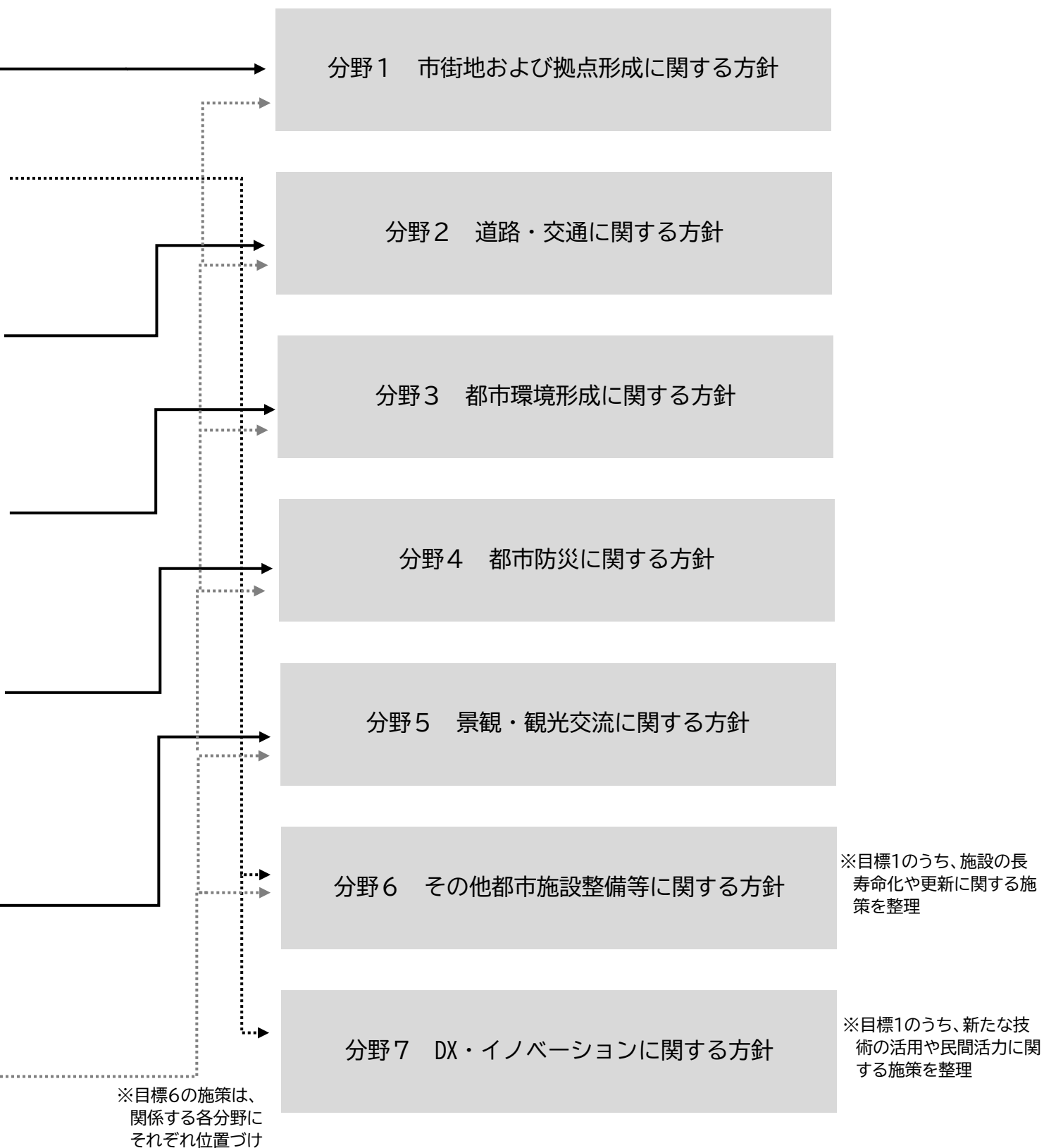
目標5 活気にあふれ、ヒト・モノを惹きつける魅力的な都市づくり

- ・活力ある持続可能な都市づくりに向けて、立地特性を生かした産業集積を推進します。また、職住近接など、働く場としても魅力的な産業地の形成を目指します。
- ・瀬長島やグスクなどの地域資源を生かし、市民も来訪者も楽しめる都市づくりを目指します。

目標6 すべての人にやさしい都市づくり

- ・年代や性別、国籍を問わず誰もが快適に暮らせる都市を形成するため、建物や道路などの施設のユニバーサルデザインを推進し、すべての人が利用しやすい生活環境の形成を目指します。
- ・歩きやすい歩行空間の整備や誰もが安心して利用できる公共交通環境の形成を目指します。

第3章にて整理した6つの「都市づくりの目標」について、次の通り都市づくりの「分野」に整理し、それぞれの方針を示します。



5-1 市街地および拠点形成に関する方針

(1) 基本方針

未来へ紡ぐバランスの整った市街地の形成

- ・市街化区域の市街地や拠点となる地区は、快適・利便な暮らしや活力ある産業・交流を支える中心的な場として充実を図ります。これを実現するために、地域の特性に応じた土地区画整理事業や地区計画制度などの適切な手法を活用し、良好な都市基盤や機能を備えていきます。また、これらの機能を維持・向上させるために都市計画の地域・地区を適正に運用し、必要に応じて特別用途地区の指定等による用途の規制や緩和を検討します。
- ・市街化調整区域の集落では、伝統的な集落環境の保全を図るとともに、活力ある良好な暮らしの場として活用するため、必要な基盤整備や地区計画・建築協定などによる住環境改善の検討を進めます。
- ・都市的土地利用誘導地は、本市の活性化に資する土地利用のあり方を検討し、市街化への障壁を取り除き、都市的土地利用の誘導に向けた実効性のある方策とプロセスを示します。
- ・中心市街地における「まちの顔」としての都市交流拠点や産業拠点、交通結節点など、多様な拠点の形成及び拠点間の連携・役割分担を推進します。

《施策の体系》

- ① 良好な市街地環境の形成
 - ア 計画的な市街地整備
 - イ 都市計画の地域・地区の適切な運用
 - ウ 地区ごとのきめ細やかな都市づくりルールの活用
 - エ 市街化区域に隣接・近接する箇所などでの適切な開発誘導
- ② 良好な集落環境の形成
 - ア 集落環境の保全と生活基盤の整備
 - イ 集落地周辺における適切な開発誘導
- ③ 都市的土地利用誘導地の誘導方針
 - ア 国道 331 号小祿バイパス南側後背地
 - イ 県道東風平豊見城線の一部の沿道及び後背地
 - ウ 瀬長地区及び豊見城・名嘉地 IC 周辺地区
 - エ その他幹線道路沿道地
- ④ 多様な拠点の形成
 - ア 「まちの顔」など都市交流拠点の整備
 - イ 産業拠点の整備
 - ウ その他拠点の整備
 - エ 交通結節点

(2) 整備・誘導の方針

① 良好な市街地環境の形成

ア 計画的な市街地整備

市街地は、道路・公園・下水道などの整備事業や土地区画整理事業などの市街地開発事業、良質な民間開発の誘導など、地域の状況に応じた手法を活用し、良好な都市基盤を備えた市街地の形成に努めます。また、市街地にある低未利用土地については、周辺環境などとの調和を踏まえつつ、公民連携などにより利活用促進に努めます。

イ 都市計画の地域・地区の適切な運用

市街地の機能を増進及び保全していくために、都市計画の地域地区(用途地域、防火地域、高度地区など)を地域の実情に応じて、適正に指定、運用します。土地区画整理事業区域など都市基盤が整った地域は、土地利用状況などを踏まえ、用途の変更などを検討します。また、必要に応じて特別用途地区の指定等による用途の規制・緩和を検討します。

ウ 地区ごとのきめ細やかな都市づくりルールの活用

民間開発が予定される地区では、良好な都市基盤整備を進めるとともに、建築協定や地区計画など、都市づくりにおけるきめ細やかなルールの導入を促進し、安全で快適な市街地の形成を図ります。

また、狭あい道路や防災・防犯などの他、レンタカー事業者の増加に伴う経済活動と市民の生活環境の両立に課題を抱える地区では、良好で快適な住環境の確保を目的としたルールを策定するなど、地域主体での課題解決を図ることで住環境の改善を促進します。

エ 市街化区域に隣接・近接する箇所などでの適切な開発誘導

既に市街化が相当進んでいる地区や幹線道路などの基盤整備が整っており、今後、市街化が進展する可能性のある地区では、市街化区域編入も視野に入れつつ、計画的な市街地形成を図ります。

② 良好な集落環境の形成

ア 集落環境の保全と生活基盤の整備

御嶽やカー、赤瓦、生垣・石垣などの良好な環境資源や昔ながらの住宅地形態が残されている集落においては、公園などの整備を通じて環境資源の保全を図るとともに、伝統的な住宅形態の継承を促し、集落環境及び景観の維持・保全に努めます。また、集落内の幅員の狭い道路は、歩行者優先の道路整備を行うとともに、災害時に防災活動が可能な道路網の整備を推進します。その他、必要な基盤整備を推進するとともに、地区計画や建築協定の導入に取り組み、伝統的な集落らしい趣のある住環境の保全に努めます。

イ 集落地周辺における適切な開発誘導

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域としての基本的な性質を尊重し、開発行為抑制の原則を維持しながら、不良な街区形成を防止し、適正な土地利用誘導を図ります。また、地区計画制度

を活用し、課題の解消につながる土地利用を許容することで、ゆとりある住環境の形成や企業用地の拡張、移転及び新規産業の誘導となる受け皿の形成を図ります。

さらに、必要な区域において組合施行による土地区画整理事業を実施し、道路や公共施設の計画的な基盤整備を行うことで、住環境の向上や地域の課題解消に取り組みます。

③ 都市的土地利用誘導地の誘導方針

『都市的土地利用誘導地』は、地区ごとに性格が異なるため、以下の4地区に分けて誘導方針を設定します。なお、これらの地区はいずれも本市の西側に位置し、優良農地が広がるほか、津波災害警戒区域や高潮浸水想定区域が広範囲に指定されています。そのため、関連法や関連計画との調整、防災性の確保、道路や下水道などのインフラ整備状況などに十分配慮した誘導を図ります。

ア 国道 331 号小祿バイパス南側後背地

本市の南北広域交流軸に位置し、幹線道路沿いに開発行為が進行していますが、後背地はまとまった農地が広がっています。対象地が大規模であることから、広域的な需要動向を基礎としつつ、本市の目標とする土地利用イメージに沿った都市的土地利用への転換を計画的に図ることとします。

目標とする土地利用は、広域的需要のある産業機能の誘導を想定し、地域未来投資促進法などの活用を検討し、立地特性を生かした産業集積を図ります。また、津波浸水や雨水排水などの防災対策に配慮するとともに、職住近接を実現し、働く場としても魅力的な産業地の形成を目指します。

イ 県道東風平豊見城線の一部の沿道及び後背地

幹線道路沿いでは、様々な用途での開発行為が進んでおり、良好な市街地形成に向けたルール設定が課題となっています。

広域的な幹線道路の交通利便性を生かし、沿道及び沿道と一体利用が可能な土地を商業・業務地とし、それ以外の土地を住宅地とする土地利用を図ります。また、浸水や雨水排水などの防災対策等に配慮しつつ、土地区画整理事業や地区計画制度などの手法を検討します。

ウ 瀬長地区及び豊見城・名嘉地 IC 周辺地区

市街地に近接する地区として、将来的に市街化が見込まれる地区であり、幹線道路沿道では開発行為による都市的土地利用が進行し、計画的な市街化の誘導が必要となっています。

瀬長地区は、広域的な幹線道路沿道の交通利便性を生かした土地利用を検討し、実現に向けて土地区画整理事業や地区計画制度などの手法を検討します。

豊見城・名嘉地IC周辺地区では、広域的な幹線道路沿道の交通利便性を生かし、沿道を工業・産業地、後背地を住宅地として利用する計画を推進します。また、地域未来投資促進法の活用や土地区画整理事業の実施可能性検討、地区計画制度などの手法を検討します。

エ その他幹線道路沿道地

県道東風平豊見城線の将来整備沿道地は市街化調整区域の集落と農地が混在しており、道路整備に伴い、沿道地及びその後背地の適切な整備が求められています。

将来都市構造では、市街地ゾーンとして位置付けられ、幹線道路沿道に適した土地利用を地域の实情に合わせて選定していくものとします。

土地利用転換を実現するためには、土地区画整理事業、開発許可制度及び地区計画制度などの計画的な事業方式を検討します。

また、長堂・嘉数地区では、周辺が工業・産業地として利用されており、周辺ではいくつかの物流施設が稼働していることから、同様の土地利用を図ります。

④ 多様な拠点の形成

ア 「まちの顔」など都市交流拠点の整備

「都市交流拠点」として位置づけられる3拠点(中心市街地、豊崎、与根・瀬長島)では、土地区画整理事業や都市計画道路、都市公園の整備などとの連携を考慮し、計画的な市街地整備を推進します。これにより、多様な都市機能を集積し、活発な都市活動を牽引する良好な市街地の形成を目指します。

本市の核である中心市街地周辺では、商業・業務施設の誘導に加え、庁舎や文化施設、交流・集会施設などの公共公益施設を集積することで、中核地としての機能強化を図ります。また、駐車場や公共交通の充実に努め、交通利便性の向上を図り、各拠点との連携強化と機能分担を促進します。これにより、「まちの顔」として交流の活性化と賑わいの創出を図ります。

豊崎では、アウトレットモールに加え、令和2年に大型商業施設が開業し、広域的な商業・業務・交流機能の集積地として、機能が強化されました。今後は、「豊崎地区地区計画」に基づき、未利用地の有効活用と周辺環境整備を進め、更なる交流拠点としての強化を図ります。

与根・瀬長島は、持続可能な都市の振興を牽引するエリアとして、交通利便性の良さを生かした計画的な基盤整備や企業誘致を進め、本市の新たな産業地の形成を図ります。

瀬長島では、民間施設の開業等に伴う来島者の増加に対応するため、集約駐車場の整備や島内の交通体系の再編を進めます。

与根地域では、土地区画整理事業や地区計画による産業施設や医療施設の整備を行い、臨空港型の観光リゾート機能、産業機能、健康・医療機能を併せ持つ都市交流拠点としての整備を図ります。また、国道331号小禄バイパス南側後背地は、「都市的土地利用誘導地」に位置付けられており、広域的な産業拠点としての充実に図ります。

イ 産業拠点の整備

「産業拠点」として位置づけられる豊崎西部、与根西部では、那覇空港へ近接している立地条件や那覇空港自動車道への優れた交通アクセスを生かし、市全体として交通利便性の高い地域を有効活用する観点から、臨空・臨港産業・流通機能などの集積を推進します。

豊崎西部では、海浜の特性や交通利便性、広大な敷地などを生かし、本市の観光産業を牽引する場として、引き続き、観光関連機能の集積と環境整備を図ります。

与根西部では、土地区画整理事業の施行と地区計画制度の導入により、本市の産業振興を牽引する拠点として、工業・流通・業務、健康・医療施設などの立地が進んでいます。今後も、同制度を活用し、地域の振興や発展を図るとともに、周辺の環境・景観と調和する良好な都市づくりの形成を目指します。

国道 331 号小禄バイパス南側後背地や豊見城・名嘉地 IC 付近は、広域幹線道路に近接する優れたアクセス性を生かし、広域的需要のある産業機能の誘導を図ります。

長堂・嘉数地区は、隣接していくつかの物流施設が稼働しており、同様の土地利用を進め、一体となった工業・産業地の集積を図ります。

ウ その他拠点の整備

●生活交流拠点（真玉橋、高嶺、瀬長・田頭・名嘉地の一部）

「生活交流拠点」は、身近な生活サービス機能や交通機能が立地し、地域の日常生活やコミュニティ・交流を支える場として、利便性・快適性の向上を図ります。地域の高齢化などに対応するため、商業、居住、教育施設など必要な機能の集積や道路・交通ネットワークの強化を図ります。

●自然・歴史・文化拠点（漫湖、海軍壕公園、豊見城城址・長嶺グスク・保栄茂グスク一帯）

湿地帯に生息・飛来する水鳥やその他の多様な生物の生態が観測できる漫湖、地域の歴史文化資源として重要な豊見城城址や旧海軍司令部壕などは、保全、活用に努めるとともに、平成 29 年に整備された沖縄空手会館や令和 4 年に整備されたおきなわ工芸の杜などとの連携を図り、体験交流型観光地としての拠点整備を推進します。

また、長嶺グスク、保栄茂グスクは、地域住民のアイデンティティの拠り所であり、市固有の資源として保全と活用に努めます。

●レクリエーション拠点（瀬長島、豊見城城址一帯、豊見城総合公園、長嶺城址総合公園、豊崎海浜公園、豊見城市民体育館一帯）

瀬長島や豊崎は、自然海岸をはじめとした自然を生かした臨空港型の観光リゾート地の形成を図ります。また、歴史資源、スポーツ施設、海浜レジャー等などの主要な目的に沿って、既存の資源を最大限活用した環境整備を進めます。

その他のレクリエーション拠点は、主要な目的に沿い、既存の資源を最大限活用した環境整備を進め、市民や来訪者の憩いの場、レクリエーションの場、観光・交流活動を支える整備を推進します。

●地域の身近な拠点

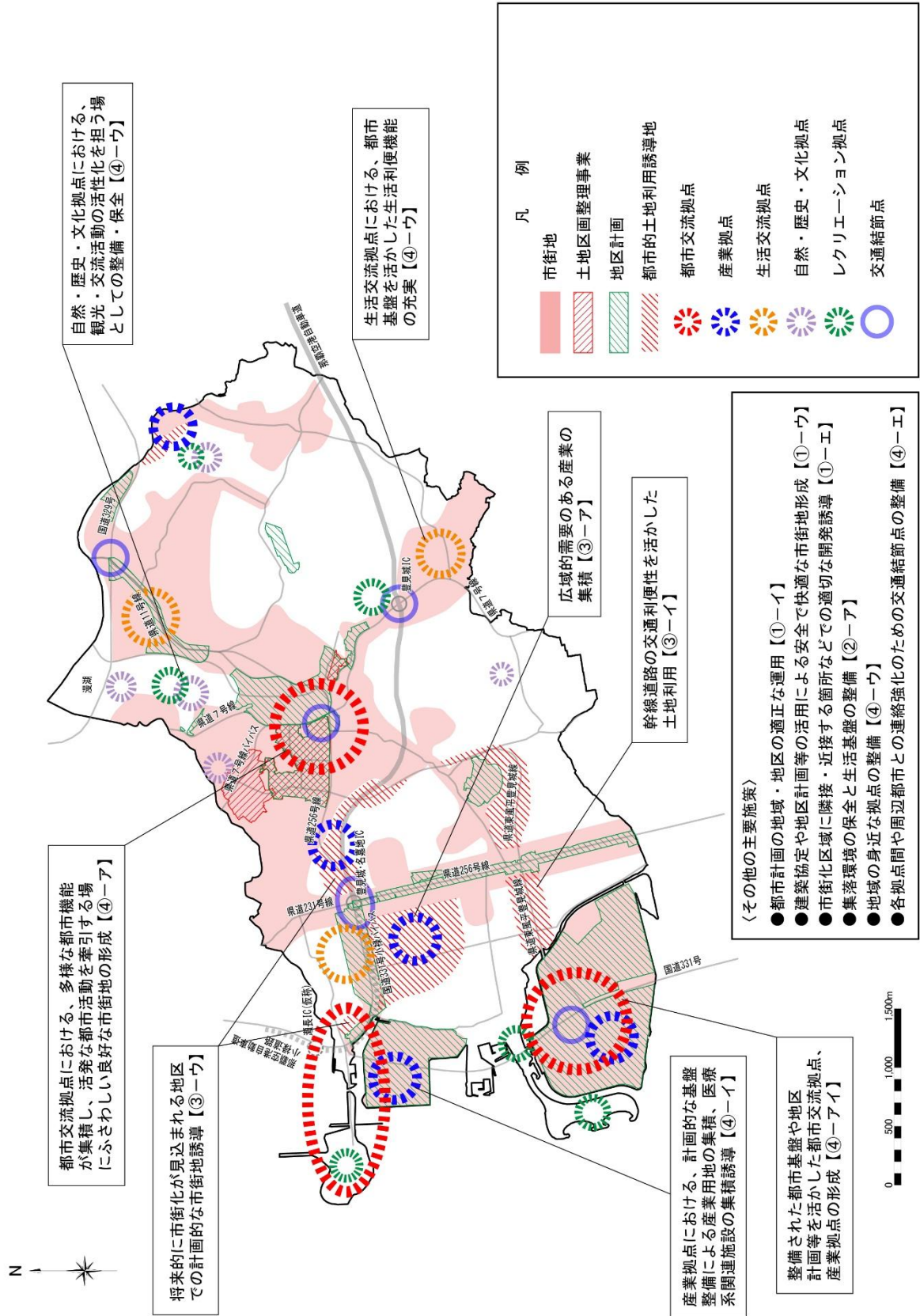
地域の身近な交流拠点として、コミュニティセンターや集会所などの自治会所有施設の整備を支援するとともに、地域が主体となった環境保全・改善の取組などと連携し、拠点機能の維持・向上に努めます。

また、身近な拠点形成を中心として、住民相互の支え合い活動を軸とした、一人ひとりが自分らしく自立し、安心して暮らせる環境を整え、住み続けたいと思える都市づくりを推進します。

エ 交通結節点（市役所周辺、道の駅豊崎周辺、真玉橋地区周辺、豊見城・名嘉地 IC 周辺、豊見城 IC 周辺）

各拠点の位置づけや周辺都市との結びつきを踏まえ、多様な交通手段を有機的に接続するための乗り換え・乗り継ぎの結節点となるような整備を進めます。バス停・待合所・駐車場・駐輪場の整備のほか、経路については、バリアフリー化を図り、歩いて楽しい歩行空間の形成に努めます。

《市街地及び拠点整備に関する方針図》



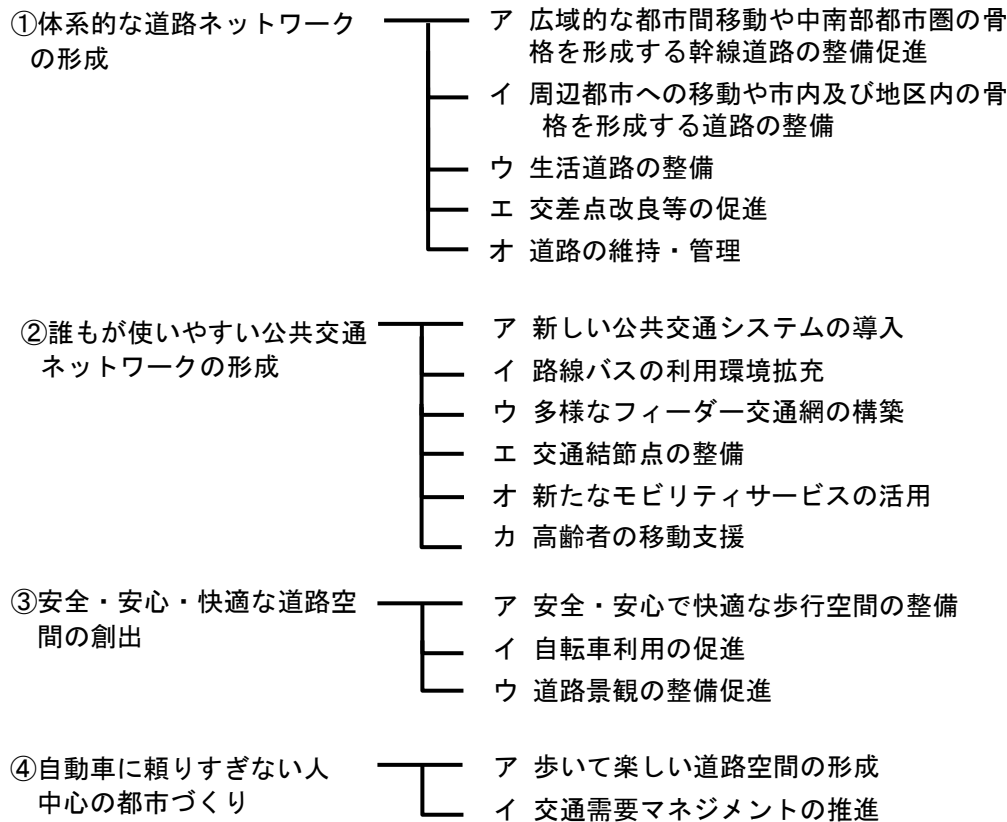
5-2 道路・交通に関する方針

(1) 基本方針

誰もが安全で快適に移動できる持続可能な道路・交通ネットワークの形成

- ・豊見城市交通基本計画、総合交通戦略、地域公共交通計画等に基づき、道路・交通に関する施策を展開します。
- ・体系的な道路ネットワークの形成を図るため、主要幹線道路をはじめ、幹線道路や補助幹線道路、生活道路の計画的な整備を進めます。
- ・多様な移動手段の導入や交通結節点の整備などを検討し、誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの構築を推進します。
- ・安全・安心で快適な移動空間を提供するために、歩行空間や自転車利用環境の整備を進めるとともに、道路景観にも配慮した快適な道路空間の形成を図ります。
- ・自動車に頼りすぎない人中心の都市づくりを目指して、交通意識の改革や行動変容を促す取組を推進します。また、歩いて楽しい都市空間の形成を目指し、市役所周辺の拠点づくりと合わせた検討を進めます。

《施策の体系》



(2) 整備・誘導の方針

① 体系的な道路ネットワークの形成

ア 広域的な都市間移動や中南部都市圏の骨格を形成する幹線道路の整備促進

●自動車専用道路・主要幹線道路

「ハシゴ道路ネットワーク」及び「2環状7放射道路」に位置付けられている那覇空港自動車道小禄道路及び国道329号、国道331号は、引き続き那覇空港自動車道小禄道路の整備促進を図り、広域的な都市間の交流や那覇空港など重要な交通拠点との連携を強化します。

また、一般国道では、大量の自動車交通量の円滑な処理のため、渋滞解消に必要な整備等を促進し、広域的な道路ネットワークの形成を図ります。

イ 周辺都市への移動や市内及び地区内の骨格を形成する道路の整備

●幹線道路

本市と周辺都市、市内の拠点間を結ぶ県道を幹線道路と位置づけ、事業新設区間整備や拡幅整備の促進をはじめ、検討中路線の事業化促進、その他、交流軸形成に必要な整備の検討及び道路管理者への働きかけを行い、本市の骨格を形成する道路ネットワークの形成を図ります。

●補助幹線道路

補助幹線道路は、地区における良好な都市環境や街区を形成し、幹線道路を補完する役割をもっています。地区毎に土地利用や配置密度、将来交通量を考慮し整備を促進します。

ウ 生活道路の整備

市街化に伴う道路整備及び市道改良を引き続き計画的に推進します。道路幅員や隅切りの確保、歩車道の分離、行止り道路の解消など、生活道路(住宅地内の市道や集落内の道路など)の危険箇所から順次整備・改良を実施し、渋滞の解消に努めるとともに、幹線道路と連絡する有機的なネットワークの形成を進めます。

また、整備にあたっては学校や福祉施設周辺の道路を優先的に整備・推進します。

集落内の道路については、狭あいや湾曲している箇所も地域の歴史を継承し、日常生活と密接に関わっていることから、その形状を維持しつつ、適切な整備に努めます。

エ 交差点改良等の促進

市内の渋滞緩和や交通安全確保、移動円滑化に資するため、市内の主要渋滞箇所について、豊見城市総合交通戦略に基づき、国や県と連携し交差点改良事業を推進します。

オ 道路の維持・管理

ガードレールの破損修理や道路舗装の修繕など、定期的な維持管理を実施し、道路環境の維持と保全に努めます。また、横断防止柵や道路反射鏡の設置などを行い、車両や歩行者、自転車、新たなモビリティ等が安全に通行できる環境を整備します。

維持管理に当たっては、老朽化度合や重要度を踏まえ、緊急性や優先性を考慮しながら、道路管理者や交通管理者と連携し、適正な維持管理を推進します。

② 誰もが使いやすい公共交通ネットワークの形成

ア 新しい公共交通システムの導入

子どもから高齢者まで利用できる交通手段の確保、観光の活性化、脱炭素社会構築など持続可能な都市づくりの推進等に向けて、沖縄県や隣接市町村などの関係機関と連携し、新たな公共交通システム(LRT、Zippar 等)の導入検討を推進します。

導入検討にあたっては、次世代型の交通システムやインフラ技術に注視するとともに、中南部都市圏における広域的見地から誰もが使いやすいネットワークの構築を目指します。

イ 路線バスの利用環境拡充

交通事業者をはじめとする関係機関と連携し、バスルートの検討やバス待ち環境の充実(バス停上屋整備、コンビニ連携など)、PTPS(公共車両優先システム)導入などにより、路線バスの乗り換えや乗り継ぎの利便性拡充を図り、誰もが利用しやすい環境の形成を図ります。

ウ 多様なフィーダー交通網の構築

交通結節点と周辺地域を結ぶ役割を担うフィーダー交通について、コミュニティバスやデマンドバスなど、地域特性に適した交通手段を検討します。これにより、交通結節点へのアクセス性の向上や地域内移動の快適性の向上、公共交通不便地域の解消(ラストワンマイル対策)を図ります。

エ 交通結節点の整備

公共交通の利便性を高めるため、市役所、豊崎、真玉橋、豊見城 IC、豊見城・名嘉地 IC を交通結節点として位置づけ、多様な交通手段の導入をはじめ、乗換利便性の向上やパーク&ライドの導入・整備等を検討します。また、市民の利便性を高めるために各拠点に必要な機能について検討するとともに、市役所周辺は駐車場機能の整備を推進します。

オ 新たなモビリティサービスの活用

移動等に関する課題の解決に向けて、MaaSをはじめとする新たなサービスとシェアリングサービスや自動運転等のモビリティサービスを組み合わせ、本市に最適な移動サービスの活用を検討します。

カ 高齢者の移動支援

移動手段を持たない高齢者等の買い物・通院のための移動支援の継続や公共交通不便地域におけるバス停から自宅や病院・商業施設等への端末交通利用の支援を検討します。

③ 安全・安心・快適な道路空間の創出

ア 安全・安心で快適な歩行空間の整備

市内の拠点間交流や生活交流を支える幹線道路などでは、公共施設や生活利便施設への徒歩や車イスなどによる移動の安全性を確保するとともに、災害時の避難路として機能するよう歩道の整備を推進します。

整備にあたっては、ウォーキングやジョギングなどの健康づくり活動のほか、すべての人が安全で快適に通行できるよう、ユニバーサルデザインに配慮しつつ、段差の解消や点字ブロック（視覚障害者誘導用ブロック）の設置などを推進します。

さらに、幹線道路とともに、通学路など歩行者の安全確保が特に重要な道路では、夜間も安心して通行できるように街灯の設置を進めます。また、地域住民や市内企業と連携し、一戸一灯運動を推進し、地域一体となった通行の安全性と防犯性の向上に努めます。

イ 自転車利用の促進

通勤・通学・買い物など市民の足としての自転車利用や観光客の移動手段としての自転車利用を促進するため、自転車活用推進計画及び自転車ネットワーク計画の策定を検討し、自転車ネットワーク路線の選定や自転車通行空間の整備（専用レーン、矢羽根型路面表示など）について併せて検討します。

また、自転車利用に関する交通安全教育やルール・マナーの啓発活動を実施するとともに、災害時における迅速な被災状況の把握や人・物資の輸送手段としての活用等も検討します。

併せて、シェアサイクルの導入促進やサイクルポートの整備など、自転車利用環境の充実を図り、観光地での回遊性向上や交通結節点からの移動手段としての利用を推進します。

ウ 道路景観の整備促進

主要幹線道路などでは、道路管理者と連携し、街路樹や植栽等の適正な管理を含め、観光地にふさわしい道路景観の形成を推進します。新たな開発エリアにおいては、沿道景観の賑わい創出や緑陰形成による快適性の向上など、良好な道路景観の形成を図ります。

主要な市道では、各道路の特徴や機能に応じた道路景観の形成を図ります。

また、地域の歴史的資源や生活文化が残る字豊見城地区においては、歴史文化に配慮した生活道路景観の形成に努めます。

④ 自動車に頼りすぎない人中心の都市づくり

ア 歩いて楽しい道路空間の形成

都市交流拠点(市役所周辺)が中心地としての拠点性を高め、市内外の交流や賑わいを創出するため、都市機能の集積に加え、中心部及び中心部に接続する東西の都市軸を歩いて楽しい道路空間へと転換するための検討を行います。

名嘉地交差点付近から市役所付近にかけては、賑わい・交流機能創出に資する沿道の歩行空間整備や公共空間の利活用を推進します。また、公民連携によるオープンスペースの利活用や国の支援制度(補助金・税制優遇等)の活用等を検討します。

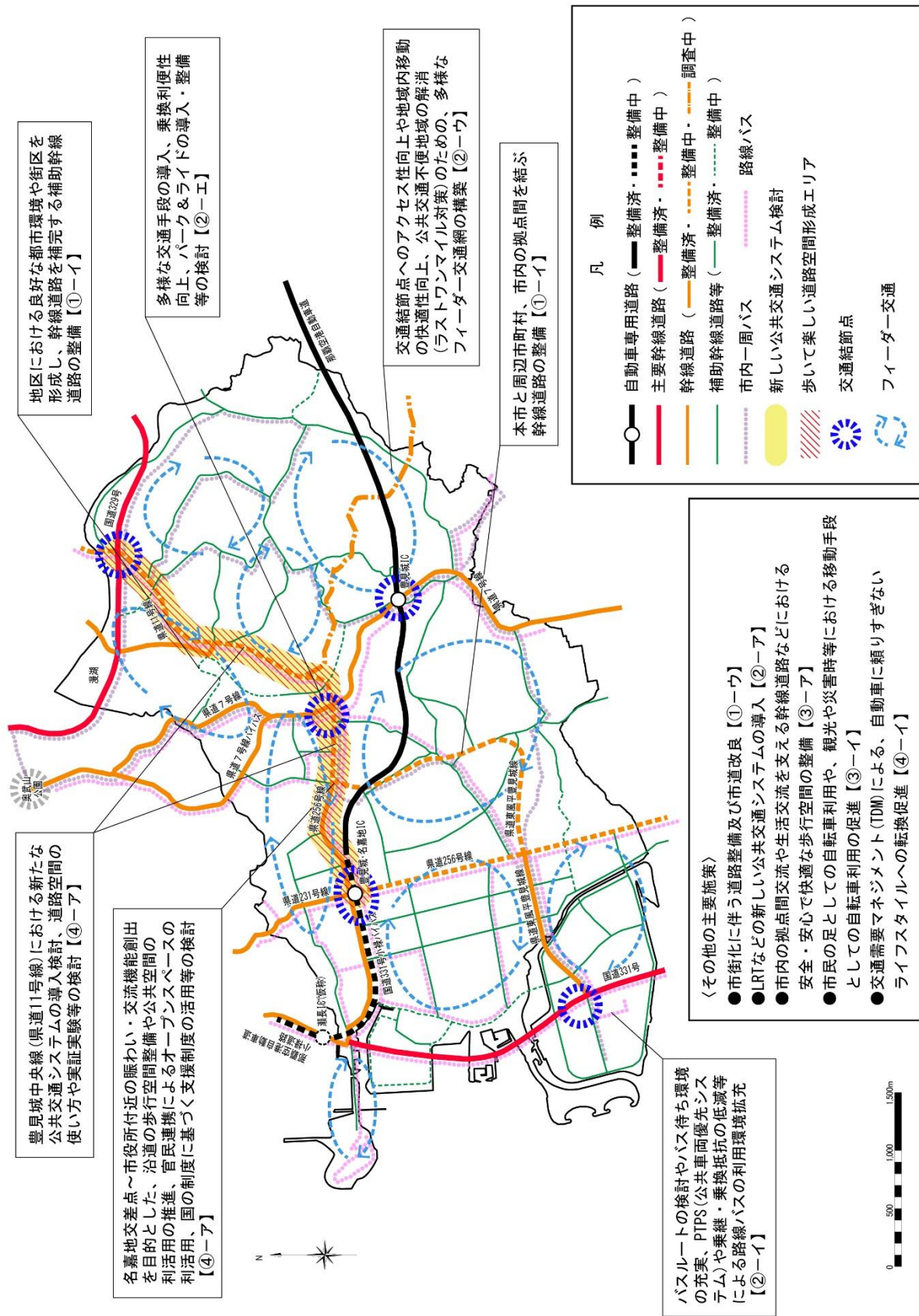
さらに、那覇市との往来を支える豊見城中央線(県道11号線)は、将来的に那覇市が計画するLRTとの連携を見据え、新たな公共交通システムの導入検討、道路空間の有効活用(公共交通専用レーンの導入等)、実証実験の実施を検討します。

イ 交通需要マネジメントの推進

交通渋滞をはじめとする交通問題を解決していくためには、道路整備等のハード面の対策だけでなく、個々の自発的な行動変容を促すことが重要です。

体系的な道路ネットワークの形成、誰もが使いやすい公共交通システムの導入、自転車をはじめとした多様な交通手段の確保などを含めた交通需要マネジメント(TDM)を実施するとともに、その一環として、モビリティマネジメント(MM)を活用し、自動車に頼り過ぎないライフスタイルへの転換を促進し、地域と共に環境にやさしい都市づくりに努めます。

《道路・交通に関する方針図》



5-3 都市環境形成に関する方針

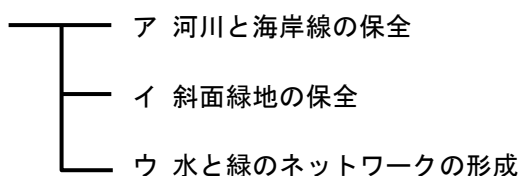
(1) 基本方針

自然の豊かさを享受し、質の高い暮らしができる都市環境の形成

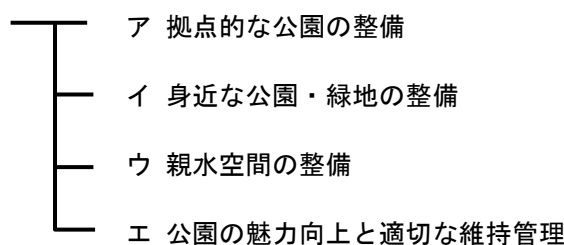
- ・ 水と緑に囲まれた自然豊かな都市環境を維持するため、河川や海岸線、斜面緑地、農地を水と緑の骨格に位置づけ、適切な維持・保全を図ります。
- ・ 緑地や水辺を、市民が自然資源の豊かさを身近に享受できる公園や観光地として整備し、自然環境の保全に配慮しながら推進します。
- ・ 下水道等の整備を進めるほか、脱炭素社会の実現に向けて、CO2 吸収源としての市街地の緑化、建築物等の省エネ化や循環型エネルギー活用、ヒートアイランド対策など、環境に配慮した都市づくりを推進します。

《施策の体系》

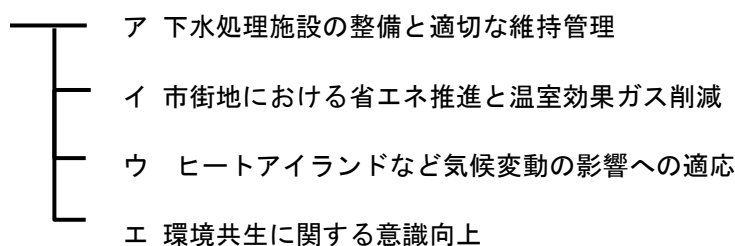
①水と緑の骨格の形成



②公園など施設緑地の整備推進



③環境負荷の低減や環境共生推進



(2) 整備・誘導の方針

① 水と緑の骨格の形成

ア 河川と海岸線の保全

本市には、東側市境を流れる長堂川と、内陸部の丘陵地を縫うように流れる饒波川があり、両河川が国場川へと合流しています。また、国場川河口には、ラムサール条約湿地に登録されている漫湖が位置しています。

これらの河川を、潤いある都市生活を支える「河川環境軸」として位置づけ、身近な河川環境の保全及び公園・緑地などの整備を図り活用に努めます。

また、自然海岸線や美しいサンゴ礁の礁池(イノー)を持つ瀬長島や与根漁港、豊崎の海浜など市域西部の海岸線は、自然や漁村の営みと観光産業との調和に配慮しつつ、海洋環境保全・利活用地として保全・活用を図ります。

イ 斜面緑地の保全

丘陵地に開発が進んだ市街地周囲には斜面緑地が縁取るように残っています。これらを都市の緑の背景となる「緑地環境軸」として位置づけ、適切な保全に努めます。

ウ 水と緑のネットワークの形成

良好な景観や豊かな生態系、緑豊かな自然環境を保全・創出するため、水や緑で連続する空間(水と緑のネットワーク)の形成を進めます。

また、地域の緑地、公園、街路樹、民有地の緑などと連携し、全市的な水と緑のネットワークの形成を目指します。

農地は、生産基盤としての機能のみならず、景観資源や野生生物の生育環境など多面的な機能を持つ資源として、河川、緑地等と連携し、適切な維持管理を図ります。

② 公園など施設緑地の整備推進

ア 拠点的な公園の整備

総合公園は、市民の憩い、レクリエーション、歴史学習を担う場として計画的に整備を推進し、公園一人あたりの面積拡充に努めます。

長嶺グスクは、歴史文化資源の活用やスポーツ・レクリエーション機能の整備など長嶺城址総合公園整備事業を推進します。

豊見城総合公園は、スポーツ施設の高度化や健康づくりのためのウォーキング環境整備、飲食による賑わい創出、広域避難場所や防災拠点としての整備を図ります。

豊崎海浜公園は、海水浴、マリレジャー、野外音楽などを楽しめる憩いの場として、海浜環境の維持・保全と、レクリエーション施設の充実を図ります。

海軍壕公園は、歴史学習の場として、関係機関と連携しながら、利活用を促進します。

イ 身近な公園・緑地の整備

街区公園や近隣公園など地域住民の利用を主としている住区基幹公園は、適正配置を検討しながら充実を図ります。

地域の健康づくり活動を支援し、ウォーキング、ジョギングコース、運動器具の設置などを進めます。

また、宅地開発に伴い設置された小規模な公園は、設置者と協議の上、移管を適切に対応します。

その他、公共施設における緑化や沿道緑化により、身近な緑地を創出するほか、市街地に残存する緑地は、各種法令に基づき適切な保全を図ります。

那覇空港自動車道や主要幹線道路の高架下については、身近な公園や緑地のほか、駐車場・駐輪場などへの有効利用を検討します。

ウ 親水空間の整備

ラムサール条約登録湿地である漫湖は、水鳥の飛来地であり、多様な水辺生物の生息地であることから、良好な河川環境を活用した市民の憩いの場や環境学習の場として保全に努めます。

また、饒波川流域は、中心市街地の整備と連携し、親水公園などを整備することで良好な河川環境の創出を図ります。

市内で唯一の自然海岸を有する瀬長島は、サンゴ礁池に囲まれた豊かな自然を有し、干潮時には生き物観察や潮干狩りができる市内有数の行楽地であることから、海洋環境を活用した環境学習の場として、豊かな海洋資源を保全しつつ、利活用を図ります。

エ 公園の魅力向上と適切な維持管理

公園施設の価値向上を図るため、ネーミングライツなどの活用に取り組み、公園の魅力を高めめます。

また、公園施設長寿命化計画等に基づき、施設、設備(遊具等)の計画的な更新・改築を進めるとともに、民間活力の導入も検討します。

公園施設の維持管理は、適切に実施するとともに、自治会や環境美化ボランティアなどによる活動を支援し、地域と連携します。

③ 環境負荷の低減や環境共生推進

ア 下水処理施設の整備と適切な維持管理

良好な河川環境や安全で快適な生活環境を確保するため、市街地や集落地の地域特性に応じた下水処理施設の整備を推進します。

市街化区域では、既存の下水道施設における耐震化や長寿命化の対応のほか、基幹管路の整備を推進します。また、市街化区域編入に伴う公共下水道事業計画区域への編入については、都市づくりの進展状況を考慮しながら対応を検討します。

市街化調整区域では、下水道計画区域内の幹線整備等を促進するほか、計画区域外では、農業集落排水処理施設や合併浄化槽の導入を通じて、良好な生活環境の保全を図ります。

さらに、排水路の整備や草木の伐採など適正な維持管理により、雨水排水機能の向上を図ります。

イ 市街地における省エネ推進と温室効果ガス削減

庁舎や道路などの公共施設は、敷地内緑化や街路樹などの道路緑化を推進し、市街地におけるCO₂の吸収源としての緑を確保します。

また、断熱性や通風性に配慮した快適な室内環境を実現しながら、省エネルギー型建築物および循環型エネルギーの導入を促進し、持続可能な都市環境の形成を目指します。

ウ ヒートアイランド対策など気候変動の影響への適応

ヒートアイランドや熱中症など、生命や生活に影響を及ぼすおそれのある気候変動の影響に適応を図るため、市街地における緑陰や遮熱性の高い日除けの確保、ミストなど水の気化熱を活用した局所的な冷却機能の導入を検討します。

また、海や河川に面した本市の地理的特性を生かし、風の活用による市街地の通風・換気を図るため、道路や公園などのオープンスペースの配置に配慮するとともに、水と緑のネットワーク形成と併せて、風の道の確保に努めます。

エ 環境共生に関する意識向上

ごみの減量化や再資源化の促進、日常生活における省エネ、水など資源の無駄のない利用など、市民ひとりひとりの環境への意識を啓発する取組を進め、環境への負荷の軽減と環境に配慮した都市づくりを推進します。

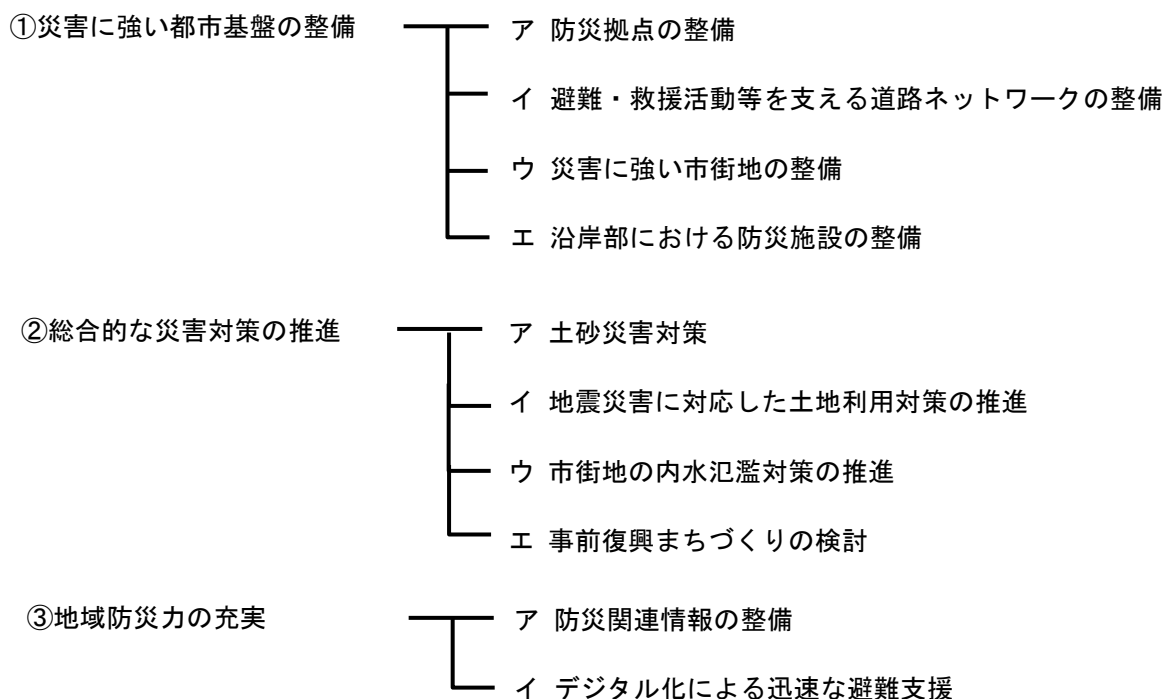
5-4 都市防災に関する方針

(1) 基本方針

自然災害への備えを公民連携で行い、安心できる都市の形成

- ・災害時に被災者の命を守り、避難生活を支える都市基盤を強化するため、避難路となる道路ネットワークの構築や都市の延焼防止帯となる道路、河川の整備、市街地の避難スペースとなる公園の整備、避難路や避難地の整備を進めます。
- ・計画的な治水・治山機能の整備に加え、建築物の耐久性向上を促進し、災害時の被害軽減に努めます。
- ・市民の防災意識を高め、地域コミュニティを中心とした「自助・共助・公助」による地域防災力の向上を目指します。

《施策の体系》



(2) 整備・誘導の方針

① 災害に強い都市基盤の整備

ア 防災拠点の整備

公共施設を災害時の避難所として機能させるため、老朽化施設は建替えまたは補強によって耐風性、耐震性、耐水性(耐浪性)を高めます。また、自家発電装置や備蓄倉庫、貯水施設、トイレの確保など、避難所機能の充実を図ります。

市役所周辺では、マンホールトイレ、備蓄倉庫および太陽光パネルなどの機能を備えた防災型立体駐車場の整備を推進します。

都市公園・緑地は、災害時に市街地の避難スペースとしての役割を担うことから、特に豊見城総合公園は、防災機能を備えた公園として機能整備を進めます。

津波や高潮による浸水被害が想定される沿岸部では、一時的な避難対策として中高層の民間施設の活用などによる津波避難ビルの指定を推進します。

イ 避難・救援活動等を支える道路ネットワークの整備

主要幹線道路などは災害時に地域間を連絡する主要な避難路となるため、災害拠点、避難施設、広域交通拠点と連携した緊急輸送道路ネットワークの構築を促進します。また、災害時に道路寸断が生じた場合でも、代替ルートで連絡できる道路ネットワークの構築(リダンダンシーの確保)を目指します。これらの道路では、沿道建築物の耐震化や無電柱化を促進します。

さらに、主要幹線道路や幹線道路などの幅員の広い道路や河川は、火災時の延焼防止に効果があることから、街路樹の植栽や河川沿いの並木、緑地帯の整備を進め、延焼防止機能を強化します。

ウ 災害に強い市街地の整備

市街地の基盤が未整備なまま住宅地化された地区や集落地では、狭あい道路がみられ、消火活動が困難な箇所が存在しています。このような場所では、地区計画制度や道路整備事業など、地域の状況に応じた手法を活用し、伝統的な集落環境に配慮しながら、都市基盤の改善を図り、避難場所、避難経路の確保に努めます。

また、今後の災害等に備え、建築物の耐震性の向上を図るため、耐震診断・耐震設計・耐震改修に対する支援を実施するとともに、ブロック塀の生垣への転換促進など、道路啓開体制の構築に努めます。

さらに、市街地や集落地の状況、津波など災害危険性に応じた避難路の選定や避難誘導標識の整備を進め、安全かつ迅速に徒歩避難が可能な歩行空間の整備を進めます。

エ 沿岸部における防災施設の整備

高潮や津波による浸水被害を軽減するため、海岸沿いの公園整備や開発などに併せて、関係機関と連携した護岸整備や海岸保全事業の促進を図ります。

② 総合的な災害対策の推進

ア 土砂災害対策

本市の丘陵地は起伏が大きく、がけ崩れや地すべり、土石流の危険がある急傾斜地が多数存在し、市街地や集落地に隣接しています。このため、多くの土砂災害警戒区域が指定されています。

これらの危険箇所では、必要に応じて斜面の崩壊を防ぐ擁壁などの整備を推進するとともに、土砂災害警戒区域指定の周知を行い、災害情報の迅速な伝達や避難が円滑に行えるよう警戒避難体制の整備を図ります。

また、土砂災害を引き起こす可能性がある危険な盛土は、監視や規制強化を進めるとともに、関係機関と連携し、適切な対応を図ります。

イ 地震災害に対応した土地利用対策の推進

大規模地震による建築物の倒壊や出火・延焼などの被害を抑制するため、地域特性に応じた適切な土地利用対策を進めます。

市街地では、防火地域等の指定を検討し、建築物の不燃化や耐震化を促進します。

ウ 市街地の内水氾濫対策の推進

集中豪雨や台風時に、雨水が河川や用水へ流入し、溢水することを防ぐため、排水路の整備や草木の伐採など適正な維持管理を推進します。

また、市街地では透水性舗装の採用や雨水浸透柵の整備を推進するほか、大規模な民間開発における雨水貯留施設の設置などを促進します。

さらに、緑地や農地の保全による都市の保水性確保など、都市全体の浸透・貯留・保水機能の向上を図り、内水氾濫の抑制に努めます。

エ 事前復興まちづくりの検討

平時から災害発生を想定し、迅速な復興まちづくりに着手できるよう、復興後の空間を計画するとともに、復興まちづくりの目標や実施方針を検討する、「事前復興まちづくり計画」の策定を検討します。

③ 地域防災力の充実

ア 防災関連情報の整備

防災マップの周知や自主防災組織による防災訓練の実施などにより、市民一人ひとりの防災知識と意識の向上を図ります。

また、災害時に安全に避難できるよう、避難路、避難場所を平常時から市民に周知するとともに、観光客などの来訪者にも分かりやすい避難誘導標識などの整備を推進します。

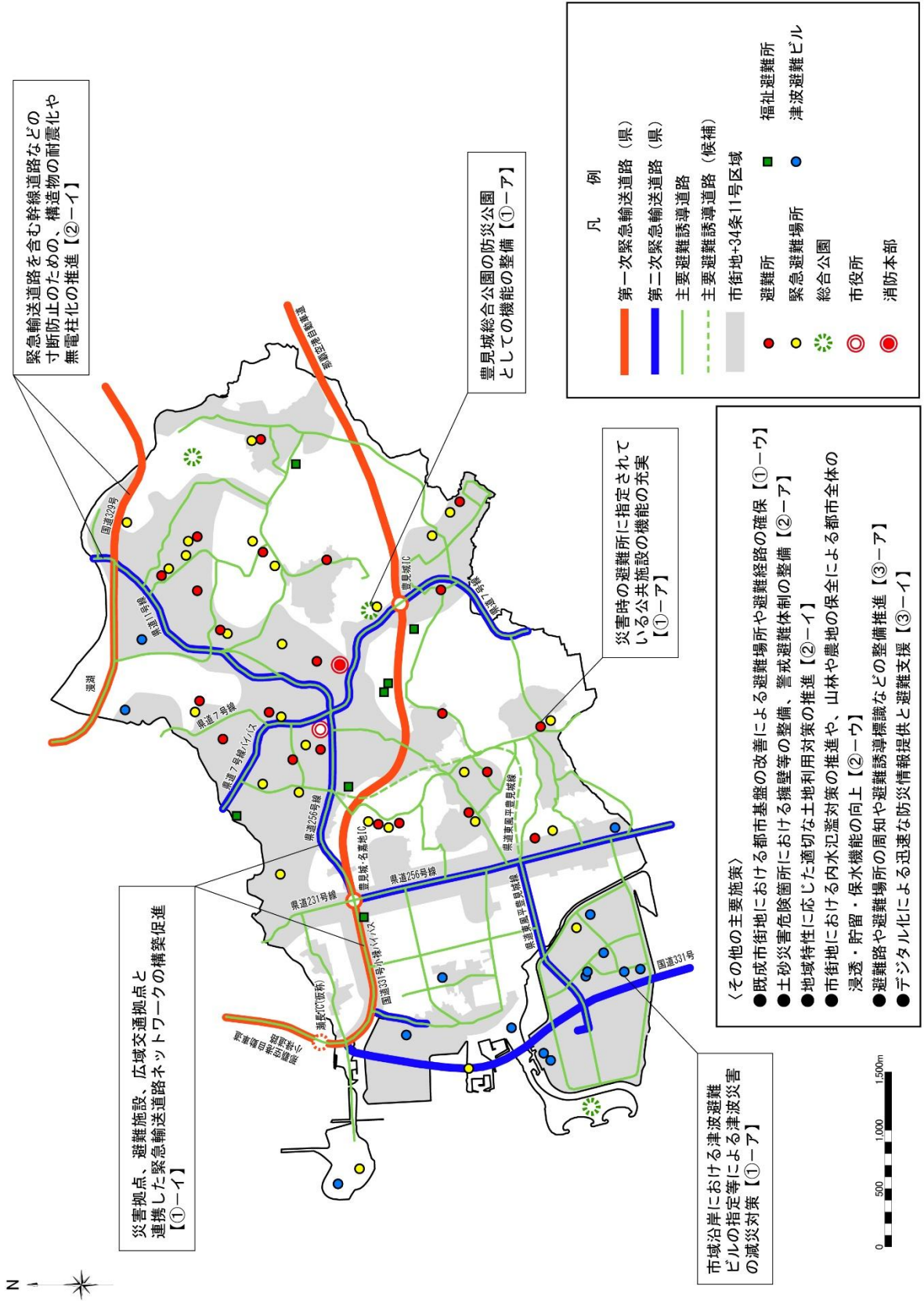
イ デジタル化による迅速な避難支援

市民及び観光客等へ防災情報を迅速かつ確実に伝達するため、「豊見城市防災情報システム」を強化します。

防災無線放送、緊急速報メール(エリアメール)、SNS、防災アプリ、防災ラジオなど多様な媒体への多言語対応の一斉情報配信システムを構築し、情報伝達手段の多様化を図ります。

また、整備済みの津波避難ビル(豊見城市民体育館、豊崎中学校)を自動解錠する電気錠システムとWEB版防災マップを活用することで、迅速な避難誘導を実現します。

《都市防災に関する方針図》



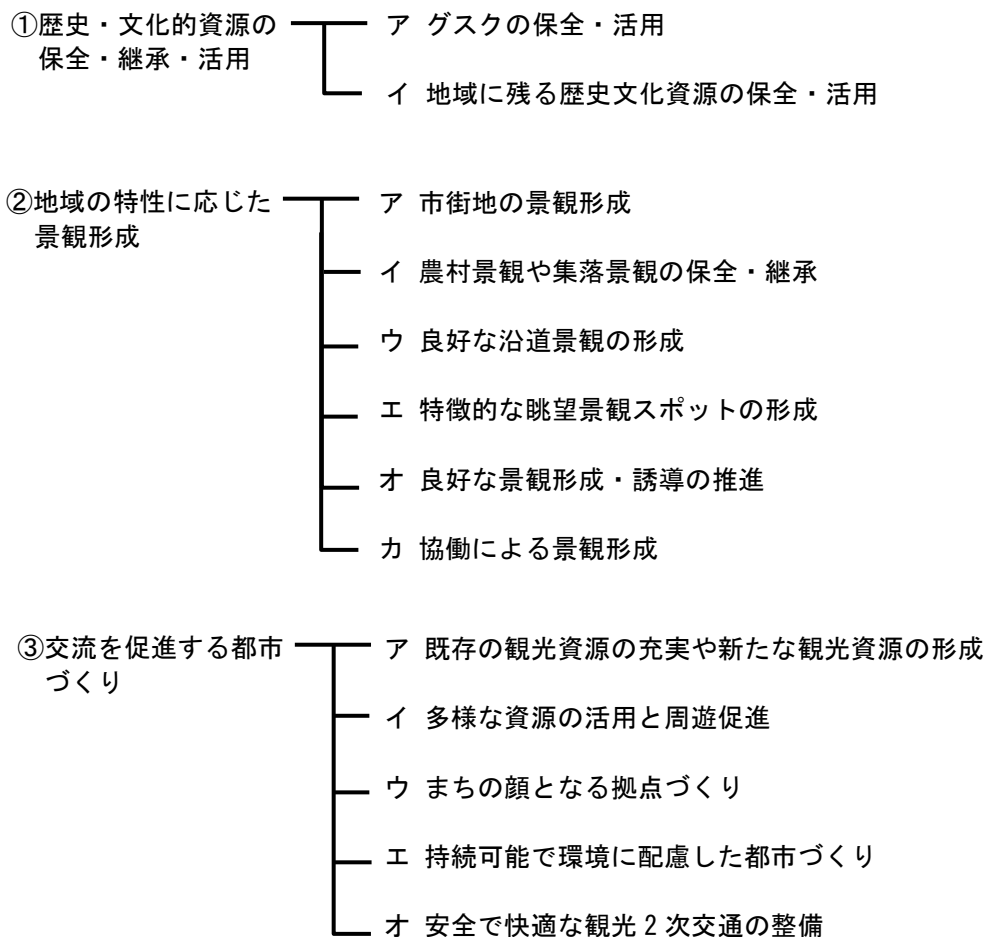
5-5 景観・観光交流に関する方針

(1) 基本方針

とみぐすく 歴史ある豊見城らしさの継承や資源を活用した新たな交流促進

- ・ 歴史・文化的資源であるグスクや伝統的な集落景観を維持・保全・活用し、愛着と誇りを持つ街並み・景観の形成を図ります。
- ・ 各市街地の個性を生かした街並み・景観の形成を、景観計画や建築協定、地区計画などを活用して推進します。
- ・ 歴史・文化的資源の保全・整備・活用や新たな観光資源の形成を通じて、交流を促進します。

《施策の体系》



(2) 整備・誘導の方針

① 歴史・文化的資源の保全・継承・活用

ア グスクの保全・活用

豊見城グスク、保栄茂グスク、長嶺グスク、瀬長グスク、平良グスクなどのグスクや周辺の丘陵地は、現在も祭りや神事が行われ、地域住民のアイデンティティの拠り所となっています。

これらグスク及び丘陵地は、歴史的価値を踏まえ、歴史・文化的資源を活用した観光・交流活動の拠点となる「自然・歴史・文化拠点」として保全に努め、地域の都市づくりへの活用を図ります。

イ 地域に残る歴史文化資源の保全・活用

市内に点在する文化財は、地域住民の参画も得ながら、伝統的な集落や文化財を結ぶ動線整備、情報案内板などの案内機能整備を推進し、面的な歴史文化資源の活用に向けた取組を進めます。

② 地域の特性に応じた景観形成

ア 市街地の景観形成

市街地それぞれの特性に応じた景観形成を図ります。

主に住宅を中心とした市街地では、良好な住環境を保つため、周囲のまちなみと調和した、緑豊かな住宅地の景観形成を推進します。

瀬長島、豊崎、与根などの海岸一帯や豊見城城址などでは、自然資源、歴史資源を活用し、観光にも資する景観形成を推進します。

中心市街地では、土地の高度利用やオープンスペース・憩いの場の充実と合わせて、「まちの顔」として、賑わいや都市の魅力ある景観の創出を図ります。

イ 農村景観や集落景観の保全・継承

市街化調整区域内の集落やその周辺に広がる農地では、伝統的な集落地や緑豊かな農地などの景観の保全・形成を図ります。

本市には、琉球王朝時代 25 の集落が位置していたとされますが、その多くが現在の市街地に内包され、その面影を留めています。これら赤瓦の伝統的家並み、生垣や石垣、樹木、シーサーなどの伝統的な景観要素や集落の網目状の小路、集落後背のクサティ森と御嶽、井泉、拝所などの伝統的な集落の空間構成は、生活の中で引き継がれてきた地域の貴重な歴史・文化的資源です。これらを農村景観や集落景観として保全・継承し、特色である広がりのある農景観についても、自然的・社会的条件等を踏まえた保全に努めます。

ウ 良好な沿道景観の形成

主要幹線道路、幹線道路などの沿道は、地域の顔となることから、関係機関と連携しつつ、街路樹の植栽や無電柱化の推進などによる道路空間の景観整備を図ります。このうち、都市的な賑わいが求められる区間や土地利用の進行が予測される区間では、沿道建物の形態や色彩の誘導、屋外広告物の規制などにより、秩序ある沿道景観の形成を図ります。

エ 特徴的な眺望景観スポットの形成

豊見城城址や長嶺城址総合公園の整備、豊崎海浜公園、豊崎都市緑地における通称ヤシの木ロードなどの整備を通じ、本市の特徴的な眺望景観スポットの形成を図ります。

オ 良好な景観形成・誘導の推進

良好な景観形成に向けて、景観条例により、建物の形態・意匠、配置・規模、色彩、緑化などの基準を定め、計画的な景観誘導を図ります。

自然的景観と歴史的資源が融合した字豊見城など、特徴的な景観を有している地区は、景観重点地区などに指定し、景観条例に基づき、歴史・文化的資源を保全しつつ、これらの資源を活用した積極的な景観形成を進めます。

カ 協働による景観形成

景観形成は地域の日々の暮らしに密着したものであることから、市民、事業者、行政の協働により、各地域にふさわしい景観形成のルールを作成や地域資源・公共空間の清掃、緑化などの美化活動を進めます。

③ 交流を促進する都市づくり

ア 既存の観光資源の充実や新たな観光資源の形成

宿泊施設や飲食施設などが立地する瀬長島は、集約駐車場の整備や島内の交通体系の再編を図ることで、魅力を向上させ、非日常が体験できる観光地として、さらなる発展を図ります。

豊見城総合公園を中心としたエリアは、スポーツコンベンションの推進や健康、ビジネスが連携する新たな拠点として整備を検討します。

与根地区観光交流施設ゆにま〜るは、漁港や海洋環境を生かした体験型観光のほか、周辺の道の駅豊崎や豊崎美らSUNビーチなどの周辺施設と連携した取組を検討します。

クジラの化石が見られる岡波島は、保全や活用を検討します。

イ 多様な資源の活用と周遊促進

沖縄空手会館やおきなわ工芸の杜、漫湖水鳥・湿地センター、旧海軍司令部壕、豊見城城址など歴史資源を活用し、快適な市内周遊のため、各施設への誘導看板等の改修や拡充を推進します。

ウ まちの顔となる拠点づくり

豊見城交差点～名嘉地交差点の県道 256 号線沿道は、商業施設、宿泊施設、公共空間、交通結節点(防災機能を備えた立体駐車場)などを配置し、「まちの顔」として、地域住民や来訪者の回遊性向上、観光・交流・賑わいの創出を図ります。

エ 持続可能で環境に配慮した都市づくり

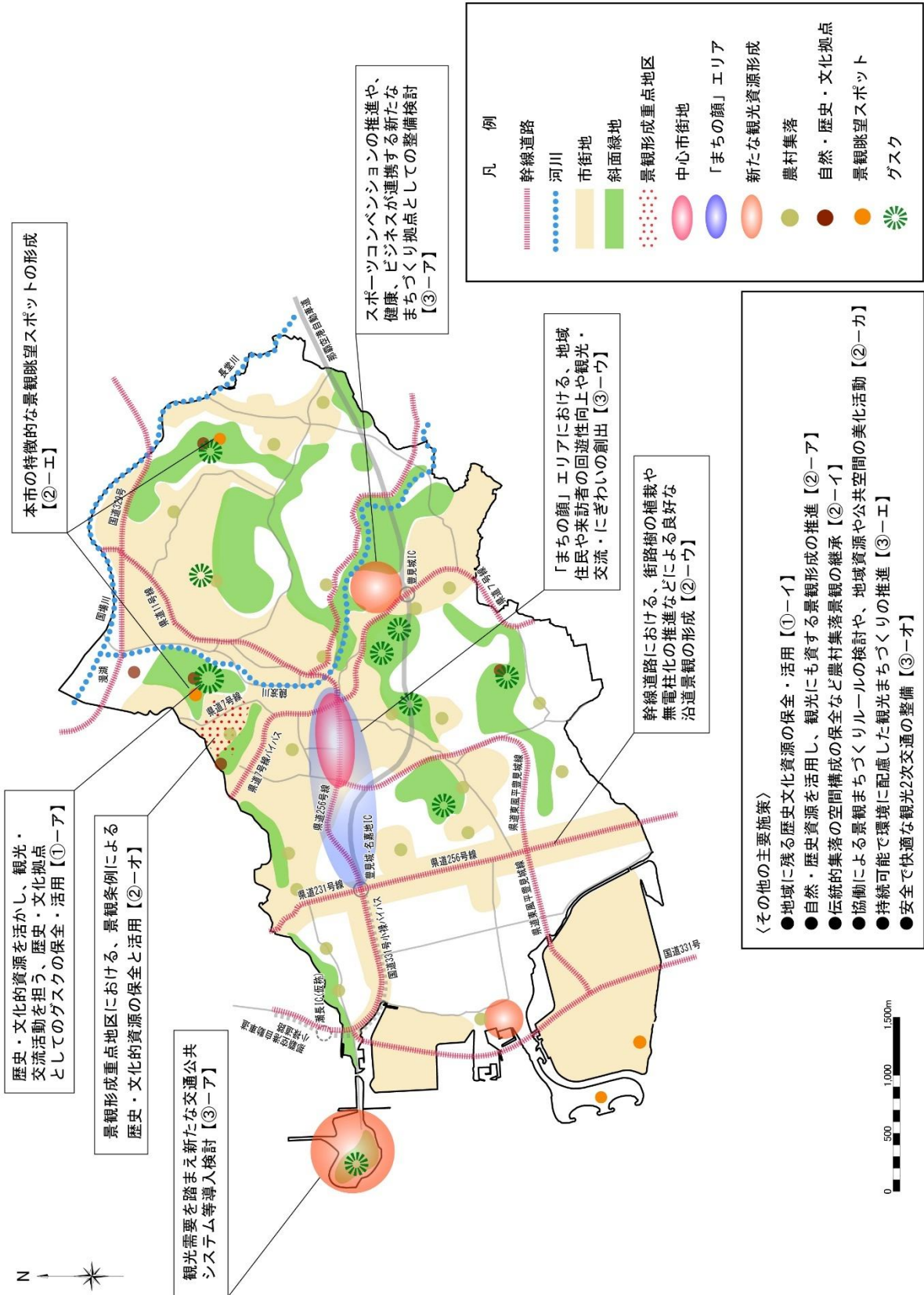
海浜や湿地などの自然資源の活用にあたっては、自然保護や生態系への影響低減、適正利用などに配慮します。また、環境学習の場としての活用や地域の新たな活力に資する持続可能な都市づくりを推進します。

オ 安全で快適な観光２次交通の整備

那覇空港からのアクセス性の向上、那覇市と本市間の交通渋滞対策や交通結節点の形成による市内の各観光施設間のアクセス強化(バス路線の見直し)、レンタカーをはじめとしたモビリティの多様化(レンタサイクル、オンデマンド交通)などにより周遊性向上を図ります。

MaaSなど新たなサービスの導入、バリアフリー化や観光客向け交通案内の多言語化などにより、安全で快適な2次交通の整備を推進します。

《景観・観光交流に関する方針図》



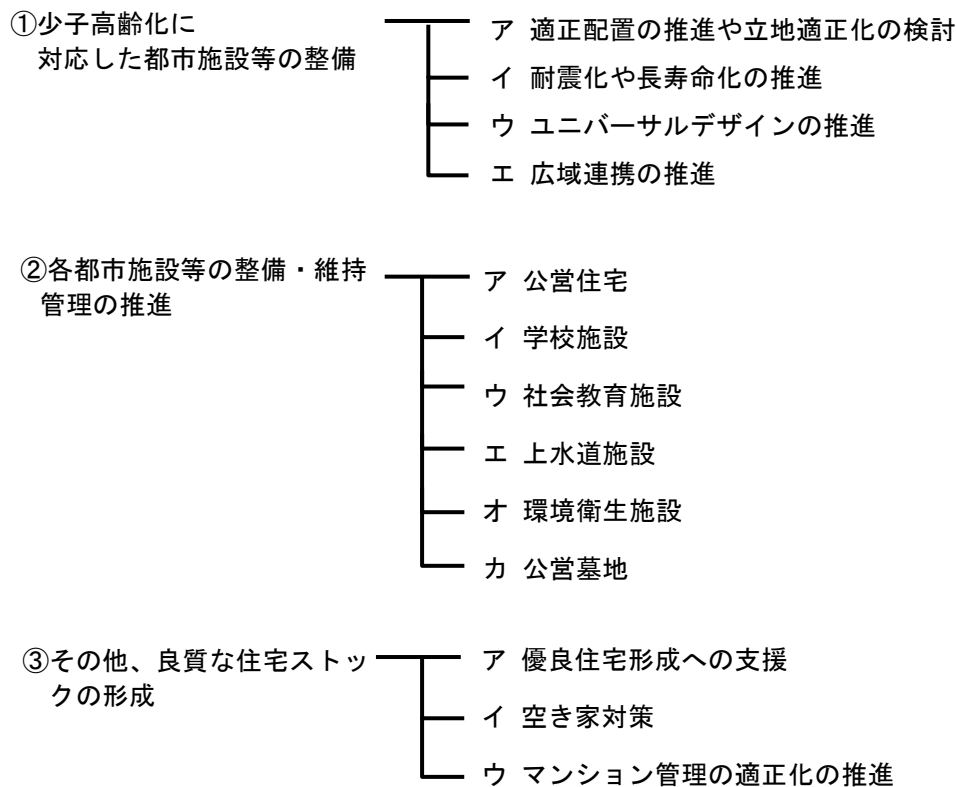
5-6 その他都市施設整備等に関する方針

(1) 基本方針

市民生活の基盤となる都市施設等を適正に整備・運用する

- ・ 少子高齢化に対応するため、都市施設等の適正配置や耐震化のほか、ユニバーサルデザイン化などを推進します。
- ・ 公営住宅、社会教育施設、上水道、環境衛生施設など各都市施設の適正な整備・維持管理を推進します。
- ・ 優良住宅への支援や空き家対策を推進し、良質な住宅ストックの形成を図ります。

《施策の体系》



(2) 整備・誘導の方針

① 少子高齢化に対応した都市施設等の整備

ア 適正配置の推進や立地適正化の検討

少子高齢化や市の財政状況を見据え、必要な施設を確保しつつ、機能重複や類似する施設の見直しを行い、統廃合や集約化を検討します。

また、公共サービス機能や医療・福祉施設、商業施設などの生活サービス機能は、住みやすさの重要な要素であることから、公共交通によるアクセスなどの条件や今後の人口推計を踏まえ、必要に応じて立地の適正化を検討します。

イ 耐震化や長寿命化の推進

耐震化が必要な施設は、経過年数や危険度等を勘察し、適切に対応します。また、施設の点検の強化と早期の管理・修繕により更新コストの削減を目指し、予防管理や長寿命化に資する改善を推進します。

ウ ユニバーサルデザインの推進

道路、公園などの都市施設や公共施設をはじめ、医療施設、銀行、商業施設など不特定多数が利用する施設の出入口、廊下、階段、トイレなどのユニバーサルデザイン化を推進し、物理的障壁(段差、狭い通路)や情報伝達に関わる障壁の解消を図ります。

エ 広域連携の推進

近隣自治体及び国と県との連携を継続し、公共施設の相互利用や集約化など、効率的かつ効果的な連携の可能性を検討します。

② 各都市施設等の整備・維持管理の推進

ア 公営住宅

誰もが住みやすい住環境の充実を図るため、沖縄県と連携し、公営住宅等の計画的な修繕や更新を推進します。また、高齢者、障害者、生活困窮者、子育て世帯、外国人世帯等、住宅の確保に配慮を要する世帯の増加に対応するため、適正な住宅供給を推進します。

イ 学校施設

既存施設の予防改修や長寿命化改修などを推進します。学校施設は、地域コミュニティの核として重要な公共施設であることから、将来的な少子化による空き教室の発生を見据え、既存ストックの最大限活用を検討します。

ウ 社会教育施設

老朽化している中央公民館は、隣接する豊見城総合公園の整備と連携した整備を検討します。また、市内の社会教育機能の統廃合や集約化、公民連携による複合化等も検討します。

エ 上水道施設

人口増に伴う給水人口の増加に対応するため、既存の水道施設は、重要度や老朽度、耐震性等から優先度を定め、効率的な更新・耐震化を図ります。

また、道路事業等における配水管新設など、水道水の安定供給に向けた整備を図ります。

オ 環境衛生施設

南斎場や糸豊環境美化センターなどの環境衛生に係る施設は、周辺都市との広域連携により適切な維持管理、運用を図ります。また、これら施設の処理能力の飽和や老朽化等に伴う将来的な施設整備については、必要に応じ適宜取組を進めます。

カ 公営墓地

近年の個人墓地の散在化による景観の悪化や土地利用の弊害をなくすため、新たな墓地の設置及び拡張に関する規制を進めるとともに、地域との合意形成を図りながら公営墓地整備を推進します。

③その他、良質な住宅ストックの形成

ア 優良住宅形成への支援

長期優良住宅認定制度や住宅性能表示制度の普及、活用を促進し、安全性・耐久性・快適性に優れた長期間住み続けられる住宅への支援を図ります。

また、緑や水、農地など本市の豊かな自然環境と共生した、ゆとりある住環境の整備に対して、活用可能な各種制度を検討し、支援を図ります。

イ 空き家対策

空き家については、賃貸・売却・他用途活用を促進するとともに、計画的な解体・撤去により増加抑制に努めます。

ウ マンション管理の適正化の推進

築年数が経過したマンションは、建物や設備の老朽化、住民の高齢化、管理組合の機能不全などの問題が懸念されます。このため、行政が管理に関する支援制度や助成制度等の情報提供や管理組合の自立支援などにより、マンション管理の適正化を促します。

5-7 DX・イノベーションに関する方針

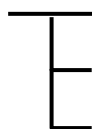
(1) 基本方針

公民連携により新たな技術を活用し、都市づくりを推進する

- ・施設整備立案や事業進捗管理、都市施設の適正な維持管理、都市活動におけるコミュニケーションツールとして、各種デジタルデータの活用を促進します。
- ・施設整備・維持管理における民間活力の導入や新たな技術の社会実装に向けた実証フィールドとしての市街地の活用など、公民連携を推進します。

《施策の体系》

①都市・建築に関する各種データの活用



- ア 施設整備立案、事業管理への活用
- イ 都市施設等の適正な維持管理や利活用促進
- ウ 都市活動におけるコミュニケーションツールとしての活用

②公民連携の推進



- ア 民間活力の導入
- イ 実証フィールドとしての市街地活用促進

(2) 整備・誘導の方針

①都市・建築に関する各種データの活用

ア 施設整備立案、事業管理への活用

行政が保有するインフラデータのオープン化や他データとの連携により、都市の実態や課題などを効率的かつ正確に把握し、社会インフラの効率的な整備、計画立案や進捗管理に活用します。

イ 都市施設等の適正な維持管理や利活用促進

都市施設に関するデータのデジタル化と他データとの連携強化により、効率的な維持管理・運営等を推進します。

ウ 都市活動におけるコミュニケーションツールとしての活用

デジタル技術を活用したスマートモビリティの推進や交通渋滞の解消、多言語対応の観光案内、防災リテラシーの向上など、都市活動におけるコミュニケーションツールとして活用を促進します。

②公民連携の推進

ア 民間活力の導入

PPP/PFI など民間事業者のノウハウや創意工夫等を最大限活用し、都市施設等の円滑な更新や適正な維持管理を推進します。

イ 実証フィールドとしての市街地活用促進

自動運転をはじめとした次世代交通システム、次世代エネルギー技術など、都市づくりに関連する技術の本格的な社会実装に向け、民間事業者と連携し、市街地を実証フィールドとしての活用を促進します。

Ⅲ 地域別構想編

第6章 地域区分

6-1 地域区分の考え方

地域別構想編では、全体構想編で定めた将来都市構造や土地利用方針、分野別方針を踏まえ、各地域づくりの方向性を示します。

地域別構想の地域区分は、自然的条件、土地利用の状況、将来都市構造上の各拠点の位置づけ、今後の都市づくりの方向性、日常生活圏等を考慮し、まとまりのある大字界を基本とした境界をもとに、次のとおり設定します。

《地域区分図》



6-2 地域別の概況

		市全域	東部地域	中央地域	西部地域	西海岸地域	備考
	構成字等		真玉橋 嘉数 根差部 長堂 金良 饒波	豊見城 宜保 宜保1～5 丁目 高安 上田 平良 高嶺	田頭 名嘉地 我那覇 伊良波 座安 渡橋名 渡嘉敷 保栄茂 翁長	瀬長 与根 豊崎	
面積 (※1)	①面積 (ha)	1934.0	471.8	496.4	581.5	384.3	
人口 (※2)	②人口	64,612	14,370	28,622	14,153	7,467	
	③人口密度 (人/ha)	33.4	30.5	57.7	24.3	19.4	②÷①
年齢別 人口 (※3)	④年少人口	12,526	2,304	6,033	2,407	1,782	
	⑤(割合)	19.4%	16.0%	21.1%	17.0%	23.9%	⑤÷②
	⑥生産年齢 人口	38,759	8,704	16,955	8,538	4,562	
	⑦(割合)	60.0%	60.6%	59.2%	60.3%	61.1%	⑥÷②
	⑧高齢人口	12,729	3,289	5,339	3,136	965	
	⑨(割合)	19.7%	22.9%	18.7%	22.2%	12.9%	⑧÷②
世帯 (※4)	⑩世帯数 (世帯)	24,580	5,583	10,921	5,379	2,697	
	⑪世帯人員 (人/世帯)	2.63	2.57	2.62	2.63	2.77	②÷⑩
土地 利用 (※5)	⑫宅地率(住 宅・商業・工業)	29.5%	20.5%	27.3%	22.4%	26.7%	
	⑬農地率	18.0%	21.1%	7.9%	28.7%	11.0%	

※1、5 令和5年都市計画基礎調査より面積測定

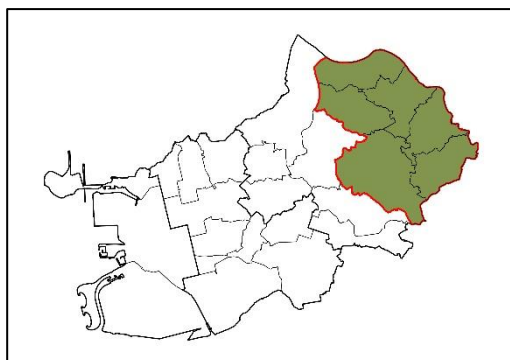
※2、4 令和2年国勢調査より

※3 令和2年国勢調査より(年齢不詳を除く)

第7章 地域別方針

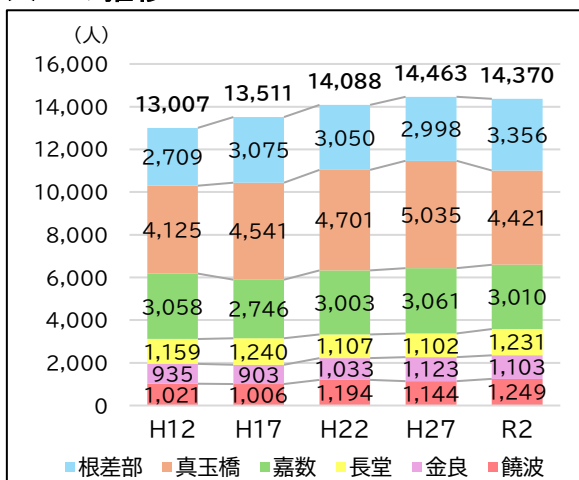
7-1 東部地域に関する方針

(1) 地域の概況



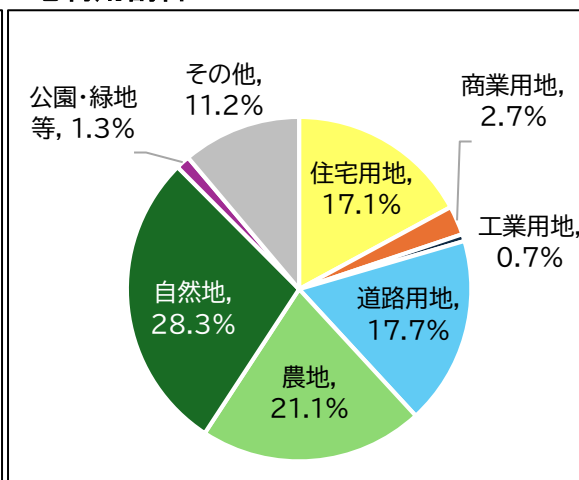
東部地域を構成する大字
嘉数、真玉橋、根差部、饒波、金良、長堂

人口の推移



各年「国勢調査」より作成

土地利用割合



「令和5年度都市計画基礎調査」より作成



①漫湖干潟



②饒波の農地



③真玉橋



④長堂の集落

出典：

- ①②④豊見城市景観計画より
- ③第2次豊見城市観光振興計画より

《地域住民の意向》

① アンケート（令和6年10月実施の都市づくり意識調査より）

都市づくりに対する満足度について、住環境や買い物利便性、環境対策は満足度が高く、公共交通の利便性、公園の充実度、レジャー施設の充実度などの満足度が低くなっています。



② ワークショップの主な意見（令和7年11月実施の地域懇談会意見より）

良いところ・伸ばしていきたいところ	改善したいところ
<ul style="list-style-type: none"> ・普段の買い物が便利である ・病院や児童館、コミュニティセンターが身近にある ・那覇市へのアクセスがよい ・道路の整備が進んでいる ・漫湖、饒波川など自然豊か 	<ul style="list-style-type: none"> ・県道11号線の混雑 ・公共交通の不便さ(特に那覇市へのアクセス性) ・街路樹や道路標識など適正な維持管理 ・こどもの遊び場や公園が少ない ・下水道の整備

《地域の現状と課題》

■現状

- ・人口は、これまで増加基調にありましたが、令和2年に減少に転じ、約1万4千人となっています。
- ・土地利用は、水面や緑地などが含まれる自然地が28.3%と最も多く、次いで農地21.1%、道路用地17.7%となっています。
- ・饒波川と長堂川に挟まれた丘陵地と、国場川河口部の平地及び長堂川沿いの平地、饒波川上流の平地で構成されています。
- ・根差部地区の丘陵地には大規模な戸建て住宅団地が形成されているほか、河口部の平地及び県道11号線沿道には、中高層の集合住宅や商業・業務施設などが位置しています。
- ・歴史・文化的資源である長嶺グスクが位置しており、そのグスクを含め長嶺城址公園整備事業が進行しています。

■課題

- (土地利用・市街地整備)市街化調整区域の計画的な都市づくり
- (道路交通)交通利便性の向上や交通結節機能、公共交通の充実
- (都市環境)長嶺城址公園整備事業の推進、優良農地や斜面緑地等の自然環境の保全
- (都市防災)土砂災害リスク対応
- (景観・観光交流)長嶺グスクなど、歴史・文化的資源の保全・活用

(2) 地域の目標

《基本目標》

**生活交流拠点及び自然が豊かな
生活利便性の高い田園地域づくり**

《基本方向》

- 県道 11 号線沿道を中心としたにぎわいのある沿道市街地の形成
- 集落環境を生かした良好な住宅地の形成
- 地域資源（漫湖、長堂川、饒波川、グスクなど）を生かした多様な交流空間の形成

(3) 地域づくりの方針

《市街地及び拠点形成に関する方針》

①市街地

- ・ 県道 11 号線真玉橋周辺は、商業施設、郵便局などの生活サービス機能が集積しており、東部地域の日常生活やコミュニティ、交流を支える生活交流拠点として形成を進めます。
- ・ 県道 11 号線西側後背地では、道路などの都市基盤を整備しながら、良好な中高層住宅地の形成を図ります。
- ・ 県道 11 号線東側後背地や国道 329 号北側の真玉橋周辺の住宅地は、地区計画の活用などにより、生活道路網の整備を推進し、良好な住宅地の形成を図ります。
- ・ 金良、長堂の集落は、市道 39、40、41 号線を骨格とする良好な住宅地の形成を図ります。
- ・ 長堂川沿いの長堂・嘉数地区は、周辺住宅地との調和に配慮しつつ、広域的なアクセスの利便性を活用して流通・業務施設の集積を図ります。また、隣接エリアでは、既存の物流施設と一体となった工業・産業地の集積を図ります。
- ・ 地域内の民間開発は、計画の進捗状況に応じ、市街化調整区域における地区計画制度などの導入により、周辺環境と調和した適正な誘導を図ります。

②集落

- ・ 饒波集落では、伝統的な集落環境を保全しながら、道路などの生活基盤整備に努めます。
- ・ 饒波集落に隣接する住宅地は、地区計画制度を活用し、ゆとりある住環境の保全に努めます。

③農地・自然地

- ・ 饒波の広大な優良農地は、地域の農業、治水、良好な住環境・景観などを支える地域資源として、維持・保全に努めます。
- ・ 長嶺グスク周辺は、歴史・文化的資源として活用を図りながら、一帯の斜面緑地の維持・保全に努めます。
- ・ 根差部グスクや市街地周辺の斜面緑地、集落地周辺の斜面緑地は、良好な景観や豊かな生態系を創出する貴重な自然環境として、維持・保全に努めます。

④拠点

- ・日常生活や都市活動、交流等の中心となる施設、場所やその周辺等を拠点として位置づけ、全体構想に基づき、機能充実を図ります。

- [生活交流拠点] ・ ・ ・ 真玉橋（県道 11 号線沿道周辺）
- [レクリエーション拠点] ・ ・ ・ 長嶺城址総合公園整備事業
- [産業拠点] ・ ・ ・ 長堂、嘉数地区
- [自然歴史文化拠点] ・ ・ ・ 長嶺グスク一帯
- [交通結節点] ・ ・ ・ 真玉橋地区

《道路交通に関する方針》

①道路

- ・広域的な交流を促し、都市圏の骨格をなす主要幹線道路として国道 329 号、周辺都市への移動や市の骨格を形成する幹線道路として県道 11 号線、県道東風平豊見城線を位置づけ、都市交流拠点や生活交流拠点にアクセスしやすい体系的な道路網を形成します。
- ・真玉橋南交差点の交差点改良により、渋滞改善を促進します。

②公共交通、その他

- ・路線バスの軸となる県道 11 号線を中心にバス交通の維持・充実を図ります。
- ・真玉橋付近を交通結節点として位置づけ、周辺地域や那覇方面を結ぶフィーダー交通など多様な交通手段の導入や乗換利便性の向上、パークアンドライドなどについて検討します。
- ・県道 11 号線では、都市計画道路や河川などと連携し、自転車通行帯の整備や新たな公共交通システムの導入検討、沿道土地利用による賑わいの創出などを図り、安全・快適で歩いて楽しい歩行空間を形成します。

《都市環境形成に関する方針》

- ・国場川、長堂川、饒波川などの河川は、潤いのある都市生活を支える河川環境として保全と活用に努めます。
- ・漫湖周辺のラムサール条約登録湿地は、水鳥の飛来地であり、多様な水辺生物の生息地であるため、市民の憩いの場、環境学習の場として保全・活用に努めます。
- ・長嶺グスクは、歴史文化資源の活用やスポーツ・レクリエーション機能の整備など長嶺城址総合公園整備事業を推進します。

《都市防災に関する方針》

- ・河川沿岸において、津波や高潮による浸水被害が一部で想定されていることから、一時的な避難対策として中高層の民間施設の活用などによる津波避難ビルの指定を推進します。
- ・国道 329 号、県道 11 号線は、災害拠点、避難施設、広域交通拠点と連携した緊急輸送道路ネットワークの構築を促進し、沿道建築物の耐震化や無電柱化を推進します。
- ・真玉橋、饒波、金良、根差部などの各地区の丘陵地の一部は土砂災害警戒区域に指定されていることから、必要に応じて擁壁整備など斜面の崩壊対策を推進します。
- ・市街地の溢水を防止するため、排水路の整備や適切な維持管理を推進します。

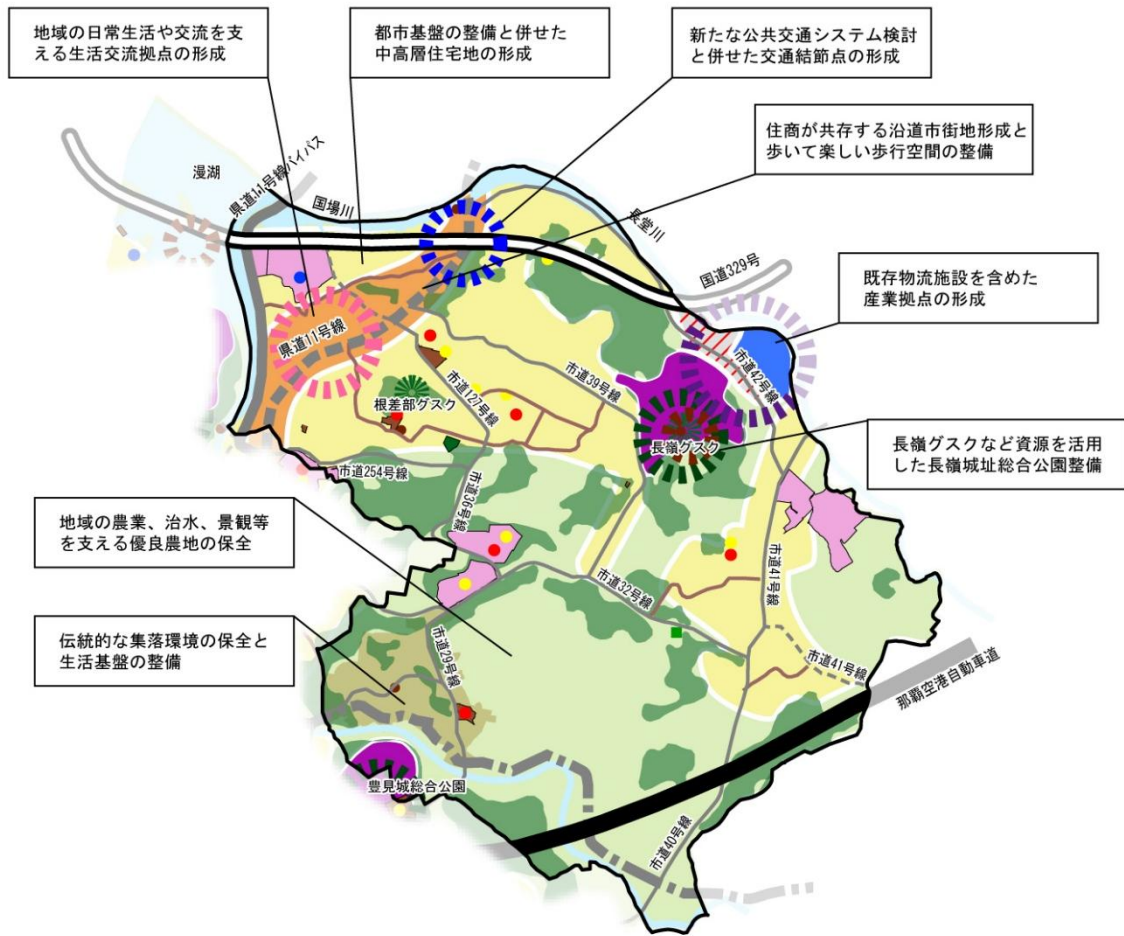
《景観・観光交流に関する方針》

- ・長嶺グスク及び丘陵地の緑地を、歴史・文化的資源を生かした観光・交流活動を担う「歴史・文化拠点」として保全し、地域づくりへの活用を図ります。
- ・長嶺城址総合公園整備事業において、地形を生かし特徴的な眺望景観スポットの形成を図ります。

《その他都市施設整備に関する方針》

- ・とよみ小学校の長寿命化改修や長嶺小学校及び長嶺中学校の予防改修を推進します。また、将来的な少子化による空き教室の発生を見据え、地域のニーズに応じた学校施設の活用を検討します。

《東部地域 方針図》

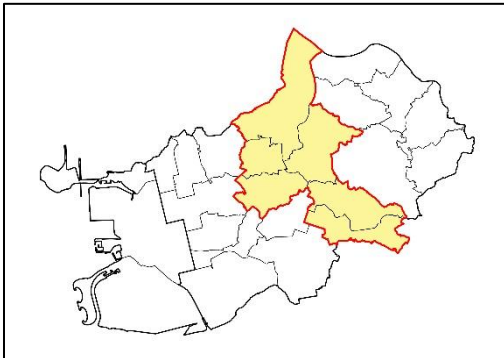


凡 例					
	住宅地		都市交流拠点		都市計画公園
	複合利用地		生活交流拠点		史跡
	沿道商業地		産業拠点		グスク
	住商共存地		自然・歴史・文化拠点		公共施設
	工業・産業地		レクリエーション拠点		学校
	スポーツ・レクリエーション推進地		交通結節点		避難所
	海洋環境保全・利活用地		自動車専用道路		緊急避難場所
	都市的土地利用誘導地		主要幹線道路		福祉避難所
	農地・集落地		幹線道路		津波避難ビル
	斜面緑地		補助幹線道路		
	既存集落 (34条11号区域)		その他生活道路		
	景観形成重点地区				

※道路の破線は整備中、一点鎖線は調査中

7-2 中央地域に関する方針

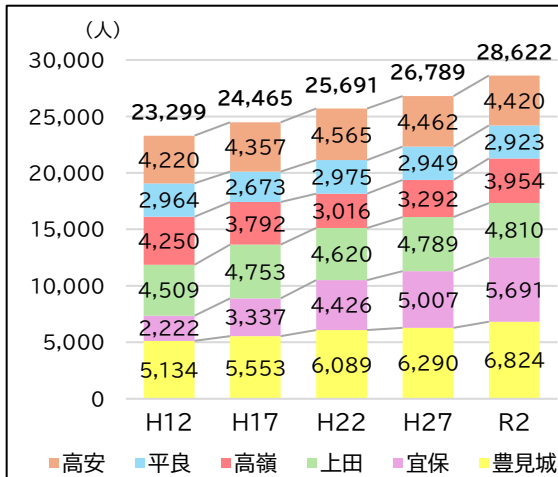
(1) 地域の概況



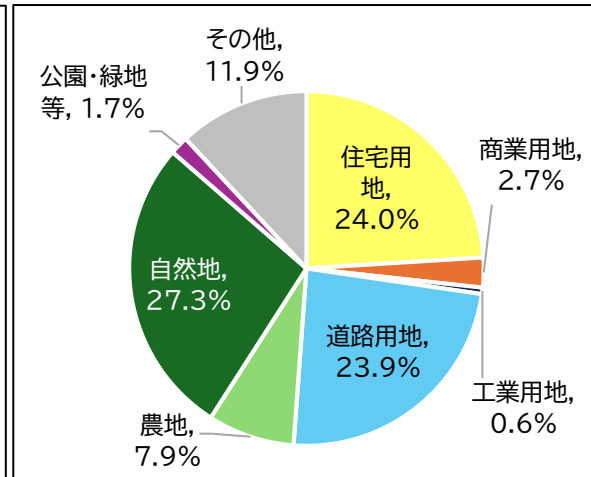
中央地域を構成する大字等

豊見城、宜保、宜保1～5丁目、上田、高嶺、平良、高安

人口の推移



土地利用割合



各年「国勢調査」より作成

「令和5年度都市計画基礎調査」より作成



①中心市街地



②海軍壕公園



③沖縄空手会館



④豊見城総合公園



⑤市役所

出典：

- ①②豊見城市景観計画より
- ③④豊見城市市勢要覧より
- ⑤豊見城市広報より

《地域住民の意向》

① アンケート（令和6年10月実施の都市づくり意識調査より）

都市づくりに対する満足度について、住環境や買い物利便性、医療・福祉施設の充実度は満足度が
高く、公共交通の利便性、防犯灯の整備、レジャー施設の充実度などの満足度が低くなっています。



② ワークショップの主な意見（令和7年11月実施の地域懇談会意見より）

良いところ・伸ばしていきたいところ	改善したいところ
<ul style="list-style-type: none"> ・静かで住みやすい ・買い物しやすい ・病院が多くあり便利 ・高速道路ICが近くにありアクセスがよい ・自然が身近にある ・昔からの行事が続いている 	<ul style="list-style-type: none"> ・県道7・11号線は交通量が多く混雑が発生している ・狭い道路がある ・街灯が少なく、道が暗い ・公共交通が不便 ・豊見城城址の活用を進めたい ・自主防災組織がない ・集落内にコミュニティの場がほしい

《地域の現状と課題》

■現状

- ・中央地域の人口は、増加基調にあり、令和2年時点で約2万8千人となっています。
- ・土地利用は、漫湖や饒波川などの自然地在が27.3%と最も多く、次いで住宅用地24.0%、道路用地23.9%となっています。
- ・豊見城市役所など行政機能が集積し、本市の中心市街地となっています。宜保、豊見城では土地区画整理事業により良好な住宅地が形成され、平良、高嶺には、中高層の集合住宅や団地及び戸建て住宅からなる豊見城団地があります。
- ・漫湖や市街地内を流れる饒波川、市街地を囲む斜面緑地、豊見城城址などの自然環境が地域に潤いを与えています。
- ・字豊見城では住民主体の景観形成が進み、豊見城総合公園の機能強化も検討されています。

■課題

- (土地利用・市街地整備)都市交流拠点としての機能強化や良好な住環境形成
- (道路交通)交通利便性の向上や交通結節機能、公共交通の充実
- (都市環境)漫湖や饒波川、丘陵地など自然環境の保全
- (都市防災)市役所周辺の防災拠点としての機能強化
- (景観・観光交流)豊見城城址の活用、字豊見城の景観形成、豊見城総合公園整備の推進

(2) 地域の目標

《基本目標》

**都市的魅力があふれる中心市街地の形成と
緑とコミュニティが豊かな地域づくり**

《基本方向》

- 魅力ある中心市街地の形成と豊見城団地商店街の充実
- 斜面緑地などの地形特性を生かした良好な住宅地の形成
- 豊見城城址や饒波川など、歴史や自然を活用した魅力ある交流空間の育成

(3) 地域づくりの方針

《市街地及び拠点形成に関する方針》

①市街地

- ・市役所を中心とした県道 256 号線沿道では中高層の集合住宅や行政施設、教育施設、医療施設、商業施設、宿泊施設、防災施設（防災型立体駐車場）など市全体を対象とする施設の集積を図り、「まちの顔」となる都市交流拠点として魅力ある中心市街地の形成を図ります。
- ・豊見城交差点付近は、地区計画制度などを活用し、中心市街地と広域幹線道路を結ぶ沿道の利便性を生かした商業・業務施設などの立地誘導を図り、都市拠点の一部を担う沿道商業地の形成を図ります。
- ・県道 7 号線沿線の一部は、地区計画制度を活用し、交通利便性を生かした中大規模な商業・業務施設等の立地を図ります。
- ・市道 27 号線の一部は、豊見城団地商店街の既存商業施設の存続と、新たな商業施設などの立地誘導を図り、生活交流拠点を構成する沿道商業地の形成を目指します。
- ・県道 11 号線や県道 7 号線沿道は、中心市街地と地域南部の市街地、東部地域、那覇市などの周辺都市を結ぶ幹線道路沿道の利便性を生かし、集合住宅を含む多様な住宅と共存する商業・業務施設の立地誘導を図り、住商共存の沿道市街地の形成を図ります。
- ・県道 7 号線の豊見城団地商店街周辺は、既存商店街を中心とした日常生活を支える商業施設などの集積により、生活交流拠点の形成を図ります。
- ・住宅地は低層を基本としますが、幹線道路沿道の後背地などでは、道路などの生活基盤を整備しつつ、良好な中高層住宅地の形成を図ります。
- ・県道 11 号線後背地は、地区計画制度の導入により、計画的な都市基盤整備を推進し、饒波川の河川環境を生かした住宅地の形成を目指します。
- ・市道 428 号線（(都) 饒波川線）沿線は、道路や公園の整備と併せて、饒波川の河川環境を生かした良好な住宅地の形成を図ります。
- ・市役所周辺の中心市街地を形成する宜保、上田、高安の住宅地では、土地区画整理事業や地区計画制度の導入等による体系的な生活道路網などの都市基盤整備を推進し、良好な住宅地

の形成を図ります。

- ・豊見城団地は、既存の住宅地の改善や公営住宅の維持・管理、景観の保全を図り、低層、中高層それぞれの良好な住環境の保全に努めます。

②農地・自然地

- ・地域南部の優良農地は、地域の農業、治水、良好な住環境・景観を支える地域資源として、維持・保全に努めます。
- ・豊見城城址、海軍壕公園周辺、平良グスク、ユダマグスク、渡嘉敷グスクの斜面緑地は、本市固有の歴史・文化的資源として活用を図りながら、維持・保全に努めます。
- ・水鳥の飛来地であり多様な水辺生物の生息地である漫湖及び饒波川河口では、マングローブ林や湿地帯の保全や活用に努めます。
- ・饒波川流域において、中心市街地や住宅地の整備と連携し、日常生活に潤いを与える親水公園などの良好な河川環境の創出を図ります。

③拠点

- ・日常生活や都市活動、交流等の中心となる施設、場所やその周辺等を拠点として位置づけ、全体構想に基づき、機能充実を図ります。

- [都市交流拠点] …… 市役所周辺の中心市街地
- [生活交流拠点] …… 豊見城団地周辺
- [自然歴史文化拠点] …… 漫湖、豊見城城址一帯、海軍壕公園
- [レクリエーション拠点] …… 豊見城城址、豊見城総合公園
- [交通結節点] …… 市役所周辺、豊見城 IC 付近

《道路交通に関する方針》

①道路

- ・広域的な交流を促し、都市圏の骨格をなす主要幹線道路として那覇空港自動車道、周辺都市への移動や市の骨格を形成する幹線道路として県道 256 号線、県道 11 号線、県道 7 号線、県道 7 号線バイパス、県道東風平豊見城線を位置づけ、都市交流拠点や生活交流拠点にアクセスしやすい体系的な道路網を形成します。
- ・補助幹線道路である市道 428 号線（(都) 饒波川線）は、地区の慢性的な交通渋滞の緩和、歩行者の安全性向上、那覇空港自動車道へのアクセス確保のため、整備を推進します。
- ・豊見城交差点、高安北交差点は、交差点改良により、渋滞改善を促進します。

②公共交通、その他

- ・路線バスの軸となる県道 7 号線、県道 11 号線、県道 256 号線を中心にバス交通の維持・充実を図ります。
- ・市役所周辺、豊見城 IC を交通結節点として位置づけ、周辺地域を結ぶフィーダー交通、グリーンスローモビリティ、コミュニティサイクルなど多様な交通手段の導入やタクシープール整備、パークアンドライドなど乗換利便性向上に資する取組を検討します。
- ・県道 11 号線、県道 256 号線は、都市計画道路や河川などと連携し、新たな公共交通システムの導入検討や歩行空間の充実、沿道土地利用による賑わいの創出などを図り、安全・快適で歩いて楽しい都市空間を形成します。
- ・県道 11 号や県道 256 号線における自転車通行帯の整備などにより、自転車利用を促進します。
- ・住宅地を中心に、移動販売などの展開を促進し、買い物利便性の向上を目指します。

《都市環境形成に関する方針》

- ・漫湖、国場川、長堂川、饒波川などの河川環境の保全と活用に努めます。
- ・豊見城総合公園は、スポーツコンベンションの推進や健康、ビジネス連携の新たな拠点として整備を推進するとともに、広域避難場所や防災拠点としての整備を図ります。
- ・海軍壕公園は、歴史学習を担う場として、関係機関と連携しながら、利活用を促進します。
- ・饒波川流域は、中心市街地の整備と連携した親水公園などの整備により、良好な河川環境の創出を図ります。

《都市防災に関する方針》

- ・市役所周辺では、マンホールトイレ、備蓄倉庫および太陽光パネルなどの機能を備えた立体駐車場の整備を推進します。また、豊見城総合公園では、防災機能を備えた整備を進めます。
- ・県道7号線、県道11号線、県道256号線は、災害拠点、避難施設、広域交通拠点と連携した緊急輸送道路ネットワークの構築を促進し、沿道建築物の耐震化や無電柱化を推進します。
- ・高安、豊見城、上田などに存在する土砂災害警戒区域は、必要に応じて擁壁整備など斜面の崩壊対策を進めます。また、土砂災害警戒区域指定の周知を行い、災害情報の伝達や避難が迅速に可能となるよう警戒避難体制の整備を図ります。
- ・市街地における溢水を防止するため、排水路の整備や適切な維持管理を推進します。

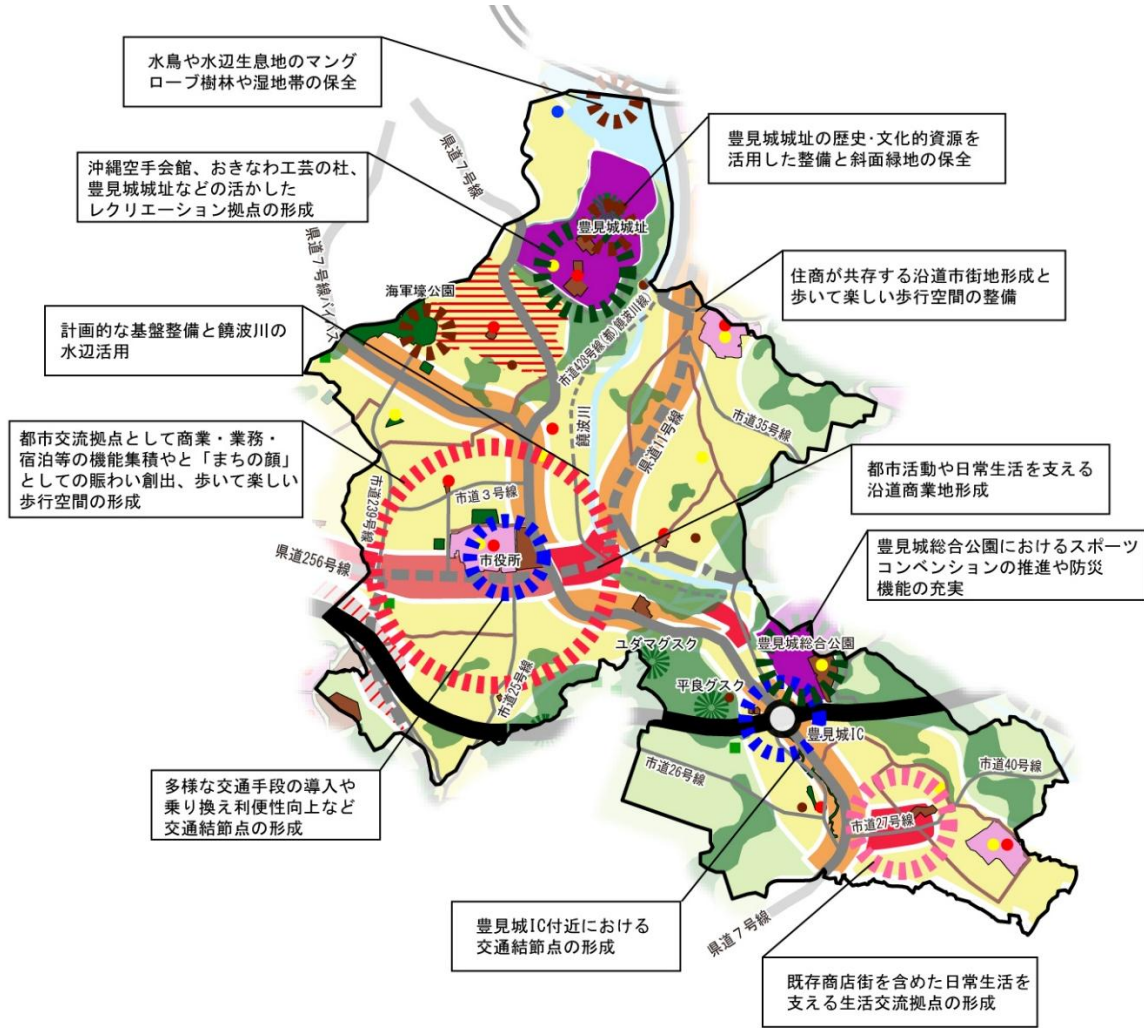
《景観・観光交流に関する方針》

- ・豊見城グスク、平良グスク及び丘陵地は、歴史・文化的資源を生かした観光・交流活動の場として活用を図ります。
- ・中心市街地は、土地の高度利用やオープンスペース、憩いの場の充実と合わせ、「まちの顔」として、賑わいや都市の魅力を持つ景観の創出を図ります。
- ・豊見城城址は、自然・歴史資源を活用した景観形成や地形を生かした特徴的な眺望景観スポットの形成を図ります。また、宿泊や飲食など観光・交流活動の促進に資する機能導入の可能性を検討します。
- ・字豊見城地区は、豊見城グスクやハーリー（爬龍舟競漕）発祥の地などの歴史的資源と、漫湖、饒波川といった自然的資源を活用し、豊見城ドゥームらしい街なみと調和する景観形成を図ります。
- ・豊見城総合公園を中心としたエリアは、スポーツコンベンションの推進や健康、ビジネスが連携する新たな拠点としての整備を検討します。
- ・豊見城城址および周辺では、沖縄空手会館、おきなわ工芸の杜など既存資源を最大限に生かした環境整備を進め、市民や来訪者の憩い、レクリエーション、観光・交流活動を支える整備を推進します。
- ・沖縄空手会館やおきなわ工芸の杜、漫湖水鳥・湿地センター、旧海軍司令部壕、豊見城城址などの歴史資源を活用します。また、各施設間を快適に周遊できるよう、誘導看板等の改修や設置の拡充を推進します。
- ・豊見城交差点から名嘉地交差点までの県道256号線沿道は、商業施設、宿泊施設、公共空間、交通結節点（防災機能を備えた立体駐車場）などを配置し、「まちの顔」として、地域住民や来訪者の回遊性向上、観光・交流・賑わいの創出を図ります。

《その他都市施設整備に関する方針》

- ・豊見城総合公園や周辺は、分散していたスポーツ・健康・福祉・産業支援施設機能の集約を検討します。
- ・豊見城市改良住宅は、誰もが住みやすい住環境の充実を図ります。高齢者、障害者、生活困窮者、子育て世帯、外国人世帯等の住宅確保に配慮を要する世帯の増加に対応するため、適正な住宅供給を推進します。
- ・上田小学校、豊見城小学校、ゆたか小学校及び豊見城中学校の予防改修を推進します。また、将来的な少子化による空き教室の発生を見据え、地域のニーズに応じた学校施設の活用を検討します。
- ・中央公民館は、隣接する豊見城総合公園の整備と連携したあり方を検討します。また、市内の社会教育機能の統廃合や集約化、公民連携による複合化等も併せて検討を行います。
- ・南斎場は、近隣自治体との広域連携により適切な維持管理、運用を図ります。

《中央地域 方針図》



凡 例					
	住宅地		都市交流拠点		都市計画公園
	複合利用地		生活交流拠点		史跡
	沿道商業地		産業拠点		グスク
	住商共存地		自然・歴史・文化拠点		公共施設
	工業・産業地		レクリエーション拠点		学校
	スポーツ・レクリエーション推進地		交通結節点		避難所
	海洋環境保全・利活用地		自動車専用道路		緊急避難場所
	都市的土地利用誘導地		主要幹線道路		福祉避難所
	農地・集落地		幹線道路		津波避難ビル
	斜面緑地		補助幹線道路		
	既存集落 (34条11号区域)		その他生活道路		
	景観形成重点地区				

※道路の破線は整備中、一点鎖線は調査中

《地域住民の意向》

① アンケート（令和6年10月実施の都市づくり意識調査より）

都市づくりに対する満足度について、住環境や買い物利便性、医療・福祉の充実度は満足度が高く、自然災害への対策や公園の充実度、防犯灯整備の充実度などの満足度が低くなっています。



② ワークショップの主な意見（令和7年11月実施の地域懇談会意見より）

良いところ・伸ばしていきたいところ	改善したいところ
<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設や病院などの施設が充実しており利便性が高い ・周辺都市や那覇空港へのアクセスがよい ・農地や自然が多くある ・昔ながらの集落がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園が少ない ・豊見城・名嘉地 IC 付近の混雑 ・下水道の整備 ・大雨時に冠水する地域がある ・バス停が少ない地域がある

《地域の現状と課題》

■現状

- ・西部地域全体の人口は、増加基調にあり、令和2年時点で約1万4千人となっていますが、近年一部地域で減少に転じています。
- ・土地利用は、農地が28.7%と最も多く、次いで道路用地20.8%、自然地18.0%となっています。
- ・国道331号及び県道256号線は、那覇市と糸満市を結ぶ広域的な幹線道路であり、沿道には商業・生活サービス機能等が立地しています。
- ・我那覇地区、名嘉地地区には、低層の戸建て住宅を中心とした住宅地が形成されているほか、保栄茂地区、翁長地区などには既存集落が位置しています。
- ・伊良波、田頭、名嘉地、座安などの一部には農地が広がっています。

■課題

- (土地利用・市街地整備)市街化調整区域の計画的な都市づくり
- (道路交通)交通利便性の向上や交通結節機能、公共交通の充実
- (都市環境)優良農地や斜面緑地等の自然環境の保全
- (都市防災)津波災害リスク対応や内水氾濫対策など
- (景観・観光交流)保栄茂グスクなど、歴史・文化的資源の保全・活用

(2) 地域の目標

《基本目標》

**幹線道路沿道における市街地の発展と
良好な集落環境が共存する地域づくり**

《基本方向》

- 県道 231 号線、県道 256 号線における住商共存地の形成
- 国道 331 号小祿バイパスを中心とした東西交通軸と各拠点の形成
- ガスクなど地域資源を生かした地域づくり

(3) 地域づくりの方針

《市街地及び拠点形成に関する方針》

① 市街地

- ・ 地域を横断する国道 331 号小祿バイパスや県道 256 号線沿道の一部は、地区計画制度を活用し、商業・業務施設、流通施設などの立地誘導を図り、中心市街地から連続する日常生活を支える沿道商業地の形成を図ります。
- ・ 地域を縦断する県道 231 号線、県道 256 号線の沿道は、幹線道路の利便性を生かし、商業・業務施設と集合住宅を含む多様な住宅が共存する住商共存地の形成を図ります。
- ・ 名嘉地、我那覇、伊良波、座安の住宅地は低層を基本とし、生活道路網などの都市基盤の適正な維持管理を通じて、良好な住宅地の形成を図ります。
- ・ 渡橋名の集落周辺やエコシティとはしなは、必要に応じた都市基盤整備を図り、市道 12、25 号線を骨格とする良好な住宅地の形成を図ります。
- ・ 県道 256 号線沿道の住商共存地の後背地では、道路などの都市基盤整備を図り、利便性の高い住宅地の形成を目指します。
- ・ 国道 331 号小祿バイパス南側後背地では、地域未来投資促進法などの活用を検討し、広域的幹線道路の利便性を生かした広域的な需要を満たす産業集積を図り、計画的な市街化を誘導します。
- ・ 豊見城・名嘉地 IC 付近では、土地区画整理事業や地域未来投資促進法などの活用を検討し、都市機能の集積や豊見城・名嘉地 IC の交通利便性を生かした産業集積を図ります。
- ・ 県道東風平豊見城線沿道では、都市交流拠点と県道 256 号線を連絡する交通利便性を生かし、都市的土地利用を計画的に誘導します。
- ・ 優良田園住宅制度に基づく開発については、計画の進捗状況に応じ民間企業と連携して検討します。

②集落

- ・既存集落となる田頭、翁長、保栄茂の集落では、伝統的な集落環境を保全しながら、道路などの生活基盤整備に努めます。
- ・保栄茂集落周辺の非農用地は、周辺の景観、営農環境等との調和を図りつつ、ゆとりある住環境の形成や公共施設の計画的な整備等を誘導するため、地権者の意向を踏まえて検討を進めます。

③農地・自然地

- ・渡嘉敷、保栄茂、翁長の優良農地は、地域の農業、治水、良好な住環境・景観を支える地域の資源として、維持・保全に努めます。
- ・翁長、渡橋名、田頭、我那覇などの斜面緑地は、市街地内の貴重な緑地として維持・保全に努めます。
- ・保栄茂グスク周辺は、歴史・文化的資源として活用を図りながら、斜面緑地の維持・保全に努めます。
- ・伝統的な集落景観を支える渡橋名グスクや渡嘉敷グスク、翁長集落周辺の斜面緑地は、維持・保全に努めます。

④拠点

- ・日常生活や都市活動、交流等の中心となる施設、場所やその周辺等を拠点として位置づけ、全体構想に基づき、機能充実を図ります。

[生活交流拠点] …… 田頭・名嘉地の一部(国道331号小禄バイパス沿道)

[産業拠点] …… 豊見城・名嘉地 IC 付近、国道331号小禄バイパス南側後背地

[自然歴史文化拠点] …… 保栄茂グスク周辺

[交通結節点] …… 豊見城・名嘉地 IC

《道路交通に関する方針》

①道路

- ・広域的な交流を促し、都市圏の骨格をなす主要幹線道路として那覇空港自動車道、周辺都市への移動や市の骨格を形成する幹線道路として県道東風平豊見城線、県道256号線を位置づけ、都市交流拠点や生活交流拠点にアクセスしやすい体系的な道路網を形成します。
- ・名嘉地交差点は、交差点改良により渋滞の改善を促進します。

②公共交通、その他

- ・路線バスの軸となる県道231号線、県道256号線を中心にバス交通の維持・充実を図ります。
- ・豊見城・名嘉地 IC 付近は、那覇空港方面から中北部への乗り換え拠点として交通結節点の形成を推進し、新たな交通システムの導入や周辺を結ぶフィーダー交通の導入、パークアンドバスライドなどの取組を検討します。
- ・県道256号線は、沿道土地利用による賑わいの創出などを図り、安全・快適で歩いて楽しい歩行空間を形成します。
- ・瀬長島への自転車ネットワークの形成や県道256号線における自転車通行帯の整備、高架下を自転車駐輪場として活用するなど、自転車利用を促進します。

《都市防災に関する方針》

- ・本地区は津波や高潮による浸水被害が一部で想定されていることから、避難対策として中高層の民間施設の活用などによる津波避難ビルの指定を推進します。
- ・県道 256 号線は、災害拠点、避難施設、広域交通拠点と連携した緊急輸送道路ネットワークの構築を促進するとともに、沿道建築物の耐震化や無電柱化を推進します。
- ・大規模な開発においては、市街地の内水氾濫に十分配慮した開発を誘導します。

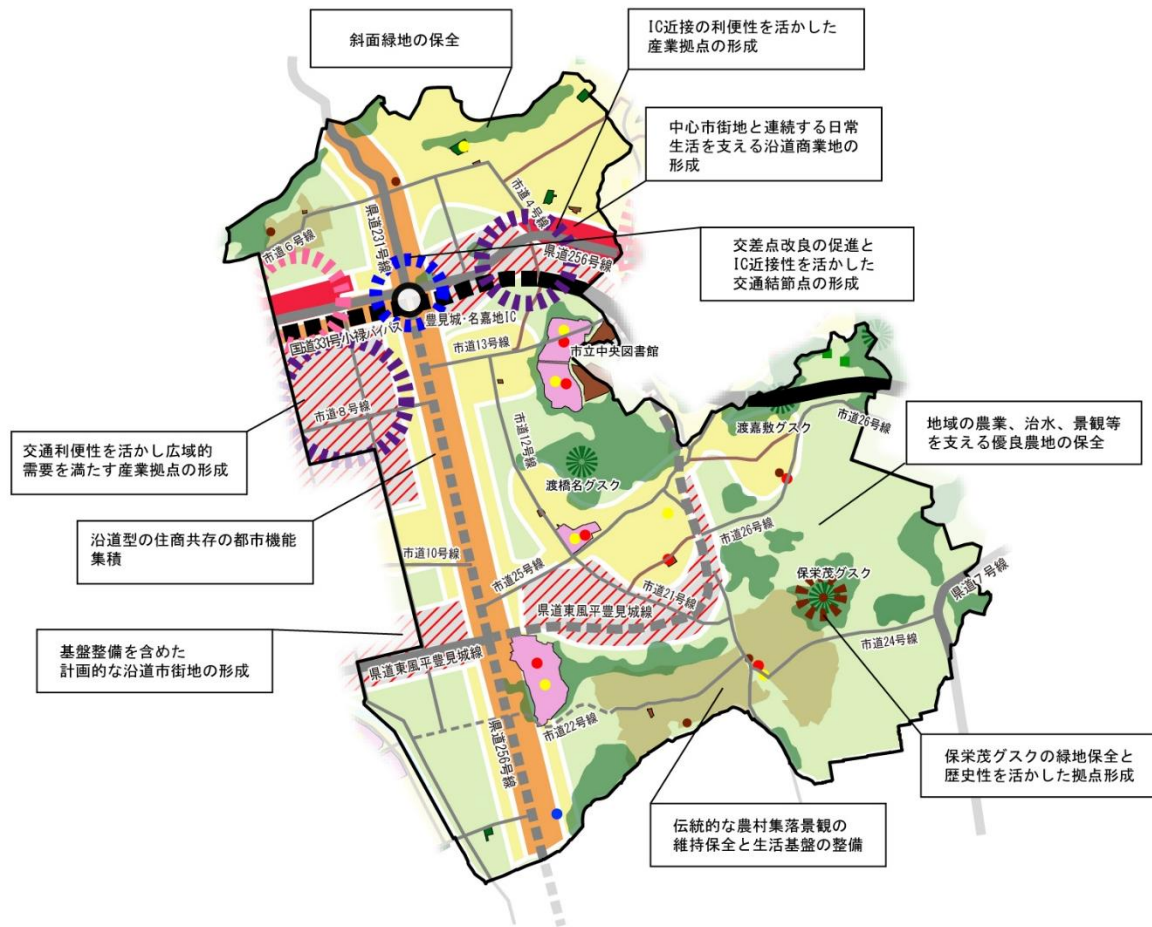
《景観・観光交流に関する方針》

- ・保栄茂グスク及び周辺の丘陵地は、歴史・文化的資源を生かした観光・交流活動を担う「自然・歴史・文化拠点」として保全に努め、活用を図ります。
- ・豊見城交差点～名嘉地交差点の県道 256 号線沿いでは、商業施設、宿泊施設、公共空間、交通結節点（防災機能を備えた立体駐車場）などを配置し、「まちの顔」として、地域住民や来訪者の回遊性向上、観光・交流・賑わいの創出を目指します。

《その他都市施設整備に関する方針》

- ・座安小学校の予防改修、伊良波小学校及び伊良波中学校の長寿命化改修を推進します。また、将来的な少子化による空き教室の発生を見据え、地域のニーズに応じた学校施設の活用を検討します。

《西部地域 方針図》

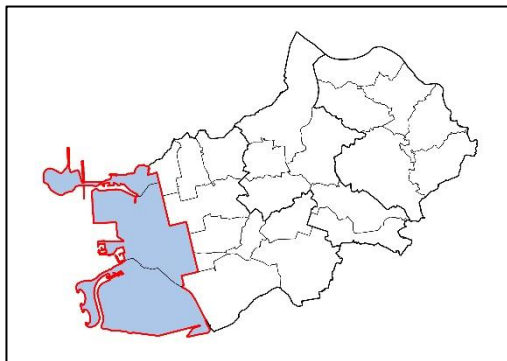


凡 例					
	住宅地		都市交流拠点		都市計画公園
	複合利用地		生活交流拠点		史跡
	沿道商業地		産業拠点		グスク
	住商共存地		自然・歴史・文化拠点		公共施設
	工業・産業地		レクリエーション拠点		学校
	スポーツ・レクリエーション推進地		交通結節点		避難所
	海洋環境保全・利活用地		自動車専用道路		緊急避難場所
	都市的土地利用誘導地		主要幹線道路		福祉避難所
	農地・集落地		幹線道路		津波避難ビル
	斜面緑地		補助幹線道路		
	既存集落 (34条11号区域)		その他生活道路		
	景観形成重点地区				

※道路の破線は整備中、一点鎖線は調査中

7-4 西海岸地域に関する方針

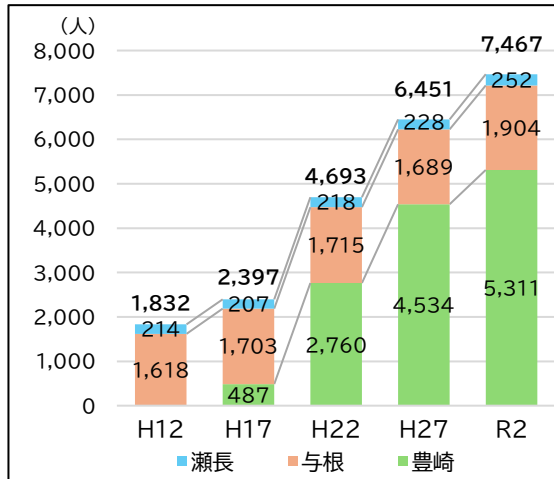
(1) 地域の概況



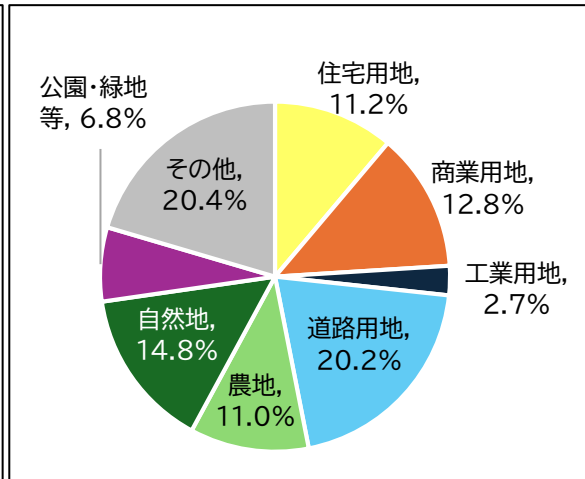
西海岸地域を構成する大字

瀬長、与根、豊崎

人口の推移



土地利用割合



各年「国勢調査」より作成

「令和5年度都市計画基礎調査」より作成



①豊崎の商業施設



②豊崎海浜公園



③与根地区間交流施設ゆにま〜る



④豊崎都市緑地(ヤシの木ロード)



⑤ウミカジテラス

出典：

- ①②豊見城市景観計画より
- ③④第2次豊見城市観光振興より
- ⑤豊見城市市勢要覧より

《地域住民の意向》

① アンケート（令和6年10月実施の都市づくり意識調査より）

都市づくりに対する満足度について、買い物利便性や住環境、公園等の充実度は満足度が高く、公共交通の利便性、防犯性や防災性などの満足度が低くなっています。



② ワークショップの主な意見（令和7年11月実施の地域懇談会意見より）

良いところ・伸ばしていきたいところ	改善したいところ
<ul style="list-style-type: none"> ・大きな商業施設が充実している ・幹線道路の利便性が高い ・海が近く、ビーチがある ・観光が盛ん ・公園が多く、街並みがきれいな地域がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通が不便 ・大雨時に冠水する地域がある ・ベッドタウンであり就労の場が少ない ・レンタカーが多く、通り抜け交通や速度超過が見られる ・新しい地域のため、コミュニティが少ない

《地域の現状と課題》

■現状

- ・人口は、豊崎地区の人口増加に伴い、増加傾向が顕著となっています。
- ・土地利用は、空港関連用地や空き地などが含まれるその他が20.4%と最も多く、次いで道路用地20.2%、水面などの自然地14.8%となっています。
- ・豊崎地区に大規模商業施設が立地するほか、与根地区の国道331号沿線には大規模な流通・業務施設が集積しています。
- ・豊崎地区は埋立事業により良好な住宅地が形成されているほか、瀬長、与根には既存集落が位置しています。
- ・本地域は海に面し、自然海岸線や美しいサンゴ礁（イノー）を持つ瀬長島、与根漁港及び豊崎の人工海浜などがあります。

■課題

- (土地利用・市街地整備) 拠点としての機能強化や良好な住環境形成
- (道路交通) 交通利便性の向上や交通結節機能、公共交通の充実
- (都市環境) 海浜環境の保全と活用
- (都市防災) 津波災害リスクへの対応
- (景観・観光交流) 瀬長島の観光拠点としての機能強化

(2) 地域の目標

《基本目標》

**豊かな海洋資源と広域交通を生かした、
海洋リゾートと新しい産業を発信する地域づくり**

《基本方向》

- 海浜環境などを活用した豊崎や瀬長島など都市交流拠点の形成
- 交通利便性を生かした産業拠点の育成
- 美しい西海岸の自然環境、農地・集落地の保全

(3) 地域づくりの方針

《市街地および拠点形成に関する方針》

①市街地

- ・豊崎の県道東風平豊見城線は、拠点間交流軸としての利便性を生かし、ロードサイド型の商業・業務施設、観光・レクリエーション施設などの集積を誘導し、都市拠点の核となる沿道商業地の形成を図ります。
- ・豊崎の住宅地は、地区計画の導入により、西側の中高層住宅地、東側の低層住宅地それぞれの良好な住宅地環境と景観の維持・保全に努めます。
- ・豊崎西部は、国道 331 号などへのアクセス利便性を生かし、周辺住宅地との調和に配慮しつつ、地区計画の導入により工業、流通・業務などの集積を誘導し、産業拠点となる専用性の高い工業・産業地の形成を図ります。
- ・与根西部は、土地区画整理事業及び地区計画の導入により、国道 331 号などへのアクセス利便性を生かした流通業務中心の集積を推進します。
- ・与根漁港は、漁業と共存する観光資源の開発や関連施設の立地を生かした、観光振興や交流に資する土地利用を推進します。
- ・豊崎の海浜と、隣接する総合公園の維持・保全に努めます。また、レクリエーション関連施設の充実を図り、市民や来訪者の憩いの場としての土地利用を推進します。
- ・国道 331 号小緑バイパス南側後背地では、地域未来投資促進法などの活用を検討し、広域的幹線道路の利便性を生かした、広域的な需要を満たす産業集積を図り、計画的に市街化を誘導します。
- ・与根の県道東風平豊見城線沿道は、都市交流拠点と県道 256 号線を連絡する交通利便性を生かし、都市的土地利用を計画的に誘導します。

②集落

- ・既存集落の瀬長集落は、斜面緑地の保全などにより、農漁村集落の良好な住環境の継承を図ります。
- ・居住地の拡大がみられる与根集落周辺は、生活道路、公園などの充実を図り、良好な住環境形成に努めます。

③農地、自然地

- ・与根の優良農地は、地域の農業、治水、良好な集落環境・景観を支える貴重な地域資源として、都市的土地利用の方向性と調整しながら維持・保全に努めます。
- ・瀬長集落背後の斜面緑地は、伝統的な集落環境を支え、保水・治山機能を担う緑地として、維持・保全に努めます。
- ・歴史ある瀬長グスクを有する瀬長島の斜面緑地は、観光地としての魅力を高める緑地として、海洋資源と一体的な維持・保全に努めます。

④拠点

- ・日常生活や都市活動、交流等の中心となる施設、場所やその周辺等を拠点として位置づけ、全体構想に基づき、機能充実を図ります。

[都市交流拠点] …… 豊崎、与根・瀬長島

[産業拠点] …… 豊崎西部、与根西部、国道 331 号小禄バイパス南側後背地

[生活交流拠点] …… 瀬長・田頭・名嘉地の一部

[レクリエーション拠点] …… 瀬長島、豊崎海浜公園、豊見城市民体育館一帯

[交通結節点] …… 道の駅豊崎周辺

《道路交通に関する方針》

①道路

- ・広域的な交流や都市圏の骨格をなす主要幹線道路として那覇空港自動車道、国道 331 号、周辺都市への移動や市の骨格を形成する幹線道路として国道 331 号小禄バイパス、県道東風平豊見城線を位置づけ、都市交流拠点や生活交流拠点にアクセスしやすい体系的な道路網を形成します。
- ・瀬長島は、集約駐車場の整備及び運営方法について検討します。

②公共交通・その他

- ・国道 331 号、県道 256 号線を中心にバス交通の維持・充実を図ります。また、交通結節点（道の駅豊崎）におけるデジタルサイネージやバスロケーションシステム、待合スペースの充実などを推進します。
- ・道の駅豊崎を中心に、豊崎地区を結ぶフィーダー交通の導入、多様な交通手段の確保、乗換利便性の向上、パークアンドライドなどについて検討します。また、観光案内や手荷物預かり所など観光に資する交通結節点の形成を推進します。
- ・周辺都市や市内の拠点間を結ぶ 2 次交通として、次世代型の交通システムの導入を検討します。
- ・道の駅豊崎から観光施設などへの移動手段、瀬長島における島内移動手段として、グリーンスローモビリティやコミュニティサイクルの導入を検討します。
- ・豊崎エリアにおける自転車ネットワークの形成を検討します。また、高架下を自転車駐輪場として活用するなど、自転車利用を促進します。

《都市環境形成に関する方針》

- ・自然海岸線や美しいサンゴ礁の礁池（イノー）を持つ瀬長島、与根漁港及び豊崎の海浜は、潤いのある都市生活を支える自然環境として保全と活用に努めます。
- ・豊崎海浜公園は、海水浴の他、マリレジャーや野外音楽など、市民や来訪者へ憩いの場、海浜環境の維持・保全と、レクリエーション関連施設の充実を図ります。
- ・市内で唯一の自然海岸を有する瀬長島は、海洋環境を生かした環境学習の場や観光・交流の活性化を担う場として、豊かな海洋資源を保全しつつ、利活用を図ります。

《都市防災に関する方針》

- ・本地域は津波や高潮による浸水被害が広範囲に想定されていることから、避難対策として中高層の民間施設を活用した津波避難ビルの指定を推進します。
- ・国道 331 号、県道東風平豊見城線は、災害拠点、避難施設、広域交通拠点と連携した緊急輸送道路ネットワークの構築を促進します。また、市道 286 号線、市道 290 号線、市道 292 号線においては無電柱化を検討します。
- ・高潮や津波による浸水被害を軽減するため、海岸沿いの公園整備や開発などに併せて、関係機関と連携した護岸整備や海岸保全事業の促進を図ります。
- ・大規模な開発においては、市街地の内水氾濫に十分配慮した開発を誘導します。

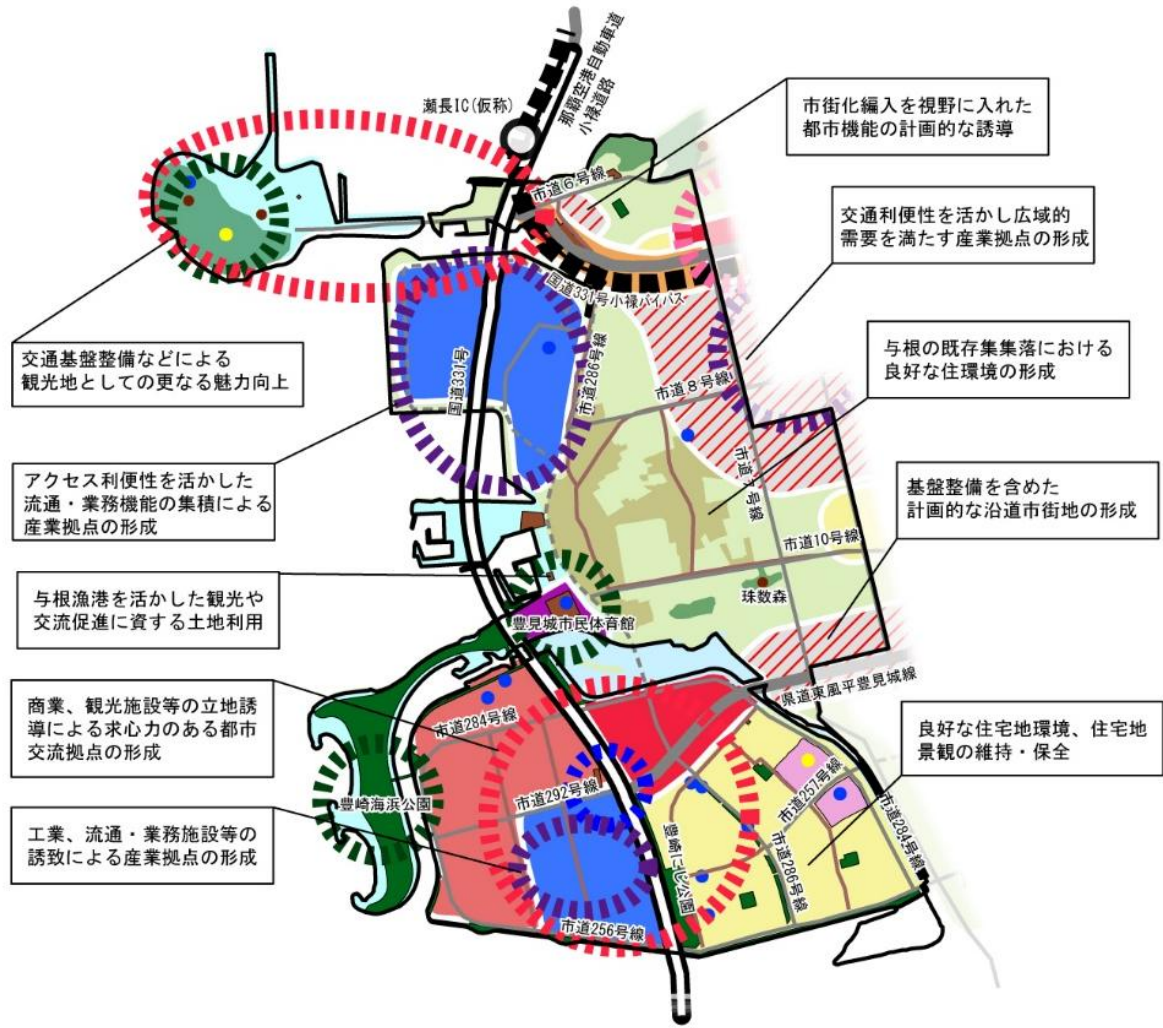
《景観・観光交流に関する方針》

- ・瀬長島、豊崎、与根などの海岸一帯は、本市の自然資源、歴史資源を活用し、観光に資する景観形成を推進します。
- ・瀬長島展望台、豊崎都市緑地における通称ヤシの木ロードなどの整備を通じ、本市の特徴的な眺望景観スポットの形成を図ります。
- ・瀬長島は、集約駐車場の整備や島内の交通体系の再編を図ることで、非日常が体験できる観光地として、さらなる魅力向上を図ります。
- ・与根地区観光交流施設ゆにま〜るは、漁港や海洋環境を生かした体験型観光のほか、周辺の道の駅豊崎や豊崎美らSUNビーチなどの周辺施設と連携した取組を検討します。
- ・海浜の活用にあたっては、自然保護や生態系への影響低減、適正利用などに配慮します。また、環境学習の場としての活用や地域の新たな活力に資する持続可能な都市づくりを推進します。

《その他都市施設整備に関する方針》

- ・豊崎小学校及び豊崎中学校の予防改修を推進します。また、将来的な少子化による空き教室の発生を見据え、地域のニーズに応じた学校施設の活用を検討します。

《西海岸地域 方針図》



凡 例					
	住宅地		都市交流拠点		都市計画公園
	複合利用地		生活交流拠点		史跡
	沿道商業地		産業拠点		グスク
	住商共存地		自然・歴史・文化拠点		公共施設
	工業・産業地		レクリエーション拠点		学校
	スポーツ・レクリエーション推進地		交通結節点		避難所
	海洋環境保全・利活用地		自動車専用道路		緊急避難場所
	都市的土地利用誘導地		主要幹線道路		福祉避難所
	農地・集落地		幹線道路		津波避難ビル
	斜面緑地		補助幹線道路		
	既存集落 (34条11号区域)		其他生活道路		
	景観形成重点地区				

※道路の破線は整備中、一点鎖線は調査中

IV 推進方策編

第8章 都市づくりの推進方策

8-1 市民参画による都市づくり

(1) 多様な市民参画の仕組みづくり

暮らし方や価値観の変化に伴い、都市づくりへのニーズは多様化しています。市民の意見を適切に反映させるためには、様々な年代や属性の市民が都市づくりに参画できる仕組みを整えることが重要です。そこで、以下の市民参画の場づくりと仕組みづくりに取り組みます。

① 参画のきっかけを生む多様な手法の導入

従来の説明会や公聴会、パブリックコメントに加え、ワークショップ、WEB アンケート、出前講座、出張パネル展など、多様な参加手法を組み合わせることで、参画のきっかけづくりに努めます。

② 市民に身近な単位での参画の場づくり

自治会単位や小学校区単位など、市民に身近な単位での参画の場づくりに努め、身近な生活環境についての課題や将来像を共有し、意見を計画や事業に反映させる仕組みの構築に努めます。

③ 積極的な情報発信と市民意見の見える化

広報紙、ホームページ、SNS 等を活用し、市民参画イベントの情報や都市計画事業の情報発信を行うとともに、市民意見の反映結果を分かりやすく伝えます。



ワークショップ



出張パネル展

(2) 多様な主体との協働の都市づくり

都市づくりでは、交通、環境、防災、福祉など多岐にわたる課題が存在します。これらの課題解決には行政だけでなく、市民、企業、自治会、事業者など、多様な主体が連携し、協働で取り組むことが不可欠です。このため、以下に示す協働の仕組みと体制づくりを推進します。

① 地域団体・事業者との連携

都市づくりと関係の深い活動を行っている自治会、商工会、観光協会、NPO 等との連携を強化し、各主体の活動が都市計画マスタープランの目標実現を補完し合えるよう努めます。

② 専門家・大学との連携

都市計画や交通、地域振興等の専門家や大学との連携協定等を推進し、都市づくりに専門的知見と新たな視点を取り入れます。

③ 公民連携

民間ノウハウを活用した公共施設の整備や維持管理・運営を進めるほか、市街地を活用した社会実証実験等を推進します。



ライドシェアサービスの実証運行



連携協定の締結式の様子

(3) 市民主体の活動への支援

本計画が目指す将来像の実現には、市民や地域団体による活動の後押しが不可欠です。このため、市民主体の活動に対し、以下の支援を実施します。

① 伴走支援

豊見城市地区まちづくりの推進に関する条例に基づき、地区まちづくり協議会の設立支援や相談体制の整備など、市民活動への伴走支援に取り組みます。

② ノウハウの提供と人材育成

地区まちづくり協議会の活動に対するコンサルタント派遣など、市民への専門的なノウハウ提供と人材育成の支援を図ります。

③ 活動の評価と顕彰

優れた景観形成に対する表彰など、市民主体の取組事例や成果を積極的に発信・評価することで、市民の活動の励みとし、動機付けや継続的な取組を促進します。



宇豊見城ドゥームラパンフレット

(沖縄県：沖縄らしい景観づくりに係る人材育成事業採択)

8-2 都市計画の具体化

(1) 都市計画制度の活用

都市の骨格や土地利用の方向性を実現するためには、用途地域や地区計画、都市施設等の都市計画制度を的確に使うことが重要です。限られた市域や財源を有効活用し、都市のあるべき姿を実現するため、以下の都市計画制度の活用に取り組みます。

① 用途地域等による土地利用誘導

住宅地、商業地、産業地等の土地利用の方針に応じて、用途地域や防火（準防火）地域の指定、地区計画の策定を行います。これにより、沿道のにぎわいや良好な住環境の確保等、目指す市街地像に沿った指定・運用を図ります。

② 都市施設（道路・公園・下水道等）の計画的な位置付けと整備の推進

良好な住環境に資する幹線道路や生活道路、公園・緑地、下水道等について、地域の実情に応じた適正配置を図り、防災・減災の観点も踏まえた計画的な整備を推進します。

③ 土地区画整理事業等による一体的な市街地整備の推進

拠点周辺や主要幹線道路沿線等では、事業の実現可能性を検証した上で、土地区画整理事業等を活用し、良好な市街地環境の形成を図ります。

④ 市街化調整区域におけるきめ細かな土地利用誘導

市街化調整区域周辺の集落や更新が見込まれる住宅地・業務地等において、市街化調整区域の地区計画制度などを活用し、きめ細かな誘導を図ります。

(2) 都市づくり関連事業・制度の活用

都市づくりを推進するには、関連する交通・防災・福祉・環境・産業振興等に関する多様な制度を組み合わせ、総合的に取り組む必要があります。本市は、関連制度を有効に活用し、都市づくりを進めるための以下の取組を推進します。

① 立地適正化計画制度の検討

将来的な少子高齢化に備え、都市のコンパクト・プラス・ネットワークを推進する立地適正化計画の策定について、必要性を含めて検討を進めます。

② ウォークブル関連制度の活用検討

居心地が良く歩きたくなる都市づくりに向けて、歩行者利便増進道路制度（ほこみち）など支援制度の活用を検討します。

③ 産業立地関連制度の活用推進

地域未来投資促進法に基づく基本計画の策定や国際物流拠点産業集積地域制度等を活用し、本市の立地特性を生かした、経済的波及効果が見込まれる土地利用転換を推進します。

(3) 広域連携や関係機関との連携

交通や防災、産業・観光、環境保全など、都市づくりに関する公共サービスや公共インフラの維持は、自治体単独で実施することが困難となりつつあります。一自治体で完結するのではなく、広域的な視点から都市圏全体での最適化が不可欠です。本計画の実効性を高めるため、近隣自治体や国・県、公共交通事業者などとの連携体制を強化し、以下の取組を進めます。

① 国・県との連携による広域インフラ整備促進

国道や主要地方道、空港・港湾、河川・海岸など、国・県が所管するインフラについて、計画段階から情報共有・協議を行い、本市の都市構造や土地利用方針との整合を図り、整備を促進します。

② 近隣自治体との広域連携の強化

公共交通利用促進に向け、新たな公共交通システムの導入やその他交通サービスの運行について、近隣自治体との連携を強化し、相乗効果の発現に努めます。

その他公共施設の相互利用やごみ処理、観光振興などに関する事務組合など広域的な課題・資源を共有するテーマについて、近隣自治体との連携を強化します。

③ 公共交通事業者・民間事業者との連携

バス事業者や開発事業者、商業・観光事業者等と連携し、広域的な課題に対する協働の取組について検討を進めます。

④ 庁内関係部署・関連計画との連携

都市計画マスタープランと、総合計画、公共施設再編計画、環境計画、観光振興計画、防災計画などの関連計画との整合を図り、一体的な施策推進を目指します。

8-3 本計画の評価や改定

(1) 中間評価

令和9年度を基準とし、概ね10年間後の令和18年度を目標年度とする本計画は、都市づくりの基本的な方針を示すものです。その中間年度である令和13年度を目途に、計画の進捗状況や成果について評価を実施します。この評価に基づき、必要に応じて第5章「分野別方針」や第6章「地域別方針」の見直しを検討します。

(2) 改定

本計画の目標年度である令和18年度に達した場合のほか、計画期間中に、上位計画の大きな変更、都市づくりに影響を及ぼす施策方針の転換、その他社会情勢の著しい変化等があった場合には、計画の改定を実施します。

① 目標年度における見直し

本計画の目標年度である令和18年度には、それまでの社会経済情勢の変化や各種施策の進捗状況を総合的に勘案し、全面的な改定を行います。

② 上位計画などの変更に伴う見直し

上位計画である沖縄県的那覇広域都市計画区域マスタープランや市の総合計画等において、方針の変更があり、本計画の内容と著しい齟齬が生じた場合には、必要に応じて全面改定を行なうか、第5章「分野別方針」や第6章「地域別方針」などの部分改定を実施します。